

平成25年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成25年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第1号 (6月4日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○表彰状伝達式	8
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○報告第4号～議案第47号の一括上程、説明	11
○散会の宣告	15

第2号 (6月6日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

12番 笹島 猛 君

都市計画税について	20
高齢者の就業支援とシルバー人材センターについて	29
自然環境と住宅環境の整備について	37

5番 綿引孝光君	
現在の住民記録や税金等の基幹業務システムの業務委託について……………	38
「自治体クラウド」について……………	40
7番 古川洋一君	
子育て支援について……………	43
20番 木村静枝君	
保育行政について……………	53
生活保護行政について……………	58
19番 石川利秋君	
再生可能エネルギーについて……………	64
2番 寺門厚君	
行政組織活性化について……………	73
活力ある農業の振興について……………	79
公共下水道整備進捗状況について……………	84
○散会の宣告……………	89

第 3 号 (6月7日)

○議事日程……………	91
○本日の会議に付した事件……………	92
○出席議員……………	92
○欠席議員……………	92
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者……………	92
○議会事務局職員……………	93
○開議の宣告……………	94
○諸般の報告……………	94
○一般質問……………	94
13番 助川則夫君	
自然環境保全について……………	95
遊休農地拡大防止施策について……………	100
16番 遠藤実君	
空き家対策について……………	104
○議案等の委員会付託……………	120
○散会の宣告……………	120

第 4 号 (6月18日)

○議事日程	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出席議員	1 2 4
○欠席議員	1 2 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき説明のため出席した者	1 2 4
○議会事務局職員	1 2 4
○開議の宣告	1 2 6
○諸般の報告	1 2 6
○議案の訂正及び差しかえ	1 2 6
○教育厚生常任委員会調査事項報告、質疑、採決	1 2 6
○発議第 2 号の継続調査報告、質疑、採決	1 2 8
○発議第 3 号の継続調査報告、質疑、採決	1 3 0
○発議第 5 号の継続調査報告、質疑、採決	1 3 1
○報告第 4 号～議案第 4 7 号の各委員会審査報告、質疑、採決	1 3 3
○議案第 4 8 号の上程、説明、採決	1 3 6
○同意第 4 号の上程、説明、採決	1 3 6
○議員派遣について	1 3 7
○委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について	1 3 7
○閉会の宣告	1 3 8
○署名議員	1 3 9

那珂市告示第54号

平成25年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成25年5月28日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成25年6月4日

2. 場 所 那珂市役所

平成25年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期15日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月4日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
			本会議 終了後	全員 協議会	1. 全員協議会
第2日	6月5日	水		休会	(議案調査)
第3日	6月6日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(議案質疑通告締切、正午まで)
			本会議 終了後	委員会	1. 議会運営委員会
第4日	6月7日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第5日	6月8日	土		休会	
第6日	6月9日	日		休会	
第7日	6月10日	月	午前10時	委員会	1. 議会改革特別委員会
			午後1時	委員会	1. 原子力安全対策特別委員会
第8日	6月11日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月12日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	6月13日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	6月14日	金		全員 協議会	1. 全員協議会
第12日	6月15日	土		休会	
第13日	6月16日	日		休会	
第14日	6月17日	月		休会	(議事整理) (討論通告締切・正午まで)
第15日	6月18日	火	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成25年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月4日）

平成25年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年6月4日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 6号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 7号 平成24年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 8号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 平成24年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第11号 平成24年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第12号 平成24年度一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第13号 平成24年度那珂市水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 那珂市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第46号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	企画部次長	関根芳則君
総務部次長	川崎薫君	市民生活部次長	中山悦男君
保健福祉部次長	小田倉正美君	産業部次長	倉持和彦君
建設部次長	助川保彦君	上下水道部次長	樫村悦雄君
教育部次長	会沢直君	消防次長	萩野谷孝君

議会議務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開会 午前10時15分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はありません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長（福田耕四郎君） 会議に先立ちまして、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功勞に対し表彰がありましたので、伝達式を行います。

平成25年度全国市議会議長会定期総会におきまして、5名の当市議会議員が、また茨城県市議会議長会総会におきまして、3名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰を受けられました。まことにおめでたく、心からお喜びを申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達式を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進みを願います。

全国市議会議長会表彰者、15年以上在職議員として、議席番号20番、木村静枝議員、議席番号19番、石川利秋議員。10年以上在職議員として、議席番号14番、君嶋寿男議員、議席番号13番、助川則夫議員、議席番号12番、笹島 猛議員。

続きまして、茨城県市議会議長会表彰者、15年以上在職議員として、議席番号20番、木村静枝議員、議席番号19番、石川利秋議員。8年以上在職議員として、議席番号16番、遠藤 実議員でございます。

○事務局長（城宝信保君） それでは、初めに、全国市議会議長会表彰伝達式を行います。

木村議員、前へお進み願います。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市 木村静枝殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成25年5月22日

全国市議会議長会 会長 佐藤祐文

代読。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 石川議員、お進み願います。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市 石川利秋殿

以下、同文でございます。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 君嶋議員、お進み願います。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市 君嶋寿男殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成25年 5月22日

全国市議会議長会 会長 佐藤祐文

代読。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 助川議員、お願いします。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市 助川則夫殿

以下、同文でございます。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 笹島議員、お願いします。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市 笹島 猛殿

以下、同文です。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 続きまして、茨城県市議会議長会表彰伝達式を行います。

木村議員、前のほうへお進み願います。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市議会議員 木村静枝殿

あなたは市議会議員の職にあること15年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成25年 4月22日

茨城県市議会議長会 会長 渡辺政明

代読。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 石川議員、お願いします。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市議会議員 石川利秋殿

以下、同文でございます。

おめでとうございます。

○事務局長（城宝信保君） 遠藤議員、お願いします。

○議長（福田耕四郎君） 表彰状 那珂市議会議員 遠藤 実殿

あなたは市議会議員の職にあること8年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振

興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成25年4月22日

茨城県市議会議長会 会長 渡辺政明

代読。

おめでとうございます。

それでは、ここで表彰者を代表いたしまして、木村静枝議員より謝辞をお願いいたします。
木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 表彰者を代表いたしまして、お礼の言葉を述べさせていただきます。

いつのまにか長年の月日がたってしまいました。その間、夢中で走ってまいりましたがけれども、きょうここに、こういう栄えある表彰をいただきまして本当にありがとうございました。

私たちが議員になった1991年、これは冷戦の終結の年でした。やっと戦争が終り、世界に平和が来るといふことでほっとしたわけですがけれども、最近また、国や地方の責任ある政治家から戦争に対する認識の違い、このことによって、世界からも批判されるような状況にあります。何よりも平和があつてこそ、市民の暮らしも財産も守ることができます。その中で、那珂市はどう発展していくかということがこれから私たちの肩にかかっているわけです。微力でございますけれども、今後とも頑張りますので、どうかよろしくをお願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 改めて、受賞されました各議員におかれましてはまことにおめでとうございます。

以上で伝達式を終わります。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、企画部次長、総務部次長、市民生活部次長、保健福祉部次長、産業部次長、建設部次長、上下水道部次長、教育部次長、消防本部次長の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、事務局次長、書記が出席をしております。

本日の議事日程及び行政概要報告については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、須藤 博議員、18番、加藤直行議員、19番、石川利秋議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間と決定いたします。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、助川則夫委員長から同委員会決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎報告第4号～議案第47号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 続いて、日程第3、報告第4号から議案第47号まで、以上20件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成25年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。

提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、ここで一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。また、ただいま全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会より永年勤続による表彰の伝達がございました。顕彰の栄に浴されました6名の議員の皆様に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後とも自治発展のためにますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、平成25年度がスタートして2カ月が過ぎ、また、私が市政運営のかじ取りをさせて

いただいてから早くも3年目となりました。この間、私が公約として市民の皆様にお約束いたしました各種の取り組みにつきましては、その実現に向け、全力で邁進しているところでございますが、議員の皆様方のご理解、ご協力のもと、おかげさまで着実に進捗が図られてきております。今後とも、市民の安全・安心の確保を第一としながら、私の市政運営のモットーであります「一人ひとりが輝くまち」、「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りたく、ここで改めてお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、今定例会に提出いたしました報告案件ですが、専決処分についてが3件、平成24年度予算の繰越計算書の報告が7件の10件でございます。

その概要についてご説明をいたします。

議案書をごらんいただきたいと思います。

報告第4号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものがございます。

施行期日は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

改正内容としては、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業等に伴う納税義務者のうち、旧緑資源機構が解散となったことに伴い、文言の削除を行うものでございます。

報告第5号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

改正内容としましては、固定資産税等の課税標準額の特例措置に係る引用条項の整理を行うものでございます。

報告第6号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、原則として平成25年4月1日から施行するものでございます。

改正内容としましては、国保加入世帯の中で75歳以上の後期高齢者がいる特定世帯及び特定継続世帯の世帯別平等割を減額し、減額期間を延長するものでございます。

報告第7号 平成24年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

こども発達相談センター開設準備事業、清掃総務事務費、土地改良基盤整備事業、道路維持補修事業、道路改良舗装事業、安心安全対策両宮排水路整備事業、両宮排水路整備事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷地区まちづくり事業、上菅谷駅前地区まちづくり事業、上

宿大木内線街路整備事業、菅谷市毛線街路整備事業、市営住宅管理事業、小学校及び中学校理科教育設備整備事業、額田小学校屋内運動場大規模改修事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定しましたので、繰越計算書を提出するものでございます。

報告第8号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

公共下水道整備事業、那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定しましたので、繰越計算書を提出するものでございます。

報告第9号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

農業集落排水整備事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したため、繰越計算書を提出するものでございます。

報告第10号 平成24年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

区画整理事業費に係る繰越明許費について、繰越額が確定しましたので、繰越計算書を提出するものでございます。

報告第11号 平成24年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

芳野小学校校舎整備事業について、繰越額が確定しましたので、継続費繰越計算書を提出するものでございます。

報告第12号 平成24年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について。

単独災害復旧事業について、繰越額が確定しましたので、事故繰越し繰越計算書を提出するものでございます。

報告第13号 平成24年度那珂市水道事業会計予算繰越計算書について。

公共下水道工事等の繰越しに伴い、配水管補償移設工事予算を繰り越して使用するものでございます。

以上が報告案件の概要でございます。

続きまして、提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

提出した議案のうち、条例の一部改正が7件、平成25年度補正予算が3件の計10件でございます。その概要についてご説明いたします。

初めに、条例の一部改正でございます。

議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の適用期間を平成27年3月31日までの2年間延長するものでございます。

議案第39号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法の一部改正による法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としては、軽自動車税の賦課期日及び納期の変更、地方公共団体への寄附金制度の見直し、延滞金及び還付加算金の利率の変更、固定資産税の前納報奨金廃止、住宅ローン控除の延長・拡充等を行うものでございます。

議案第40号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の規定による経過措置の適用及び中里工業専用地域の都市計画の変更により、条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号 那珂市災害対策本部条例の一部を改正する条例。

東日本大震災を踏まえ、那珂市地域防災計画の修正を行ったことに伴い、那珂市災害対策本部組織の見直しを行い「部」を「班」とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第42号 那珂市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が平成24年2月22日付で設立されたことに伴う条文の追加及び株式会社企業再生支援機構が平成25年3月18日付で、株式会社地域経済活性化支援機構に改められたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第43号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

一の関調節池に太陽光発電所を設置するにあたり、那珂市法定外公共物管理条例の別表に規定されている使用料に該当する項目がないため、条例の一部を改正して追加するものでございます。

議案第44号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

再生可能エネルギー導入にあたり、行政財産の利用を図るため、那珂市行政財産使用料徴収条例において準用する那珂市道路占用料徴収条例の別表に該当項目を追加し、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、平成25年度補正予算でございます。

議案第45号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億6,149万5,000円を追加し、185億3,149万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、民生費については、民間保育園建設費補助事業において、かしま台保育園の改築に対する補助金を追加するものです。衛生費については、予防接種事業において、妊娠を予定または希望する女性やその夫などを対象に、風疹予防ワクチン接種費用の負担軽減を図るため扶助費を追加するものでございます。商工費については、がんばる商店街支援事業において、商業者団体等に対する商業活性化のための事業費補助金を追加するものでございます。公債費については、特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰

上償還分を追加するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものでございます。

議案第46号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3億8,189万2,000円を追加し、28億6,589万2,000円とするものでございます。

歳出の内容としましては、公債費について、特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰上償還分を追加するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金、市債を増額するものでございます。

議案第47号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ7,201万5,000円を追加し、10億1,301万5,000円とするものでございます。

歳出の内容としましては、公債費について、特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰上償還分を追加するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金、市債を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係者においては11時までに全員協議会室にご参集を願います。

散会 午前10時50分

平成25年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月6日）

平成25年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年6月6日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	企画部次長	関根芳則君

総務部次長	川崎 薫 君	市民生活部長	中山悦男 君
保健福祉部長	小田倉 正美 君	産業部次長	倉持和彦 君
建設部次長	助川 保彦 君	上下水道部長	樫村悦雄 君
教育部次長	会沢 直 君	消防次長	萩野谷 孝 君

議会事務局職員

事務局長	城宝 信保 君	事務局次長	深谷 忍 君
次長補佐	渡辺 莊一 君	書記	二方 尚美 君
書記	萩谷 将司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承をお願いします。

本日の議事日程については、別紙のとおり、お手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（福田耕四郎君） 通告1番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 都市計画税について。2. 高齢者の就業支援とシルバー人材センターについて。3. 自然環境と住宅環境の整備について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島 猛議員。

〔12番 笹島 猛君 登壇〕

○12番（笹島 猛君） 議席番号12番、笹島 猛でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回初めて1番目ということでトップ

バッターということでちょっと緊張しております。頑張ってやっていきたいと思うので、執行部の皆さんいい回答をよろしくお願いいたします。

まず、都市計画について伺ってまいります。

都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村内の都市計画区域のうち市街化区域内に所存する土地・家屋に対して課税することができます。那珂市では昭和54年に課税開始いたしました。その当時の徴収額はどのくらいなのか、また近年の徴収額はどのくらいなのか、まず伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

昭和54年の徴収税額でございますが、約4,000万円でございます。最近で言いますと、平成23年度で約3億3,600万円となっております。3億4,000万円前後で推移してございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 本市の社会資本の整備は進んでいると思っております。

しかし、市街化区域の中には依然として旧態以前の状況になっているところも見受けられます。地区によっては都市計画税を払っていても一向に変らないという声も耳にします。

都市計画税は目的税として用途が定められているので、その使い道というのは限定されると思います。

そこで、過去5年間どういうところに使ってきたのか中身についてと、今後の充当事業について伺ってまいります。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

都市計画税につきましては、市街化区域における都市計画事業に係る財源を担う目的税でございますので、その目的に添って事業に充当しているところでございます。

また、過去5年間の主な充当先といたしましては上菅谷駅前地区、杉原地区、菅谷地区、下菅谷地区における街区道路や公園等を整備するまちづくり事業。それと上菅谷停車場線、上菅谷下菅谷線、瓜連駅の駅南停車場線などの都市計画街路事業や区画整理事業に、さらに、これまで市街化区域におきまして整備を進めてきました下水道事業を含む都市計画事業に係る公債費でございます。

また、今後の充当事業についてでございますが、菅谷地区や下菅谷地区におけるまちづくり事業に加えまして上宿大木内線や下菅谷停車場線などの都市計画事業が予定されておりますので、それら事業の財源として活用してまいり予定でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 納税の税率は税額の基となる価格については固定資産税の課税標準額となるべき価格を基に算定しております。税率については地方税法の規定により0.3%を超えることはできないとなっており、那珂市では条例で0.3%と定めております。

そこで他の市町村の税率を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

県内44市町村で見えますと、那珂市と同じように0.3%の税率を使っているところが18市町村ございます。それと0.2%台の市が6市ございます。それと0.15%が1市でございまして、課税をしていない市町村につきましては19市町村でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 課税するかどうかは市町村の任意であることから、市長の判断で条例さえ変えれば今0.3%が上限なので、これは幅があって0.2%にしても極端に言えばゼロ円でもいいのか。また、本市では将来的には0.3%、これを少しでも下げようという考えがあるのか市長に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） 都市計画税については1956年に目的税として設定されました。市街化区域の基盤整備にかかわる貴重な税財源であると認識をしております。今後引き続き市街化区域にかかわる都市計画事業を予定しております。またこれまで下水道事業を進めるに当たって借り入れた市債償還もございまして、1978年に改正された0.3%の税率を引き続き実施をしていかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） そうすると先ほど市長が言っていた下水道事業の借り入れの市債というのは、償還はどのくらいあるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

下水道事業の借入金でございますが、平成23年度末で借入金の残高が約106億500万円となっております。また、平成23年度におけるこの償還額でございますが、元金につきましては約6億7,400万円。それと、それに係る利子、利息ですね、これが約2億6,400万円でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今言った借入市債償還も平成27年あたりかな、終るとちょこっと聞いたんですけども、あと都市計画税も終了するというところで、また税率を見直す考えはあ

るのかどうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 先ほど市長からも答弁しましたように、まだ市街化区域の都市計画事業がかなり残ってございますので、事業がある限りはこの税率を現段階では維持していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 都市計画税は納税者にとって固定資産税の上乗せの意味に捉えている面が多く、誤解や不信、不満の声もあるのも事実です。

これからは住民が納得して公平な税を負担する環境をつくっていただき、その用途についても議会及び市民に明確にさせていくことが極めて重要なことと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど申し上げましたが都市計画税は目的税でございますので、その用途を明確にしていくことは重要なことだと考えております。

市といたしましては、これまで「広報なか」や市ホームページにより決算概要を掲載する際に都市計画税の充当事業や充当率を明らかにしておるところでございますが、引き続きその取り組みを充実させて説明責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 固定資産税の課税標準は固定資産の価格であり、価格とは適正な地価とされております。固定資産の税率は地方税法において標準税率が1.4%と定められておりますが、実際に課税する際の税率は市町村によって違うのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

茨城県内の全ての市町村がこの標準税率であります1.4%の税率を適用してございまして、これは条例でこれと異なる税率を定めることができますので、全国一律ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 土地の評価がえは3年ごとに行われており、本市では平成27年が評価がえの年になりますが、評価額の決定方法と市街化調整区域の評価方法について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

評価額の決定方法につきましては、総務大臣が定めました固定資産評価基準により決定を

しております。市街化調整区域の評価方法でございますが、状況が類似した地区ごとに区分をいたしまして、その中で標準的な宅地の不動産鑑定を選定し、この価格をベースに評価価格を算定いたします。また、市街化区域の評価方法でございますが、路線ごとに付設された価格、いわゆるこれを路線価といっておりますが、これを基に個々の土地の形状等に応じた補正を行って評価額を算出しているということでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 宅地については平成6年度の評価がえから地価公示価格の7割程度を目標に評価を行うことになっております。しかし、それに対して今は土地の下落があります。かけ離れた税率になってしまうので負担調整率をかけながら少しでも7割に近づけていくと思っておりますが、評価額に対する課税標準価格との割合は何パーセントぐらいかけているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

宅地によって違いがございますけれども、住宅用の土地につきましては税負担を軽減する必要から特例措置というのを適用しておりますが、この特例措置ごとと比較しますと課税標準額とのこの割合というのは平均で92.7%となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 92.7%ということで100%に近いということで、これは評価どおり固定資産税を払っていることになり、この数字が低いほど固定資産の税負担が低いのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございますが、本来の課税標準額にまだ達していないということでございますので、この数字が低いほど固定資産の税負担が低いということでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 評価額が100%、最初から目標にするのではなくて負担水準を60%で線を引いて、負担水準が60%以上なら税率は引き下げていくとか、据え置いていくとか、あとは、60%以下だったらそのときは税を上げていくというかそういうことはできないのかな。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

この負担調整措置というのは平成6年に制度の改正がございまして、それまでは評価等の

2割から3割で課税標準額を出しておりましたが、それを7割としましたのが平成6年でございまして、そうするとその段階で一気に税額が増えてしまう。これを調整するために今までずっとこれをなだらかに上げていくという方法が、いわゆるこの負担調整の趣旨ということでございますので、現在もその都度税制改正の中で見直しをしてございまして、できるだけその逆転現象が起きないような形では措置しているというふうに制度上なっております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） いつまでたっても地価下がっても税額が上がるというこういう矛盾は解消されないよね、どうなんですか、それ。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 地価が下落する中で税額が上昇する土地もございすけれども、本来の課税標準額に比べまして、現在の課税標準が低いために急激な税負担が生じないように負担調整措置が取られているということで、税制改正におきましても引き続き負担の均衡化を進めることになっております。そのため、地価が下がっても税額が上がるという土地につきましては是正過程にあるということで、課税の公平の観点からやむを得ないものであると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 市街化区域と調整区域ではその評価自体に随分差が出てきます。それプラス都市計画税が市街化区域に上乘せされるわけですから、またこれに差がついてくるわけです。そこで比較の意味で固定資産税の比較をした場合に、市街化区域と市街化調整区域の場合には宅地はどのくらいの税の負担がかかるか、差が出ているかということをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

所在場所によってこれは違いは当然ございますけれど、大体200平米の土地で算出いたしますと、平均で市街化区域で約9,400円、調整市街化区域で3,500円の税額となっております。5,900円の差が出ているというようなことでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 茨城県の考え方として市町村合併に伴って、どうしても周辺部が取り残されているという現実があると聞いております。その中において調整区域へ住宅地の立地緩和を進めているというのが県の中であると聞いております。

そこで、県内でそもそも市街化区域と調整区域の線引きをしていない自治体があると思いますが、その現状を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

茨城県内44市町村のうち、いわゆる未線引き市町村は14自治体となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 調整区域の立地が緩和され10年以上住んでいると、市街化区域から隣の字ですとか、昭和46年3月15日以前の出身者ですとかは調整区域に家が建つとかという形で税金も半額になり、土地も半額で買えるといった宣伝文句で不動産屋さんのチラシが入ってきます。そこで調整区域における開発許可の件数はどうなっているのか、また最も多い地域はどこなのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） ここ3年間における市街化調整区域内の開発許可件数でございますけれども、平成22年は78件、23年62件、24年89件となっております、最も多いのは後台地区で3年間で41件となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 調整区域は市街地を抑制するものであって、そこに住んでいる方々がいろんな条件あるいは理由に基づいて調整区域に住むことができるというふうに思っております。調整区域は意図にある敷地の面積が確保されて良好な住環境が形成されているところでは。

ところで、農地転用は簡単にできて件数はふえているのか、また正規の手続を行わないで農地転用以外に使用した場合はどうなるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

農地の転用許可につきましては、転用の目的に応じて立地基準、さらに一般基準というものがあ、要件を満たしている場合には農業委員会の総会において許可相当かどうかを判断いたします。そのあと県の農業会議の常任会議に諮問をして答申を得て初めて許可処分ということになります。

また、転用の内容によっては都市計画法等他の法令との調整が必要となり、他法令で許可の見込みがないという場合には転用を許可することはありません。

このようなことからさまざまな審査を経て転用許可に至るため、容易ではないものと認識をしております。

続いて許可件数でございますけれども、特に住居系の農地転用許可件数でございますけれども、平成22年に64件、23年には70件、24年には84件となっております、増加の傾向にあるというのが現状でございます。

それから、正規の手続を経ないで農地以外に使用した場合にということでございますけれ

ども、農業委員会としては原状回復等の指導により違反を是正させるということになります。
以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 緑は守っていこうというかけ声と裏腹に、緑を守ろうとするところに家がどんどん半額くらいの形で建っていく、税金も安いといったこういう矛盾が回りまわって不公平な現状が出てくる前に市街化の見直しも大がかりではなく若干は考えていく必要があるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しでございますけれども、現在の社会情勢や土地利用の現状を踏まえて考えていく必要があると考えております。

平成23年度に実施しました都市計画基礎調査における宅地化率は現在57%であり、まだまだ充足していない状況にありますので、現時点で見直しは考えておりません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） その充足率は何パーセントくらいだったら県の許可をもらえるのかな。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） これは県と協議しないとはっきりしたことは言えませんが、少なくとも80%ぐらいは充足していないと難しいというふうに考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） すると、まだまだこれから何十年とかかる課題ですよ。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 現在市街化の区域におきましては先ほど質問のありました都市計画税を充てまして、都市計画道路及び基盤整備等を進めております。それが進むことによって宅地化率は徐々に上がってくると思われまますので、どこまで投資できるかによってですけども、今後の宅地化率の進み具合というのは変ってくるのかなということで、現時点でいつぐらいというのはなかなか難しいというふうに思います。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 以前は市街化調整区域に大型ショッピングセンターですとかそういう大規模施設が郊外へ郊外へと出ていったものです。高齢化を迎えるにあたって今度は中心市街地にコンパクトシティというものが、お年寄りが歩いていける圏内にそういう施設を集約しようという形の中で都市計画法が改正になりました。そこで、そういう形で開発行為等が行われた調整区域については都市計画税が課税できるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

議員が冒頭におっしゃいましたように、都市計画税は都市計画事業とか土地区画整理事業に要する費用に充てるために、原則として市街化区域に課税するものでございますが、地方税制上は市街化調整区域で行われる大規模な開発行為に係る開発区域が発生した場合、その区域に所在する土地とか家屋に対して課税しないということが、いわゆる均衡を著しく失すると認められる特別の事情があれば、区域の一部を定めて課税できるというような定めがございます。しかし、この特別の事情の趣旨であります市街化区域との課税の均衡、これは一般的な要件となっておりますので、もし課税するという場合には慎重な議論が必要ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） わかりました。

次に、下水道事業について伺ってまいります。

下水道事業については生活基盤として市民生活に必要なものです。しかし、長期にわたる下水道整備にかかわる事業費の負担は、市財政にとっても厳しくなるものと想像できます。

そこで事業認可区域も含めて今後の下水道整備計画と総事業費を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

現在の下水道整備計画につきましては、第1次整備優先地区585ヘクタールのうち第1期整備地区の152ヘクタールにつきまして平成24年度に認可を受け整備を進めているところでございます。第2期及び第3期整備地区につきましては、平成33年度の事業完了を目途に整備を進めてまいりたいと考えてございます。なお、第1次整備優先地区の総事業費でございますが、約87億円でございます。

次に、第2次整備優先地区でございますが、こちらの計画につきましては平成29年度の公共下水道審議会に諮る予定になってございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 市街化区域と調整区域の整備事業では、調整区域等の人口密度の低い地域では効率が悪く工事費が高くつく、収入が少なく収支バランスは悪いと思うが具体的にどうなのか。また、受益者負担金が市街化区域と調整区域では金額の差があるとのことですがどうしてか。また敷地面積が広い調整区域の宅地内接続は個人負担が大きくなり、ひいては受益者がなかなか接続してくれないケースが出てくると思うが対策はあるのか、3点まとめて伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

1点目の調整区域の収支バランスについてのご質問でございますが、市街化区域と市街化調整区域の環境整備につきましては、同じ延長を整備した場合でも公共ますの引き込み件数や住宅密集度が違ってくるため、市街化調整区域における1件当たりの工事費はやや高くなる傾向がございます。

また、市街化調整区域の賦課対象面積につきましては、市街化区域に比べまして小さくなりますため、受益者負担金の収入が少なくなり議員ご指摘のとおり収支のバランスが悪い状況にはなります。このため新規地区の受益者負担金につきましては、1平方メートル当たり290円の差をつけまして調整を図っているところでございます。

次に、2点目の市街化区域と調整区域の受益者負担金の差についてのご質問でございますが、市街化区域と市街化調整区域の受益者負担金におきましては、賦課する土地の扱い方が異なるために差が生じてございます。市街化区域におきましては全ての地目の土地が賦課対象となります。一方、市街化調整区域におきましては、現況地目が宅地及び宅地相当の地目の土地のみが賦課対象ということになります。

負担金の算定式につきましては、総事業費から国・県の補助金を除いた額を賦課対象面積で徐して算定されます。算定式の分母の賦課対象面積の対象によりまして負担金に差が出るという結果になってございます。

3点目の調整区域の受益者が接続してくれない場合の対策についてのご質問でございますが、調整区域内の受益者に対しての接続推進につきましては、工事や受益者負担金の説明会におけるPR等、広報等により啓発活動を行ってまいりましたが、議員ご指摘のような場合にはこれまで個別の文書によるお願いや、戸別訪問によるお願いなどで随時対応をしてきたところでございます。

今後も環境改善に対する受益者の皆様のご理解をいただきながら早期に接続していただけますよう引き続き啓発活動と戸別対応を推進しまして、未接続者の減少に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） ひたちなか市、つくば市などでは市街化調整区域においても下水道事業に関連して都市計画税を課税している状況にあります。本市では今後の下水道等の整備区域等で市街化区域以外の調整区域にも課税するのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

都市計画税につきましては都市住環境の整備を図るため、都市計画事業または都市計画整備事業を優先的、集中的に実施する区域に課税するものでございます。先ほども言いましたように、特別の事情がなければ市街化調整区域の課税はできないということになっておりますので、現在のところ市街化調整区域への課税は考えてございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 全体計画で位置づけられている新たな整備区域とともに、現在進めている整備事業に関しても受益者の意向、あるいは長期債務の累増と財政負担、得られる収入との収支見通しを踏まえていきながら、事業会計については事業収入によって必要経費を賄うことが会計の性質上求められることから、他の会計以上に財政健全化の取り組みが必要です。このため、公共下水道事業については当面の収支改善に寄与する取り組みの推進はもとより、将来性に過大な負担を強いることがないような取り組みはどのようなものが必要なのか、また事務事業の総点検も必要なのか、最後に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

現在実施中でございます公共下水道等の事業につきましては、生活排水対策として欠くことのできない施設でございます。特に、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図り、安全で快適な住みよいまちづくりを実現するためにも引き続き事業を推進していく必要があります。しかしながら、これらの事業には多額の費用と相当の年月を要しまして、また将来は人口が減少するということが確実と言われておりますので、今後は全体事業費や上位計画との調整を図りつつ地域の実情を考慮した中で、効率的かつ経済的な生活排水施設の選択や見直しができますよう検証していく必要があると考えてございます。

さらに、事務事業の効率化やコスト縮減等の歳出抑制の検討を行うとともに、使用料の収納率向上、そして水洗化率の向上、また使用料の見直し等による自主財源の確保に向けました経営改善の検証もこれから必要になってくると考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、2番目の高齢者の就業支援とシルバー人材について伺ってまいります。

今年4月、高齢者雇用安定法の改正により定年に達した従業員については65歳までの雇用が全ての企業に義務化されました。再雇用、定年引上げ、定年廃止、いずれも措置を取らなければならなくなりました。2004年の法改正により既にこうした雇用確保措置は導入済みですが、従来は労使協定で定めた基準に基づき企業は再雇用をする社員を選別することが許されました。今回の改正ではそれができなくなります。4月以降老齢年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられます。再雇用を希望しなければ無収入の期間が生じてしまう可能性があるため、60歳定年の多く82.5%が再雇用を希望するようになるとみられます。かつて55歳だった法定年齢が60歳に引き上げられたのは十五、六年前の話です。ついに日本は65歳定年時代を迎えるようになりました。そこで地方公務員の再任用と再任用とは別に勤務延長はあるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

地方公務員の再任用制度につきましては、那珂市でも法令を整備してございますけれども、現在定年退職者の再雇用につきましては、希望者を嘱託員として再雇用を行っている状況でございます。しかしながら、議員が今おっしゃいましたように平成25年度に60歳を迎えるものから老齢年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるというような状況を踏まえまして、新たに退職者の再雇用や賃金などの体系を早急に整備していく準備を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 安倍政権の打ち出した政策が株式市場を大いに沸かせております。

長らく続いた円高の終えんはほぼ確かなものになりました。このアベノミクスの効果は雇用情勢に少しは改善の兆しが見えてきているのか、また厳しい状況にあるのか本市の雇用情勢について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

那珂市の雇用情勢ということでございますけれども、市町村別の状況の集計結果というものはまだ行われておりませんので、参考ということでございますけれども茨城県全体の雇用情勢について茨城労働局公表の資料を基にアベノミクス前後の雇用動向調査を比較してみますと、平成24年の3月現在で完全失業率、県においては3.7%、国は4.5%、有効求人倍率でございますけれども、県が0.77倍、国は0.76倍というものであったものが、平成25年3月現在では完全失業率、県が3.7と同じでございますけれども国は4.1%、有効求人倍率については、県が0.79倍、国は0.86倍となっており、徐々にではございますけれども改善の兆しがみられております。

このようなことから那珂市の状況につきましても、国や県と同様に徐々にではありますが改善がされていると推察をしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今年の4月から障害者の法定雇用率が引き上げられました。障害者の雇用の促進等に関する法律では事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者、知的障害者の割合が法定雇用率以上になるように義務づけられております。民間、企業で現行の1.8%から2.0%に、国、地方公共団体が2.1%から2.3%にそれぞれ引き上げられることになりました。さらに、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変更されました。そこで本市の障害者の雇用義務人数と達成はできているのかを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

ご質問のとおり今年4月から地方公共団体の障害者法定雇用率が0.2ポイント引き上げられまして2.3%になってございます。この改定によりまして市の平成25年度の法定雇用障害者数は10名になると思われています。それで現在充足している状況でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今後、高齢者の福祉施策の中でも健康に関すること、それから介護予防に関すること、医療福祉に関すること、高齢者が働く場の情報や仕事ができる機会の提供などを施策として希望している方は多いはずで。今後の高齢者を取り巻く状況は、自立志向等の高まりや年金などの社会制度に対する不安などから、ますますその就業意欲は高まってくると考えられます。そこで、そういう状況を踏まえて高齢者の就労に関する現状認識について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

現在、団塊の世代が62歳以上となり年長の昭和22年、23年生まれの団塊の世代の人たちは65歳の高齢者世代に突入しております。あと数年で団塊の世代の方々は全員高齢者の仲間入りをします。目前に迫りました超高齢社会におきまして、活力ある社会を維持していくためには高齢者の就業対策は重要な課題の一つであると考えております。

昭和61年にシルバー人材センターが法律で明文化された当初のころは、高齢者の生きがい対策、社会参加を第一に掲げ、就業対策というよりも福祉的な側面が重視されていたと思います。しかしながら、団塊の世代が文字どおり大きな固まりとなって高齢者の仲間入りをしている近年、議員おっしゃいましたように独立志向も持ち消費生活水準を落とす傾向にある団塊世代に象徴されますように、高齢者の就業意識は子供に頼らないでみずからの生活を維持しようとするいわば経済的な要因に変化しつつあるのが現状であるかなと認識しております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 生きがい支援の中で施策の方向の一つに高齢者の就業支援という部分ではシルバー人材センターという支援、もう一つはハローワークとの連携があると思います。現実的に70歳に近い、70歳を超えている方の就労というのは非常に厳しい状況にあると思います。そういう中で特にシルバー人材センターの役割というのは非常に大きくなってくるだろうと思っております。シルバー人材センターは高齢者の健康維持、生きがいづくり、地域貢献として大変大きな役割を担っている事業ではないかと思っております。平成24年から社団法人から公益社団法人へ移行しましたがどのように変わったのか、また国・県からの補助というのがあるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

平成20年12月に施行されました公益法人制度改革関連3法に基づいて、一般社団法人か公益社団法人かの選択が義務づけられましたが、県シルバー人材センター連合会の指導もあり、那珂市としては公益性の高い公益社団法人を選択したところであります。

公益法人は収益事業課税で、なおかつ外形的に収益事業に該当していても公益目的事業として認定されたものは収益事業から除外され非課税となります。また、公益法人が公益目的事業に対して受けた寄附については寄附を行った個人や法人には税制上の優遇措置が講じられます。国・県の補助については現在、県の補助はなく国のみとなっております。国の運営費補助は会員数と就業延べ人数、就業日数の基準により市町村シルバー人材センターをA・B・Cの3つのランクに格付し、ランクごとに補助限度額を設けております。Aランク870万円、Bランク710万円、Cランク560万円でございます。なお、市町村の補助金が国の補助限度額を下回る場合には国の補助金額が市町村の補助金と同額となります。那珂市シルバー人材センターの格付はBランクに該当しているところでございます。

それから、国の補助金でございますが、平成24年度は710万円ございました。平成25年度は市と同額の600万円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） そうすると国からの補助金が、那珂市は710万円、Bランクということで。Aランク870万円、Cランクが560万円ということは、要するにその710万円というのはこれ受注額が低いからBランクなんでしょう。もっとAランクに持っていく方向づけをしていかなければ、BからCに移ってしまうというそういう危険性があるんじゃないかなと、どうなんですか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 国の補助の基準は会員数及び就業日数と就業人数等によりますので、実証額については直接関係していないところでございます。ですから、当分の間は那珂市においてはBランクで該当するのかなと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 茨城県には42団体のシルバー人材センターがあります。そこで本市の会員数、年間就業率、契約金額を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

平成24年度で申し上げますと会員数が277人、年間就業率が99.6%、契約金額が9,443万1,000円ほどとなっております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） この中で受注金額の割合ですが、民間と公共の割合ですけれども、本市の場合42団体のうちどの程度なのか、また受注金額は42団体のうち下のほうだと思いますがなぜなのか、また就業機会の開拓と会員の確保はどのようにしているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 民間と公共の受注割合については、県内のデータが出にくいものですから持ち合わせてございませんが、県内42団体の受注額の順番では那珂市は33番目に位置しております。那珂市シルバー人材センターとして受注の拡大に努力しているが、なかなか受託件数が伸び悩んでいるというふうに伺っております。今後は週2回程度官庁や企業等の訪問を行って、受託先や業種の開拓に努めていきたいと。また、会員の募集については毎月1回説明会を開催し、募集していきたいと伺っているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） シルバー人材センターの事業としては極端にホワイトカラーの職種が少ないと思います。ホワイトカラーの事業を拡大するための支援策があるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 今後、団塊の世代の方々も会員として多数応募してくることが予想されます。会員募集の説明会の際、事務系の業種の開拓も念頭に置きながら募集していきたいと。また、事業所や市民がどのような事務系の業種を望んでいるのか、受託先の開拓をする際に事務系業務のニーズを調査していきたいということも伺っております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） シルバー人材センターの会員の方は、仕事をしながら社会参加をする生きがいつくりとか生活費として必要不可欠だという方に分かれると思いますが、実態はどうか。また、シルバー人材センターの収入配分金の平均額はどのくらいなのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 那珂市のシルバー人材センターでも全国的な傾向と同様に独立志向を持ち消費生活水準を落とさたくなく、子供に頼らないでみずからの生活を維持しようとする高齢者が多くなってきていると伺っております。配分金につきましては、平均で月額約2万5,000円を支給しているそうでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 現在那珂市シルバー人材センターに対して運営費補助交付による財政的支援等はどうなっているのか、また今後も同センターへの市が行う業務の発注を含めてどのような支援を行っていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在のところ市職員の派遣による人的支援はございません。

が、シルバー人材センターの安定した運営を継続できるよう運営費の補助を引き続き行ってまいりたいと考えております。さらには、市役所関係各課においてシルバー人材センターへ委託できる業務は継続して発注してくれるようお願いしていきたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 市の補助金交付はシルバー人材センターへ平成19年度と平成20年度は1,150万円、平成21年度と平成22年度は890万円、平成23年度は1,390万円と高低差がありますがどうしてでしょうか。それと、平成24年度と25年度の補助金交付金額をお教え願います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成23年度には議員ご指摘のとおり1,390万円を補助しております。理由としましては平成22年度の事業収入の受注減に加え東日本大震災の影響、国の補助金の削減などが要因となり、決算上、次期繰越収支差額が約500万円の赤字計上となってしまうこととございます。センターの財務状況を改善するため、平成23年度限りの500万円の追加補助を行い、安定かつ持続可能な高齢者の就業機会の確保を図ってきたところでございます。市の24年度補助金につきましては840万円、平成25年度は600万円の補助金額となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今まで事業費に占める職員人件費の割合が高かったことにより厳しい運営を強いられてきたとのことですが、人件費はどのくらいで今後どのように節減していくのか。また、なぜもっと早く収支バランスが悪いのに気づかなかったのか。貸入金による累積赤字が500万円あるとのことだが、どのように返済していくのか3点伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成24年度の人件費につきましては2人の正職員の給与等の外、臨時職員の賃金など合計で約1,500万円でした。本年度は2人のプロパー職員を他の社会福祉法人へ移ってもらい、事務局の運営を会員相互で行っていくことで人件費は約1,100万円と昨年度より大幅に削減ができました。この累積赤字500万円を、もっと早くなぜ解消できなかったということとございますが、平成17年4月にシルバー人材センターが合併しまして、そのときに人件費が膨らんだということがありまして、また18年度には県の補助金が廃止されたことに伴いまして経営が厳しくなってきたということとございます。それまでも、受注努力はしてきましたがなかなか伸び悩んできており、平成22年度震災の影響もありまして22年度決算額で赤字が大きくなり、累積で500万円になってしまったということとございます。平成23年度の追加補助金500万円については、平成24年度50万円の減額、25年度は人件費の見直しに伴い230万円を減額し、さらに26年度以降は240万円の減額を予定しており、平成23年度に追加した補助額500万円については3年以内で相殺できると見込んで

でおるところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） いくら仕事を受注してもなかなか集金ができず未収金になっていると思うんですね。それがどのくらいあるのか。それから、どのような滞納整理しているのか、それちょっと伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成24年度末の滞納件数は1件で、未集金額は70万円弱と報告を受けております。今後の対応については現在水戸簡易裁判所において法的手段であります支払督促命令の手続を申請し、裁判所の指導のもと進めているところであると伺っております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） シルバー人材センターの自立というのは、例えば5,000万円の業務の委託があったら、この8%ですから400万円は運営費に充てていくわけですから、1,000万円の運営補助をいただければ400万円削ったらいいと思います。600万円の運営費補助、合せてその業務委託によってみずからそういう運営費を稼ぎ出していくような、そういう自立に向けた支援という形になることは可能でしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 運営費補助の削減につながるよう公共施設等の業務委託について関係部署に理解と協力を今後も働きかけてまいる所存です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 高齢化の進展に伴い高齢者の希望、知識、能力及び経験に応じた就業の機会を提供し、高齢者の社会参加活動を援助して生きがいのある地域づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターの役割は今後ますます高まるものと思います。しかし、シルバー人材センターの存在は仕事がないと配分もできないわけですから、民間からの受注や公共事業についても業務委託支援という形の中で支援をしていただき、受注体制等の強化をしながら、どう自立に向けて頑張っていくのか理事長である市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

受託がなければシルバー人材センターの運営が厳しくなるというのは必然の理でございます。経営の合理化を図るとともに公共施設や事業所からの受注件数を伸ばす努力をし、さらにはひとり暮らしの高齢者の方や子供のいる家族などを含めたそうしたものを対象にしたサービス分野にも業務拡大を図るべきだというふうに考えております。

また、市が発注する埋蔵文化財、最近2件ほど出ておりますけれども、こういった調査事業については、極力発掘受注者に対しまして作業員の派遣をできるよう働きかけ、受注に至

っているということでございます。そうした営業活動を継続するよう指示をしているところでございます。

また、理事長職であります。私はさる6月3日に辞任届を提出いたしまして、きょう付であります。6月6日に辞任をいたしました。理由としましてはたびたび申しあげておりますけれども、補助金交付に関して民法108条に関する双方代理という規定がありますが、そうした受ける側と補助金を出すほうが一体というのはおかしいと、好ましくないということが理由でございます。それともう一つは、高齢者の雇用の安定等に関する法律に基づき設置されたシルバー人材センターでございますけれども、自主、自立、協働、共助が基本理念となりますので、行政の長が就任していることは趣旨に反するのではないかというふうに理解したからでございます。しかしながら、行政としては今後しっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 初めて聞いたんですけど6月6日、きょう付ですよ、理事長を辞任するというのは。そうすると、だれが今度指導とかなんかをそういうのをして、これから自立していかなければいけない負の遺産を処理していかななくてはいけないというのは、誰かがトップにいなければ。強いては外郭団体である本丸の市役所がやはり負担をしなければいけないという、負担が結構重責になってくるということで、その点をちょっと明確に。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） その件につきましては、しかるべき人に理事長になっていただいている確かな指導ができる方になっていただきたいと思っております。それは6月27日だったと思いますね、シルバー人材センターの総会において選任されると思います。その新しい理事長が誰かということも気になるでしょうけれども、それは今話す立場にないということでございます。いずれにしましても、プロパーの職員2名を社会福祉協議会に今転出させました。人件費が要するにその赤字累計の原因になっていたということが予測されたのがもう既に平成18年ですか、国の補助金が無くなったという段階で、当時は国の補助金も含めて2名のプロパーをやっていくということで勘定していたわけですけども、その段階でもう既にその先行きの見通しを立てなければならなかったんですけども、私が500万円の赤字を承知したのは笹島議員のほうからご指摘のあった昨年12月でしたか、そのあとその改善に向けて取り組んでまいりました。したがって、その2名の職員が2カ月間にわたって新しい体制の方々に今までのやり方、そういったものを伝授したはずなんです。それがうまくいかなければそのあとも続けて現在の体制で取り組んでいる方々に指導をするということと、それから担当課である介護長寿課、ここがしっかりと行政としてシルバー人材センターの運営について指導をしていくということでございますので心配はないと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 市長の心強い答弁を信じていますので頑張ってやってください。

では、時間がまもなくあと4分しかないので、最後の自然環境と住宅環境の整備について伺ってまいります。

那珂市は那珂川と久慈川という大きな河川の間が開かれた緑豊かな自然が残っている台地です。那珂市に住んでいる人たちはこの自然環境、この緑の多い地域というものに大変期待を込めて住んでいるのだと思われます。そういう中で自然環境というのはどうやって守っていくかというのは非常に重要だと思われます。そこで本市の自然環境保全対策の取り組みについて伺ってまいります。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

那珂市における自然環境保全対策の取り組みとしましては、森林湖沼環境税の財源を有効に活用した森林の整備や保全、減農薬を推奨したエコ農業などに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 空き家対策とか空き地対策ということをお話していかうと思ったんですけども、時間がもうなくなってきていますので空き家対策は遠藤議員がやるということでその質問はお任せして、最後にこの住環境の整備についてどうやっていくかということなんですけれど、市は持ち主の権利を守らなければならないとか、それに反して周りの住民の安心・安全を守らなければならないと、大変悩ましい問題を持っております。このような中で市は今後も住環境を良好なものにしていくには、この空き家、空き地対策をどのようにしていくのか、また人口等を少しでもふやして役立つものであるにはどういうものがあるのか、市のイメージにつながるものはどういうものか、最後に見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 残時間が1分でございます。

市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 空き家の件数も増加傾向にあるということで、放置されると老朽化が進み防犯、防災、景観、衛生など多岐にわたる問題が生じると考えられますので、他自治体の先進事例等を参考にしながら対応を検討してまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、笹島 猛議員の質問を終ります。

ここで暫時休憩をいたしまして、再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 綿 引 孝 光 君

○議長（福田耕四郎君） 通告2番、綿引孝光議員。

質問事項 1. 現在の住民記録や税金等の基幹業務システムの業務委託について。2. 「自治体クラウド」について。

綿引孝光議員登壇を願います。

綿引孝光議員。

〔5番 綿引孝光君 登壇〕

○5番（綿引孝光君） 議席番号5番、綿引孝光でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、現在住民記録や税金等の住民サービスに関する業務を処理する基幹業務システムを株式会社TKCに業務委託していますが、具体的にどんな業務を委託しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

現在委託している内容につきましては、窓口における市民向けの業務として住民基本台帳、印鑑登録等の住民業務、電子申告支援・申告受付支援、コンビニ収納、収滞納管理等の税の賦課関係の税業務、国民健康保険、国民年金、医療費助成、後期高齢者医療、介護保険、障害者自立支援、児童手当、児童扶養手当、保育料の保健福祉業務及び選挙投票管理、農業行政の業務などを委託しているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） いつごろから委託しているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

平成元年度から委託しているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 平成24年度の委託料等は総額でいくらになるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

平成24年度における委託料等につきましては、総額で1億765万662円となっております。
以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） では、その内容はいくらかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

内訳につきましては、データを打ち出す作業から納付書に印刷するまでの一連の作業にかかる金額が5,218万6,729円、サーバーや端末、プリンターなどの機器のリースとして1,793万8,620円、住民基本台帳システムなどを稼働させているソフトウェアの使用料として1,690万4,250円、それらの機械やシステムの保守料として1,002万8,700円、外国人登録法の改正などによるシステム改修として896万3,850円、その他プリンターのトナーなどの消耗品代として162万8,513円となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） それでは次に、TKCについてお伺いをいたします。

TKCを選定した方法についてお伺いいたします。また、契約当時他社との比較検討はどのようにされましたでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長、もうちょっと大きい声でお願いをいたします。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、平成元年度からの契約で文書の保存期間が終了しているということから正確に確認はできませんが、公募型プロポーザル方式により公募をし株式会社TKC、株式会社茨城計算センター、株式会社KCS、旧カナザワコンピュータサービスでございます、この3社が参加表明いたしました。選定にあたりましては庁内関係職員で検討委員会を設置しまして、コストの面だけでなく技能要件、操作性能を加味し、提案内容等を総合的に比較検討した結果、株式会社TKCを事業者として決定いたしました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） ただいま公募型プロポーザル方式で行ったということですが、いかなる方式なのでしょう。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

公募型プロポーザル方式とは公募による企画提案を募集しまして、価格面だけでなく機能要件、技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを含めた提案書の内容について総合的に

評価した上で優秀な提案者を選定する方式でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 次に、自治体クラウドについてお伺いいたします。

現在のシステムとの違いについて、報道で那珂市が自治体クラウドの共同化に参加したと知りましたが、自治体クラウドとはどのようなものでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

自治体クラウドとは複数の自治体により業者が所有している耐震化された堅牢なデータセンターにサーバーを設置し、データを保有管理したうえで通信回線を経由して利用できるシステムのことでございます。行政情報の保全と災害等発生時の業務継続を確保するものでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） それでは、現在のサーバー設置型と導入予定の協働型クラウドのメリット、デメリットについてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

現在の庁舎内にサーバーを設置しているシステムのメリットとしましては、市独自の機能を取り入れることが容易であると、いわゆるカスタマイズができるということでございます。デメリットとしまして、1つ目にサーバーが庁舎内にあることから被災した場合のデータの保全性に不安がございます。2つ目としまして障害発生時には業者に調査と対応を依頼することになります。保守業者の移動時間などを含め復旧までに時間を要します。3つ目としまして、市で複数台のサーバーを設置しておりますので賃借料、保守料の外にサーバー稼働のための費用が発生することが挙げられます。

一方で、共同型クラウドのメリットとしまして、1つ目に業者の所有するデータセンターにサーバーを置くことによりまして危機の保守、障害発生に対して迅速に対応することが可能となります。2つ目に複数の市町村がシステムを共同構築するという事で運用経費の削減が期待できます。また、法改正等により大規模な改修が必要となった際にもその費用を抑えることができます。3つ目としまして自家発電装置を備えた耐震性に優れた堅牢なデータセンターを利用することでデータの保全性が確保され、庁舎が使用不能となった際にもデータセンターとの通信を確保することにより業務の継続が可能となります。4つ目としまして、データセンターは24時間、365日監視され、建物の入退出も厳重に管理されているためセキュリティの向上も図れます。最後に、同一の基幹系システムを利用することによりまして、自治体クラウド参加団体間のシステム運用や、業務改善に関する情報交換が円滑になり自治

体クラウド参加団体間の災害発生時における職員支援や業務の代行を行うことが可能となります。最後に、デメリットとしましては、個々の事務処理を標準パッケージソフトに合わせるが必要になりますので、個別にカスタマイズができなくなるということが挙げられます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 現在までの進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

昨年5月に茨城電子自治体連絡会議に自治体クラウド共同アウトソーシング推進部会が設置されまして、基幹業務や戸籍、内部事務等のクラウド導入について具体的な検討を開始したところでございます。その後基幹業務システムについて13自治体において調査研究し、自治体クラウド移行について検討した結果、本年3月に本市と常陸大宮市、五霞町、かすみがうら市の4市町で自治体クラウド運営協議会を設立し、4月16日には茨城自治体クラウド基幹業務システム等の整備運営に関する協定に調印しました。4月30日にはシステム構築に係る公募型プロポーザル公告を各市町のホームページに掲載しまして、5月17日に公募を締め切っております。今後につきましては、6月上旬から7月上旬で業者を選定し9月の議会に債務負担行為を計上し承認をいただきまして、10月には契約を締結しシステム移行に向けた作業を進めていきたいと考えております。なお、本市においては平成27年1月まで現在のシステムの契約があることから、平成27年2月からクラウドシステムの稼働開始ということになります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 6月から7月に業者を選定するというところでございますが、選定基準はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

まず、業者の選定につきましては公募型プロポーザル方式により実施していきます。その選定基準につきましては、価格評価、業務機能要件評価、業者によるデモンストレーション評価、提案書のプレゼンテーション評価の4項目を選定基準としております。なお、選定にあたりましては4市町より選出された評価委員が公平かつ客観的に業者を評価することとしております。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） わかりました。

次に、心配になってまいりますのは個人情報の流出、あるいは成り済まし等セキュリティ上の事故や問題が発生したときの責任は業者側と考えますがいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりセキュリティの問題を危惧することが挙げられますが、本システムが使用する通信回線につきましては平成15年度より茨城県と市町村が共同で運用しております自治体間の専用回線でありすいばらきブロードバンドネットワーク、いわゆるIBBNをメイン回線とすることを前提としておりますので、セキュリティ上は問題ないと考えておりますが、個人情報の流出等などにつきましては、業者との契約時に個人情報の取り扱いに関する事項を契約約款に定め義務づけるとともに、万が一業者が契約約款の内容に違反し損害が発生した場合はその損害を賠償させることとしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 次に、新システム導入に当たりまして、職員の対応体制についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

システム移行に伴う職員教育としまして、システム稼働前の各種操作研修、稼働開始後のサポート体制の整備、業務効率化のための職員育成支援等が業者選定の条件となっておりますので、業者と市が協議し研修を行うことによりシステムの円滑な運用を図ってまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 最後の質問になりますが、国民一人一人に番号をふり年金や税金などを個人番号で管理するマイナンバー法が成立いたしました。自治体クラウド共同システムをどのようにして円滑な事務処理につなげていくのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

マイナンバー法、いわゆる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が成立しまして、平成27年10月に番号の付番、通知、平成28年1月には個人番号利用、個人番号カード交付が予定されております。その円滑な実施は重要になってまいります。市としましてはこの法律の成立に伴いまして制度内容の収集に努めるとともに、共同でクラウド化したメリットを生かし業者との調整や経費について効率化を進め、市民サービスの一層の向上を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 綿引議員。

- 5番（綿引孝光君）　ここで締めくくりに市民サービスのますますの向上と業務の効率化の両立を目指して、職員の皆さんのさらなる努力をご祈念申しあげまして、私の一般質問を終らせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（福田耕四郎君）　以上で、通告2番、綿引孝光議員の質問を終ります。

◇ 古川洋一君

- 議長（福田耕四郎君）　続きまして、通告3番、古川洋一議員。

質問事項　1. 子育て支援について。

古川洋一議員登壇を願います。

古川洋一議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

- 7番（古川洋一君）　議席番号7番、古川洋一でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問は子育て支援についてでございます。

毎回申し上げていることですが、私の議員としての使命は次世代につなぐ責任世代として那珂市を、住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにすることだと考えております。そのための1番の柱と考えているのが、将来を担う子供たちに対する教育、環境整備、医療、福祉、すべての面における子育て支援であります。とは申しましても至れり尽くせりの必要性は感じておりませんし、実際に財政面を考えましても、ない袖は振れないことは十分に認識をしております。しかし、真に困っている、悩んでいる方に対してはたとえそれが少人数であっても手を差し伸べる、そんな優しい市政であってほしいと願っております。そのような思いで子育て支援の7つの項目について質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

1つ目は、不妊治療費の助成についてでございます。

不妊治療費の助成については、私が議員になって最初に質問をし要望をした事業であります。強い思いがございます。昨年度から新規事業として開始をしていただいたわけですが、まずは昨年度、平成24年度の実績について予算額、申請件数、実人数、助成した額を、また妊娠した方、出産が確認できた方の人数をお伺いいたします。

- 議長（福田耕四郎君）　保健福祉部長。

- 保健福祉部長（萩野谷康男君）　お答え申し上げます。

当市では24年度から茨城県の不妊治療費助成交付を受けた方を対象に、1件5万円として30件分の予算額150万円を計上して助成を開始したところでございます。平成24年度の実績でございますが、申請件数が31件、実人数は21組、42名のご夫婦、助成額の総額は149万

8,000円でした。助成したご夫婦のうち妊娠した方は9人、出産が確認できた方は4人です。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 次に、今年度の予算、想定している件数、人数、回数、それから助成する期間について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 本年度につきましては、申請件数45件、人数は30組のご夫婦で60人を見込みました。予算額は1件当たりの助成額を5万円として225万円を計上しているところでございます。回数、期間につきましては市の実施要項に基づきまして、初年度が3回、翌年度以降は年2回を上限とし、通算して5年間で10回以内と規定しているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 申請件数、人数の増に伴う予算を昨年度の1.5倍にさせていただいたことは大変うれしく思います。

さて、ここからが問題なのですが、県の助成金額は1回当たり上限15万円でしたが、今年度から治療区分、内容によって2分の1の7万5,000円に減額されたことは御存じでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 治療内容によってはこれまでの県の助成額が15万円から2分の1の7万5,000円に減額されております。内容につきましては、この治療内容が6つございまして、まず新鮮胚移植を実施、こちらが15万円。凍結胚移植を実施、こちら15万円です。それから、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施、こちら15万円から2分の1の7万5,000円に減額されております。次に、体調不良等により移植のめどが立たず治療終了、こちらは15万円です。次に、受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止、こちら15万円です。最後に、採卵した卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため中止、こちらは15万円から2分の1の7万5,000円に減額されているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 本市の助成は県の3分の1に当たる金額になっているかと思いますが、けれども、実施要項の規定としては県の3分の1という割合で規定されているのか、それとも割合ではなく上限金額で規定されているのか伺いたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 市の実施要項におきましては、助成額については1回の治

療額から県の助成金を差し引いた額について上限5万円を限度として助成することとしておりまして、たまたま3分の1相当にはなっていますが、定額で補助するということで規定しているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 上限金額の5万円で規定されているということですが、県が7万5,000円に減額した治療区分の場合、県の3分の1は2万5,000円ということになりますが、割合による規定でないのであれば市は助成額を減額せず、これまでと同様に上限の5万円を助成していただきたいのですがいかがでしょうか。これは市長にお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

不妊治療を行っているご夫婦は、精神的、肉体的負担に加えまして、経済的な負担を強いられながら取り組まれているとっております。市としましては、子供を望むご夫婦の心情を鑑みますと補助金の減額を行うべきではないと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 大変ありがたいご答弁をいただきました。

市長、それでもですね、まだまだ足りないんですよ。治療費だけでももう40万円、50万円、そして入院費ですとかそういったことまで加えますと70万円なんていう話を私は聞いております。そういう意味で、肉体的、精神的な負担もさることながら、経済的な負担により治療をあきらめている方も多いと推察されておりますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

不妊治療費の助成についてもう一点、先ほど平成24年度の実績をお伺いいたしまして、治療を受けて妊娠された方が9名、うち出産が確認できた方が4名ということでございましたが、うち40代で妊娠された方、出産が確認できた方は何名でしょうか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 3名の方が妊娠いたしました。残念ながら出産には至ってないところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 国は今後助成する回数を減らす、期間を短くする、年齢制限を設けるなどの検討をしているようであります。少子化対策の上からも私はほとんどないことだと思います。特に年齢制限については40歳という話を耳にしておりますけれども、実際に40代で治療を受けている方も多く、治療によって妊娠した実績も決して少なくはありません。加えて人には個人差がありますし、一律にその年齢で線を引いてしまってよいものでしょうか。いずれにしても、通算5年間という期間の制限があるわけですから、いずれは助成を受けられなくなるわけです。治療を受けたい方には受けさせてあげればいけないかと思いは思

ます。不妊治療費の助成を公約にも掲げられた市長の今の私の意見に対するご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 年齢制限についてはいろいろと賛否両論があります。有効性やリスク、これをダウン症とかそういったものですが、これが国でこれから指針を示していくと思うんですけども、その指針のもとに慎重に判断していきたいというふうに考えております。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 国の調査では治療により出産につながった方の割合は、40歳では7.7%とのことであります。この7.7%という数字を数字で考えれば少ないと考えるのかもしれませんが、私は7.7%もいると考えます。100人中7.7人もの方にお子さんが授かり、新しい命が誕生しているのであります。確かに、賛否両論あるのは承知しております。高齢出産にはリスクが伴います。また、周りからのプレッシャーや出産に至らなかった時のショックなどを考えますと、一定の年齢で線を引いてあげるという逆の考え方もあるかもしれませんが、それを判断するのはご主人も含めた本人であって子供を授かった我々にその年齢制限をしてしまう資格があるのかなと私は考えてしまいます。

次の質問に移ります。

風疹予防接種費用の助成についてでございますが、この質問を通告いたしましたけれども本定例会に補正予算を上程していただきましたので、委員会のほうで議論させていただきたいと思いますので、この場での本件の質問は割愛させていただきます。

次に、こども発達相談センターの役割についてお伺いいたします。

こども発達相談センターの開設に当たっては、以前から市民、保護者の方々から「縦割り行政をやめて窓口を一本化してほしい」というお声があったはずですが、開設後の状況はいかがでございましょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） こども発達相談センターは保健、福祉、医療、教育機関との連携を図るセンターとして心身の発達に遅れ、あるいは疑いのある乳幼児及びその保護者、また関係者に対して一元的に支援する施設として開設したところでございます。まだ開設して2カ月と間もないので、成果的なものは判断できる状況ではございませんが、オープンと同時に多くの保護者の方からお申し込みをいただき、職員もセンターの必要性を再認識するとともに適切な対応ができるよう気を引き締めて業務に当たっているところでございます。今後とも子供の発達が気になる保護者の求めに応じて、個別相談、発達諸検査、療育、就学等を総合的に相談できる窓口としてのその役割を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 親御さんとしましては、障害があってもできればわが子を市内の幼稚園や保育所に入れたいと願う方がほとんどではないかと思えますけれども、障害をお持ちのお子さんの入園、入所の可否は誰がどのような基準で判断されているのかをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 公立幼稚園につきましては学区制になっており、最終的には教育委員会の判断になりますが、基本的には障害のあるお子様についても医療行為が必要な方以外は受け入れる方向で加配等の調整を行っており、また民間幼稚園につきましてはその学校の法人の判断となるというふうに教育委員会から伺っております。

また、保育所、保育園の入所につきましては、公立、民間ともにこども課が担当しております。障害のあるお子様については、入所の申し込みの時点で障害のあることが把握できている場合には、看護師を配置している菅谷保育所での受け入れとなります。集団の中での生活が可能かどうか等についてこども課の職員及び保育所長で医師の意見書等を判断材料として、協議の上決定しているところでございます。今年度から発達相談センターを開設いたしましたので、保護者の了解を得たうえで情報の共有をし、個別の支援に役立てて参りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 保護者の方々の願いは私なりに理解はしているつもりではございますけれども、本当にそのお子さんの成長に適した環境なのかということも考える必要がまたあるのかなという気がしております。

さて、こども発達相談センターは単なる相談だけの場所ではなく、入園、入所、入学、将来の就職も視野に入れた専門的な指導を受けられる施設であってほしいとの願いから、開設前からその名称については相談センターではなく支援センターにしてほしいという要望をさせていただいた経緯がございました。支援センターにすると法的にいろいろと縛られる部分があるということをご説明を受けておりますので、名称については納得をしておりますけれども実際の役割については集団療育や子供たちが直接指導を受けられる施設であってほしいと願っております。言語聴覚士の配置などその方向で考えていただいているとは思いますが、市の認識を再確認させていただきたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） こども発達相談センターは、心身の発達に遅れがある、またはその疑いのある乳幼児及びその保護者並びにその関係者のための総合的な相談窓口になることを運営方針としております。支援を必要とする人に対しまして保健、福祉、医療、教育の関係機関の横の連携による支援を目指しており、当面は乳幼児期から学齢期までの特に就学に向けての支援体制を確立するために活動しております。専門的な指導というよりも個

別的な指導も含めまして総合的な相談、支援、連携をすることがセンターの役割だと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 指導も含めた総合的な支援というふうに理解をさせていただきます。役所内や関係機関との連携についても非常に大切ですので重ねてよろしくお願いをしたいと思います。

次に、医療福祉（マル福）制度についてお伺いいたします。

那珂市のマル福制度について、現時点での対象者とそれぞれの自己負担額をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在の対象者は茨城県の制度として県内市町村統一で行っておりますが、妊産婦、ゼロ歳から小学3年生までの小児、ひとり親家庭の親子、重度障害者が対象で市単独で実施しているのが小学校4年生から6年生までの外来と入院、それから中学生の入院に係る医療費となっております。自己負担につきましては、妊産婦、小児、ひとり親家庭の外来が、1医療機関ごとに月2回までは1回600円で、同一月内に同じ医療機関を受診する場合に3回目から無料でございます。入院は1医療機関ごと1日300円で1カ月3,000円が限度となっております。中学生の入院も同様でございます。1医療機関ごと1日300円、1カ月3,000円が限度となっております。重度障害者につきましては、外来、入院とも保健適用分を全額助成いたしますので自己負担はございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 中学生は入院のみが対象というご説明でございましたけれども、私が思うに小学校の低学年よりも高学年のお子さんのほうが成長と同時に体も丈夫になってくると思いますので、病院にかかる機会は減ってくるのかなというふうに考えます。中学生になればなおさらだと思います。

しかしながら、中学生には部活動がありまして運動部においてはけがはつきものといっても過言ではありません。例えば、風邪などの病気は1日の通院で済むかもしれませんが、けがとなると完治までに数回通院することになると思います。そのようなことから、中学生の医療費も大きな負担になりますので、ぜひとも小学6年生以下と同様に外来についても対象としていただきたいと思います。ちなみに、中学生の外来を対象にした場合、市の負担額は約1,700万円と試算されているようでございますが、いかがでございましょうか。これは市長にお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

マル福制度においては、対象を中学生の外来まで拡大する以外にも所得制限を撤廃する、自己負担分を肩がわりするなど市の単独事業としていくつかの方法が考えられますが、今後子供、子育て支援事業計画を策定していく中で、保護者の方の要望などを把握しましてマル福ばかりではなく外の施策も含めて、限られた予算の中でより効果的な子育て支援を進めるため優先順位をつけ事業を進めてまいりたいと考えております。

実は、きのう全国市長会がありまして、東京のニューオータニであったんですが、その中で基礎自治体としての首長の要望ということで私発言してきたんですが、来年、平成26年から消費税がアップになります。5%から8%になります。先の選挙の際に自由民主党も、民主党もそのアップ分は全て社会保障費に充当するというふうに明言しておりました。

ですから、市長会として、こういった子育て支援とか介護等に、そのお金が果たしてちゃんと3%投入されるかどうか監視してほしいということを発言してまいりました。多分意見として記載されるのではないかと考えております。

いずれにしましても、この子育てというのは国が行うべき政策だというふうに考えていますので、そういった発言をしてまいりましたことを申し添えます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。

対象を拡大するだけではなくて、今ご答弁にもございましたけれども、所得制限の撤廃それから自己負担額の肩がわりなどいくつかの方法を前向きにお考えいただいているものと理解させていただきます。所得制限に関しましては、世帯主の所得だけで考えてよいのか。つまり世帯全体、全員の所得総額で考えるべきではないのかなど不公平感がございます。何事もそうですが、国や県でこう決まっているからとか、外の自治体に合わせてとか、そういう判断基準ではなく、どうあるべきかということをよく議論していただいた上で那珂市独自の制度設計もお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、給食費の無料化についてお伺いいたします。

県内の自治体では大子町、鹿嶋市、龍ヶ崎市の3市町が小中学校の給食費を無料にしておりますけれども、条件等はどうかになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答え申し上げます。

県内自治体の3市町では規則や要綱によりまして給食費の減免を実施しているところでございます。大子町では園児、児童、生徒に対しまして給食費を半額にしております。さらに第3子以降の児童生徒に対しては無料となっております。鹿嶋市では第3子以降の園児、児童、生徒に対しまして申請により免除できることになっております。龍ヶ崎市におきましては、第3人目以降の児童生徒の給食費を減免できるということになってございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、那珂市においては同様に導入するお考えがあるのか。ちなみに、本市において第3子以降を無料にした場合、市の負担額は約900万円と試算されているようですが、いかがでしょうか。これは市長にお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

子供の将来は町の宝といいますか、国の宝でもありますけれども、学校教育の充実につきましてはこれまでもTT非常勤講師や障害児学習指導員を配置、そして中学校における那珂市独自の2年、3年生の35人学級の実施などきめ細やかな教育を行っているところでございます。

また、施設面でも校舎や体育館の耐震化を図って施設の整備を行ってきたところでもございます。学校施設につきましては、建築から相当年数が経過しており、今後も計画的に改修をしていかなければいけないという状況にございます。

学校給食の無料化につきましては、安心して子育てができる環境を整備する点においては有効な施策であろうと考えますが、まずは学校教育環境の充実、整備を優先的に考えていきたいというふうに思っております。学校給食費の無料化につきましては社会通念上あまりなじむものではなく、現在のところは考えていないということでございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 有効な施策とは考えるものの学校教育環境の充実、整備を優先させたいということで現時点ではお考えでないということですが、ただこれ個人的な意見なんです。給食費の未納問題、そういうこともございます。こども手当のようなものを支給するのであれば、同じ子育て支援ということでもありますので、その分を給食費などに実費で充当していただく。そういうやり方のほうがいいのかなと私は個人的には考えているんですけども、実際に無理なことは承知しておりますので、その辺も今後いろんな施策の中でご検討いただければというふうに思います。

次に、幼稚園児の預かり保育についてお伺いいたします。

幼稚園での預かり保育の現状、時間などの条件や利用率等について、また今後の方向性についてお考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えを申し上げます。

幼稚園での預かり保育につきましては、子育て支援を目的に就労や園児同士の交流を望む保護者を対象に平成15年度から開始をしております。

預かり時間につきましては、午後5時まで、夏休み期間も含めまして実施をしているところでございます。今年度からは実施要件を10名以上から5名以上に緩和をいたしました。現在園児の約20%が利用をしているところでございます。

今後の方向性でございますが、昨年8月の子ども・子育て関連3法支援法の成立によりまして、市町村は子供及び保護者の置かれている環境やニーズを把握した上で子ども・子育て支援事業計画を作成し、平成27年度の本格実施を目指すことになってございます。

今年度はこども課においてゼロ歳から小学生の子供のいる世帯を対象としましてニーズ調査を行うことになっております。

この中では、幼稚園利用者に対して夏休みなどの保育の希望や利用時間等も調査する予定になっております。この調査結果をもとに預かり保育を含めた今後の幼稚園サービスをどうするか、あるいは認定こども園の創設などが必要になるのか等についても今後は総合的に進めていくことになると思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまのご答弁にもございましたけれども、ニーズをきちんと調査、把握をされた上で、時間の延長なども含めてぜひご検討いただきたいというふうに思います。また、幼稚園の認可は認定子ども園の創設についても積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後に特別支援学級に対する支援についてお伺いいたします。

私は、PTAの関係で那珂市手をつなぐ育成会の会長を含めて役員を7年間勤めさせていただきました。障害をお持ちのお子さんをみんなで支援するべく多くの保護者や先生方から、さらには市役所の職員の方も含めて会費という形でご寄附をちょうだいしており、その額はその年によって違いますが約70万円程度であります。その外に那珂市社会福祉課からの補助金が年間約5万円あります。その財源をもとに学級数と在籍児童生徒数に応じて配分し、有償の教材を購入するなどしておりますけれども、会費収入が減れば購入したくともできない、やりたくてもできないことがございます。そのような意味で市の福祉部門からの補助金を増額していただきたいという要望もございますが、きょうは別の観点から教育委員会にお伺いしたいと思います。

障害は以前よりも種類も程度も千差万別になってきているように思います。また、保護者の要望も多岐にわたっていると伺っております。そこで、特別支援学級の開設の状況、教育委員会としての支援の現状、また今後の支援策についてお考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答え申し上げます。

那珂市においては障害のある児童生徒の数が年々増加傾向にありますので、平成25年度は知的障害学級を1クラス、自閉・情緒障害学級を3クラス新たに開設いたしました。現在那珂市全体では知的障害学級が12クラス、自閉・情緒障害学級が10クラス、言語障害学級が1クラスあります。児童生徒一人一人の障害に応じた適切な教育を行っているところでございます。特別支援学級の児童生徒は当該学級で学習したり、多くの児童生徒と交流し、社会

性を身に着けるために通常の学級においても学習をしたりしております。そのため、特別支援学級の児童生徒が適切な教育を通常学級においても受けられるよう状況に応じて那珂市独自に雇用しました障害児学習指導員を配置して学習支援を行っているところでございます。

今後も障害のある児童生徒の適切な教育ができるよう、障害児学習指導員や支援員を効果的に配置していく考えであります。児童生徒一人一人の障害に応じた教育を進めていくことが、当該児童生徒の成長につながり障害のある子供のいる家庭に対しての支援につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまのご答弁にもございましたけれども、今では知的学級と自閉・情緒障害学級の両方を設置していただいて、指導員や支援員の配置もしていただいております。そのようなことから一人一人の障害に応じた教育を進めていただいていると感じてはおります。しかしながら、きめ細かな教育を行おうとすればするほど、保護者の要望を尊重すればするほど、指導員や支援員が必要となるわけでございます。学校現場での現状はまだまだ人が足りないというのが現実のようであります。学級を開設することも必要であり、ありがたいことではございますが、それに伴う中身、つまり人、教材、教室環境なども大切なことだということ。それから、多くの保護者の浄財で支援がされているということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、このたび障害がある子供の学習をサポートするため文部科学省の検討会が発足し、教材の充実という点においてタブレット端末などの情報通信機器を活用することで、障害の程度や理解度に応じた指導ができるなどといった意見が出されているようであります。実効性があるのかどうかは不明でありますけれども、那珂市においてもアンテナを高くしてこのような時代に即した先駆的な教育を取り入れてはいかがでしょうか。今回は要望としてお伝えしておきたいと思っております。

きょうは子育て支援についていくつか質問をさせていただきました。もちろん子育て支援策は外にももっとございます。ご答弁の中にもございましたが、市では今後子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度から本格実施されるとのことですが、先ほども申し上げましたが計画策定に当たってはニーズをきちんと調査、把握され、だれを支援するのか限られた予算でより効果的な方法はないのか、外にも策はないのか等々将来を担う子供たちへの思いを込めて十分に検討をいただきたいと思っております。「那珂市は子育てのまち」と誇りを持って言えるよう、ひいては那珂市が、住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちになることを願いつつ、これからもご提案をしてみたいと思っておりますので何とぞよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終りにいたします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告3番、古川洋一議員の質問を終ります。

ここで休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

なお、昼休み中ですが、議員会役員会を開催をいたしますので、12時40分までに役員の皆さんはご参集を願いたいと思います。場所については全員協議会室でございます。以上です。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○副議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 木 村 静 枝 君

○副議長（君嶋寿男君） 通告4番、木村静枝議員。

質問事項 1. 保育行政について。2. 生活保護行政について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村静枝議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 日本共産党の木村静枝でございます。

通告に従って質問をいたします。よろしく願います。

まず、初めに保育行政についてお伺いいたします。

働きたい、働かざるを得ない、なのに子供は預けるところがない。共働き世帯は今や1千万近くになり、共働きでないとともに暮らせないケースが少なくありません。日本の出生率は世界最低の水準に落ち込んでいます。その根底には若者を取りまく労働環境や社会保障の異常な劣悪さがあります。これまで国は1人当たりの面積や園庭の有無などの基準に合致した認可保育所に公費を集中的に投入してきました。しかし、整備のスピードが希望者の増加に追いつきません。そのため、各自治体は独自の財源で認可に準じた保育施設を整備してきました。貧弱な施設で過ごす子供たちも多く、親たちは施設探しに奔走し疲れ切っています。この間、安心して預けられる認可保育所への入所や大幅な増設を求めて各地で保護者達が行政に対する異議申し立ての要望を行っています。待機児童の小手先の対応を改めて、認可保育所の増設を中心に据えた抜本的な対応が求められています。3月27日認可保育所の待機児童に関する厚生労働省の発表がありました。その発表によりますと、昨年10月の待機児童数は4万6,127人となっています。しかし、この数字には認可保育所に入所を申し込みな

がら入れず、認可外施設に預けられている子供などが含まれていません。認可保育所に申し込みながら入れず、自治体の単独施設を利用している子供は1万9,089人にのぼり、この数を含めると待機児童数は6万5,216人となり、依然として高水準にとどまっております。

国は待機児童を少なく見せるために、待機児童の定義を変えて数合せをしています。事業所内保育所の入所、一時保育、乳幼児の一時預かり施設への入所、育児休業の延長などは11年度から待機児童から外されました。主に自宅での求職活動をしている人たちの子供は12年度から外されました。このようにして待機児をいかに少なく見せるかということが国によって行われてきたわけです。

私も県の資料などを見ますと、那珂市がゼロであることを見るたびに「あ、よかった」と、那珂市はしっかりやっているんだと安心していましたところ、実際にいろいろな方から聞いてみるととんでもないという事実がわかってまいりました。

そこで、質問をいたします。

那珂市の待機児は何人でしょうか、お伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 当市の待機児童でございますが、4月1日現在で県に報告しておりますのはゼロ人となっておりますが、県に報告する基準の違いによりカウントされない現在求職中の方、あるいは特定の保育所を希望していて指定待ち、あるいは祖父母が保育に当たっている方等、入所申込書を提出していても入所できていない方は5月1日現在で16人となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 認可外保育所と保育児童数は何カ所で何人かお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 認可外保育所の数でございますが現在4カ所、預かっているお子さんは約40人でございます。そのほか事業所内の保育施設として3カ所ございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） この子たちは待機児の中には入っていないわけでございます。那珂市の第1次那珂総合計画後期基本計画、これを見ますと、第3章に「健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり」として市民が安心して生きがいを持って暮らせるように、市民一人一人に合った保健、医療、福祉のサービスを提供するため、関係機関との連携を強化します。また、生きがいと健康づくりを推進するとともに家庭や地域で助け合い、支えあえる社会の実現を目指します。特に少子化対策については、安心して子供を産み育てられる環境を整えるとともに、地域社会全体で子育てを支える体制の強化に取り組みますとあります。

そこでですけれども、安心して子供を育てられていると感じている市民の割合、そこに平

成23年度は47.1%と大変低い数字が出ております。27年度が55%、29年度が60%です。これはあまりにも低いのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 子育ての目標値につきましては、23年度47%のアンケート結果を受けまして、今後の子育て支援計画を進めていく上で60%以上を目指そうということで、アンケートの結果からおおよその目標を推計したものでございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 現状が47.1%と全く子育てについて満足していない事実があるわけですね。それが5年もたっても60%台しか目標が達しないということでは、これは安心したまちづくりにはならないのではないかと思います。この実施計画を見まして、これは25年度から27年度までの那珂市実施計画ですけれども、児童福祉総務事務費を見ますと25年度から27年度まで全く予算が同じでございます。目標は60%にするとしておりますけれども、予算額が全く変わっていない。これで目標に達することができるんだろうかと思いますが、これは市長どのように考えておられるかお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） あらかじめ通告していただくといい答えが出るんですけどね。

こういった扶助費というのはですね、やはり予算を必要とすることから、その予算の範囲内でいろいろやらなくてはならない。市の行政というのはこの保育業務ばかりではなくていろんな多岐にわたるわけですね。そういったものを勘案しながら予算づけをしていくと。そうした中でやはりそれだけしか数字が回せないということです。

ですから、議員がどういうふうに考えているかわかりませんが、これを100%にするのはどうしたらいいのかというご意見を聞かせていただければ一番ありがたいというふうに思っております。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 予算には限りがあるということが良くわかっております。しかし、この計画と目標と整合性がないのではないですか、これね。計画の具体性というかなにもないですよ。40%から60%にするのであるならば、それだけの予算をつけていなくてはならないんですよ。それで、計画は計画、予算は予算、これは整合性がないのではないですか。

○副議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 大いに関係ありますよ。事業執行するには予算が必要なんです。全体的な予算のバランスを取りながら事務事業、それから保育制度も執行しなくてははいけない。ですから、そのお金をどういうふうにもってきたいか議員はそういうふうにお考えなのかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今質問しているのはこの目標が40%から60%に最終持っていつているのに、目標をちゃんと持っている。それには裏づけ、予算がなくてはならないわけでしょう。その予算が変わらないというのはどういうわけなのかと聞いているんです。

○副議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） ですからその予算を、どういうふうにして資金を捻出したらいいのか。これをちゃんと執行部としては予算の捻出がなかなか思うようにいかないということだからそういうふうなことで、その予算を執行していくのにどうしたらいいのかということをお聞かせいただきたいというふうに言っているんです。ですから、60%という数字が本当は100%にすればいいんですよ。100%にするにはちょっと資金的に無理があると。ですから60に上げて80に上げてという形になると思うんですね。先ほども申し上げたと思うんですけれども、なかなかこの扶助費というのは市の行政にとってかなりのウェイトを占めている部分ですから、この扶助費をどういうふうに捻出するかということはみんなこの行政の職員は頭を悩ませているところだと思うんですよ。だから先ほど、どなたでしたっけ社会保障費の件で答弁はしましたけれども、それを捻出するために、国の政策とかそういったもの、それから消費税の充当してくれと要望しているんです。これは国のあれですから、国の動向も見ながらいろいろ進めていかなければならないということです。

○副議長（君嶋寿男君） 市長、反問権の場合は議長の許可をもらってからやっていただきたいということで。

○市長（海野 徹君） はい。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 市長の言うことはあれですが、これ計画立てた、目標立てて計画したのはこれ市なんですよ。だから市の説明責任があるんじゃないんですか、私が説明するのではなくてね。それは市の責任できちんとやってほしいと。こういうのはおかしいんじゃないかという私の意見ですので、それは検討してみてください。予算のないというのはこれはもう重々私も分かっております。しかし、こういう計画を立てたならば、その裏づけをきちんとしているということが大事だと思いますので、その点はしっかりしていただきたいと思います。

それから次に、安倍首相はきょうの新聞にも保育を40万人増やすと言っております。横浜の待機児がゼロになったと、この方式でいこうというようなことを言っています。しかし、横浜の待機児ゼロというのは民間会社、しかも株式会社ですね。株式会社の参入によって実現しているわけです。しかし、株式会社というのはもうからなければさっさと引き上げます。放り出されて困るのは子供です。そういう無責任な株式会社の参入はこれほとんどありません。

これはきょうの朝日新聞ですね、「認可外保育の窮状」という記事が載っております。死亡児童64人、認可より高い割合と。園児の数が多い認可保育所での死亡数は32人、ところ

が認可外の保育施設で起きた死亡事故は04年から12年末で64人、何と2倍ですね。特にゼロ歳児、1歳児が多いということです。それで、保育士の時給は800円ということで、民間で困っているのは、保育料を月5万円までに抑えて人件費と家賃を払うと手元にはほとんど残らない、こういう状態ですね。人件費を抑えるため普段は無資格のスタッフが大半で、それでも人手が足りない。自治体の立ち入り調査があるときだけ別の施設から保育士を呼び、常時いるように見せかけたと、このような証言もあるわけです。

それに対して、ほとんどの自治体が対象事業所の増加と担当職員の不足を理由に挙げたというんですね、その調査ができていない。こういう調査ができた時点でこれなんです、そういう調査もしていない、自治体は。結局自治体が対応しきれていないということです。こういう現状なんです。

ですからもう少し、予算、予算と先ほどからおっしゃっておりますけれども、予算はやはりその自治体がどういう運営をするかということです、もう一度見直していただきたいと思えます。

それから、次に入ります。

保育士の正規と非正規ですね、この非正規をなくして正規にしてほしいという要求です。この間、予算でも申しあげました。那珂市はなんと非正規が保育士の75%を占めているということです。普通、一般労働者でも3割を超えたと大騒ぎをしているのに、それどころではない75%にもなっているということで、これはまあ保育現場はどんな状況なのかと危惧されるわけですね。この75%になっている、県全体で見ますと1番、県でトップなんです、非正規が75%もいるというのは44市町村の中で那珂市がトップです。保育所を持っていない5市町村を除いて37の中でもトップでございます。平均から見ても、平均は54.7%ですからいかに那珂市は非正規が多いかということです。正規でなければ保育の内容もやはり非正規では十分に目が届かない、こういう資格のない人さえやっているというんですから、死亡人が出るのも当たり前です。この非正規を正規化してほしいと思うんですが、市ではどのような計画を立てておられるのかこのままでいくのか、その点について伺いたします。

○副議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

現在、菅谷保育所の保育士9名、額田保育所が5名、さらに子育て支援センターがございしますが、ここで2名の正規保育士を雇っているわけでございます。ご質問ありましたように、確かに正規の保育士が那珂市は少ないということでございますが、その部分は私ども非常に認識してございます。それで那珂市の行財政改革の中でも今後さらに29年度末に6名の職員を削減しなければならないというこの計画がございしますので、保育所のみを特化して事業をふやしていくということは非常に難しい、非常に厳しい状況であるのは間違いないと思えます。

しかしながら、来年度は正規の保育士を採用する計画でございます。それとさらに額田保育所を民営化する計画も予定されておりますので、保育士の集約化、額田保育所の分を菅谷に持ってくるという集約化を図りながら徐々にではありますが、正規の保育士の割合をふやして改善していきたいという考えは持っております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひともこれは増やしてほしい。せめて平均ぐらいまでは持っていないとこういうワーストワンではね、これは本当に恥ずかしい限りでございますのでよろしくお願い致します。

日本の非正規雇用は増加の一途をたどっております。11年には全労働者の35.2%を占めるに至っています。これに伴って低所得者が増加、30歳代では97年には年収500万円から699万円の層が最も多かったのに、07年代には300万円台が最多となっております。財界言いなりに非正規雇用の拡大を許し、低所得化を進めた政治が少子化を加速させた元凶です。このような政治を地方から声を上げていっていただきたいと。この間市長の集まりがあったということですがけれども、今後もあると思いますがこのようなときにぜひそういう声も上げていっていただきたいと思います。

次に、生活保護行政についてお伺いいたします。

生活保護を受ける人が210万人を超えました。それに係る費用は年間3兆7,000億円にもなります。高齢化の影響は特に大きいですが、問題はまだ働ける年齢層で受給者が増えているということです。ヨーロッパなどでは働いていて食べていけないということは考えられないということですが、日本では働いても貧困、ワーキングプア、これがふえているということです。これには社会の大きな変化が根本にあります。経済のグローバル化が進んで製造業の安定した仕事が少なくなる一方、低賃金の非正規雇用がふえているからです。黙々と務めれば普通に生活できるという前提自体が今崩れているわけです。特に、こういう弱い人のもとにしわ寄せがきているわけです。命や、財産を守る地方自治体は率先してそういう問題に取り組んでいただきたいと思います。

次に、生活保護に入ります。

昨年4月タレントの母親が生活保護を受けているという記事が女性週刊誌に載りました。そのことが国会で5,000万円も稼いでいる人が扶養をせず、親が生活保護を受けているのは不正受給の疑いがあると実名を挙げて取り上げたことから、生活保護者へのバッシングは助長されました。今、生活保護受給者は身を縮めています。私がこの間耳にした話でも、娘がお誕生日なので誕生日ぐらいはおすし屋さんへ連れて行ってやろうと思っていったらば、生活保護もらっているのにおすし屋さんかに来てるところということを言われたと。本当に悲しいことですが、今そういうことが民間の間で噂になっております。

今、年金生活者のうち国民年金だけ、この国民年金は平均受給月額5万円の人が813万人

います。それに対して生活保護受給者は高齢者以外も含めて215万人しかいません。膨大な数の低年金者が生活保護を受けずに苦しい生活をしています。生活保護の人は楽しんでいるという声が出るのも当然です。日本で保護を受けている人は人口の1.68%です。これ保護率といいますけれども、に対してフランスやイギリスでは10%から20%が受給しているということです。生活保護を受けにくくされ、膨大な貧困が放置されている。そのことが国民を分断しているわけです。マスコミは世間一般の素朴な正義感を利用して生活保護イコール不正受給のイメージを国民に植えつけ、国は国民の生活全般に大きな影響を与える制度改悪を進めようとしています。生活保護の70%以上に支給されている老齢加算が2006年度に全廃されました。この廃止によって食事を1日2回に減らした、風呂は週1回、親戚や近所で世話になった人の葬儀にも出られない、孫が来ても小遣いがあげられない。そして、疎遠になっているという実態があります。小泉構造改革による毎年2,200億円の社会保障費の削減の結果です。

こういう中で兵庫県の小野市ではパチンコや競輪、競馬などに生活保護費や児童扶養手当を常習的に使っている人を見つけたら、速やかに通報することを市民の責務とするという条例が成立したということです。密告制度、監視社会、そんな暗いイメージの言葉が頭に浮かびます。最近も親子の餓死報道がありました。今後ますますこのような餓死がふえるのではないのでしょうか。

そこで質問をいたします。

那珂市の生活保護世帯の実態はどのようになっているのか。その生活保護世帯数及び保護世帯の年代別についてお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 生活保護受給世帯数及び世帯員数でございますが、平成25年5月1日現在208世帯、301人でございます。年齢別で見ますと70歳以上が86人と一番多く、次に60代77人、40代から50代が70人、20代・30代が27人という状況になっているところでございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 那珂市の生活保護率ですね、これは0.53%です。全国平均が1.68%ですから、それと比べると那珂市は非常に生活保護世帯が少ないということですね。それも、リーマンショックがあった平成21年のあと22年からふえているということでございます。これもやはり社会的な影響によってふえているわけです。しかも、年齢別、世帯類型別に見ますと、ほとんど60歳以上が54%、41から59まで入れると77%ということほとんど高齢者と、後は若い人は障害者ということです。こういう中で那珂市では不正などあったのかどうかお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 特に大きな不正はございません。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 生活保護の相談件数はどのくらいありますか、今。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成24年度の生活保護の相談件数は68件、この中で保護申請書を受理した件数は39件でございました。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 相談が68件、受理したのが39件ですけれども、残りの受理されなかった人たちの理由はどういうことだったんでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） ただいまの68件の相談で受理が39件でございますが、この相談件数68件には2回、3回と相談している回数も含まれますので、同じ相談者が何回か相談に見えているという件数が入ってございます。それと保護認定に至らず、申請はしたけれども保護認定に至らなかった件数につきましては、24年度が2件、平成23年度が5件でございます。申請したけれども、却下の主な理由としましては資産調査の結果、預貯金や生命保険等の資産を保有していることが確認されたケース、東日本大震災により他県で保護を受けていた方が那珂市で申請を行ったものの他県で引き続き保護認定したケースなどでございます。また、保護申請後本人から申請辞退を申し出たケース等もございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 保護申請後本人から申請辞退を申し出たと、これはどういう理由ですか。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 保護申請後申請辞退を申し出たケースにつきましては、平成24年度はございませんでしたが、それ以前には資産保有や扶養義務者からの援助が受けられるようになったケースや、医療費の支払いが困難なため申請に至ったものの高額療養費貸付制度など他の制度を利用することにより支払いが可能になったケースなどにより辞退になったということがございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 扶養義務者から援助が得られたということでございますが、今度の改正で問題になっているのがここなんです、私の知っている方ももうなくなった奥さんの弟が四国にいて生活保護を受けると。それで扶養援助してくれないかという連絡が四国から入ったというんです。そういうこととかいろいろありますが、またそういう扶養者に連絡

をすると外聞が悪い、生活保護を受けるなんて外聞が悪いと兄弟げんかになってしまったと。だから受けられないというようなケースもありますし、本当に難しいんですね、この扶養義務というのがね。隠れてそういう、受けている人もあります。そういうことがあるからなんですね。ですから、これは非常に慎重に扱わなければならない問題ではないかと思います。

次に、生活保護認定者の主な原因ですね、どんな原因で申請をするのかお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 生活保護の認定理由、原因等でございますけれども、人によって事情が異なりさまざまな要因が複合的に重複するため、これが原因と一つに絞ることはなかなか困難でございますが、大まかに分類するとすれば疾病障害によるものが101件、収入仕送り等の減少が82件と大部分を占めております。収入仕送り等の減少につきましては、具体的なケースとして申し上げますと、会社倒産や整理解雇等により失業し、その後再就職もつけず生活資金を使い果たしてしまったケース、それからもともと年金や家族からの仕送り等で何とか生計を維持してきた高齢者が病気の悪化により入院等を行うこととなり、その医療費を支払うことが困難となったことにより保護申請に至ったケースなどでございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 本当に大変な方たちが申請をしているわけです。その申請のときに、やめたというような方はございますか。申請はしたんだけどいろいろな理由があって辞めたと、取り下げるといようなことありますか。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平成24年度はございませんでしたが、それ以前につきましては資産保有があつたり扶養義務者からの援助が受けられるようになったケースにおいて辞退を申し出たケースがごくわずかですがございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 本当に大変な人だけということですね。

次に、現在の保護申請のあり方で今後改正後の対応についてお伺いいたします。今度衆議院を6月4日に通過しましたけれども、問題なのはやはりその扶養者ですね、扶養者の確認とか、それから申請書を自分で書かなければ受け付けないと、こういう問題があるわけですね。これに対してどのように対応するのかお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 現在の保護申請につきましては、厚生労働省の省令に基づきまして対応しているところですが、申請の際窓口で一番気をつけていることは相談者の現在の生活状況や相談に至った経緯などを良く確認すること。そして、本人が保護申請の意思があるかどうかを確認することを念頭に置き対応しているところでございます。本人の意思

確認、保護申請の意思確認さえあれば、書類的には保護申請書だけでも受理はできますし、実際にそういう対応をしているところがございます。もちろん資産や扶養状況等の書類も提出していただきますが、申請書の受理後でも問題はないということで対応しております。

今般の生活保護法改正案につきましては、今まで省令で対応していたものを生活保護法に明文化するというふうに理解をしております。現在の保護申請の受け付け対応について特段大きく変わるものではないと考えております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 那珂市ではぜひこれを堅持してほしいと思います。きょう6月4日、生活保護法改悪法案が可決強行されました。今度の改悪案の最大の問題は生活に困窮した人が生活保護の申請を行うときに書類の提出を義務づけるというところにあるわけです。これまでは生活保護行政の現場では保護を求めて来た人を単なる相談者として扱い、申請を断念させて追い返す水際作戦が横行してきました。必要書類がそろっていないことを理由に申請を断念させることは、水際作戦の常套手段として行われてきました。しかし、現行制度では保護申請は口頭でも可能とされ、行政はそれに応じる義務を負っています。不当な門前払いが発覚すれば違法行為として断罪され、行政も指導せざるを得ない仕組みになっています。全国の法改悪はこの水際作戦を合法化するものであり、絶対に許すわけにはいきませんということです。今の答弁にありましたように、那珂市はそういうことはしないということによるしいですね。もう一度確認をします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） これまでの保護申請に対する対応につきまして、これまでどおり申請者の立場に立って丁寧に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） もう一つ確認したいんですが、収入認定はどのように行われているのか、これからどのようにするのかその点についてお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 働いて得た収入につきましては収入の額に応じて控除できる額が決まっておりますので、収入額すべてを認定するわけではございませんが、親族など扶養義務者からの仕送りについては控除額はなく全額収入として認定されます。その結果、保護費が減額されることとなります。生活保護費につきましては、被保護者が文化的な最低限度の生活を保障するため生活扶助費等を支給するものでございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。なお、一定の臨時収入等、あるいはアルバイト収入等がある場合の控除額でございますけれども、例えば一月8,000円のアルバイト収入があった場合でございますが、この場合は8,000円が控除額となっておりますので収入認定とはみませんでそのまま減

額することはございません。しかしながら、月1万5,000円の収入があった場合控除額は9,030円となりますのでこの場合は5,970円が収入認定額として減額されることとなります。

以上ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私のところに相談があったんですね。生活保護費を6万円もらっている人からです。その人は息子から3万円お小遣いをもらったと、そしたら3万円引かれちゃった、1カ月3万円でどうやって生活していけるかという相談です。もらった3万円があるだろうというようなことでしょうけれども、これはどういうふうに対応しましたか、那珂市では。

○副議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 扶養義務者からの仕送りにつきましては、これは収入として認定されますので保護費の返還ということになります。ただ、返還することによって生活が成り立たなくなってしまうということであれば、返還の方法について社会福祉課のほうで生活が維持できるように返還方法については相談しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 息子から毎月3万円もらっているならばいいですけど、たまに3万円もらったと。今まで買いたいものも買わず、食べたいものも食わず、お風呂も毎日入らずにきた人がやはりそれは入ればそういうところに少しでも使いたいと思うわけですが、それがばっさり引かれちゃうと、その月は3万円でどうやって生活するのかと迷ってしまうわけですね。ですから、この辺はよく事情を見極めてぜひ対応していただきたいと思います。日本の生活保護で早急に解決が迫られているのは、収入が最低生活未満の人が生活保護を受けていない、補足率が余りにも低いという問題です。ドイツでは6割、イギリスの5、6割、フランス9割に比較して日本はなんと2割という全く異常な実態というほかありません。イギリスなどは申請書は郵便局どこでもおいてあると、いつでも申請できるというふうになっているということです。今年5月、国連社会権規約委員会から日本政府に出された総括所見は、恥辱のために生活保護の申請が抑制されていることに懸念を表明し、生活保護の申請を簡素化し申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置を取ること、生活保護につきまとう恥辱を解消する手だてを取ることを勧告しています。これこそ日本が今取り組むべきことではないでしょうか。最後には市長の見解をお伺いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） やはり人間としての尊厳をもって人生を終るとというのが一番の理想です。いずれにしても、財政とはと、先ほどイギリスの例なんかもお示しいただきましたけれども、そういったことについて議員も十分お調べになってご質問をされているのでしょうから反問権は行使しませんが、後で執行部のほうにこういう制度なんだよと、こういうふうに

して財源を捻出しているんだよとをお示しいただければありがたいと思っております。これデンマークとかいろんな、北欧ですか、あちらの制度を見ますと、消費税高いんですよ、ものすごくて。だけど医療費も死ぬまで、本当に福祉が充実した中で人生を終えられると。ただ、日本は制度が違いますのでそういったことも含めてこれからやはり国民的に議論して、どういう制度がいいかということ議論するいいきっかけになるのではないかと考えています。私も基礎自治体としてできるだけことはやりたいと思っておりますが、繰り返して申しあげますけれども財源がなくてはかなわないということでございますので、ご理解をいただきたいとふうに思っております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 那珂市の場合ではないですけども、財源をいいますと、金のある人は孫に1,500万円の学費を出せばそれは無税になるというそういう政策を一方で立てて、本当に生きていくのにもぎりぎり、餓死者がふえているというようなこととどちらが大切なのか、税をどちらに使うのかそういうことをやはり今後大いに議論をしていっていただきたいということをお願いしまして私の一般質問を終わります。

○副議長（君嶋寿男君） 以上で通告4番、木村静枝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時05分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○副議長（君嶋寿男君） 再開します。

◇ 石川利秋君

○副議長（君嶋寿男君） 通告5番、石川利秋議員。

質問事項 1. 再生可能エネルギーについて。

石川利秋議員登壇願います。

石川利秋議員。

〔19番 石川利秋君 登壇〕

○19番（石川利秋君） 19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、再生可能エネルギーについて一般質問を行います。

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を受けて、わが国では初めてエネルギー政策につ

いて真剣な議論が始まりました。議論の中心は原子力発電、再生可能エネルギーの導入、電力制度改革であります。原子力発電については全国の10電力会社の3月決算によると、原発のない沖縄電力と水力発電が多い北陸電力を除く8電力の赤字額は1兆5,942億円に達しております。また、東京電力は6,852億円の赤字となり、赤字は3年連続であります。さらに、原発事故の補償費が1兆1,619億円に達し、原発のコストが重くのしかかるなど原発依存が業績を左右し、原発は安いという神話も崩れたのではないかと考えております。原子力発電については安全性を確保する作業に最善を尽くしていただきたいと思っております。しかし、原発事故の現実を踏まえ私たちを取り巻く状況や意識は大きく変わり、原発に頼らない社会における温暖化対策を打ち出すなど、自然エネルギーの着実な普及が重要であります。

それでは、太陽光発電所設置事業について伺います。

本市においては太陽光発電所設置事業について公有財産の有効活用と財産運用に資するため一ノ関調節池に太陽光発電所を設置、運転管理等を行う事業者株式会社日電を選定し、設置用地の使用料及び固定資産税等、約20年間で41万7,000円の収入と土地利用が図られたことに対し評価をいたします。

しかし、栃木県足利市は太陽光の発電業者に、市の公共施設60カ所にパネルを設置した場合年間約9,000万円の売電収入を見込み、発電業者から売電収入の一部を賃料として受け取るなど、全国の自治体で太陽光発電所の設置事業を積極的に取り組んでおります。

県内においても行方市は避難所である小学校の体育館3カ所と公民館や保健センター等計6カ所に設置すると。また、潮来市は道の駅いたこの隣接地に約17ヘクタールのメガソーラーを建設する。市によると年間発電量は一般家庭4,000世帯分に相当する1,470万キロワットで、本年12月に運転開始を目指しております。さらに、ひたちなか市は総合福祉センターと老人福祉センター金上荘など市内の福祉避難所5カ所に太陽光システム蓄電池設備を整備しております。

それでは、資料1をごらんください。

東海村においては、原発立地自治体にもかかわらず平成9年度から太陽光発電設備を設置しており、本年度からさらに駐車場やコミュニティセンター及び小中学校等に太陽光発電を設置すると。環境政策課によると再生可能エネルギーを積極的に取り入れている村をアピールしたいと話しております。

本市においては第1次那珂市総合計画の後期基本計画において、地球温暖化対策と低炭素社会づくりの中で公共施設に太陽光パネルなどを導入して再生可能エネルギー利用の普及啓発に努めるとともに、事業所への再生可能エネルギー施設や蓄電池の導入を推進すると述べております。

そこで、今後の整備計画及び事業所への導入推進手法等について伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

本市におきましては、本年度から向こう10カ年の第2次那珂市基本計画が策定され、7つの具体的な環境目標を設定し取り組みがスタートしたところでございますが、本計画におきましても地球温暖化防止の観点から低炭素社会づくりの推進ということで、家庭における省エネルギー化の推進及び事業所における排出源対策に取り組む必要があると位置づけされております。

本年度市では再生可能エネルギー事業として、公共施設の中央公民館や総合センターらぼーる、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよこぼりの4カ所に太陽光発電設備を設置し、実証を進めていくとともに、事業所の普及についても国などの補助制度の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは次に、自治体ソーラー導入民活プロジェクトについてお伺いをいたします。資料2をごらんいただきたいと思います。

福島第一原発事故から5カ月後の8月18日に、那珂市役所において民活による自治体ソーラー導入民活プロジェクトの提案が行われました。プロジェクトの概要については資料3をごらんいただきたいと思います。

自治体が所有する施設に太陽光発電設備及び蓄電設備を設置すると。また、事業資金は国庫補助金と民間事業投資金となります。また、自治体のメリットについては資料4をごらんください。

設備投資負担や保守管理費用、経年劣化による部品交換費用なども発生はいたしません。また、危機管理対策については非常時の電源確保や電気料金低減についても2割から3割安価で供給されると。また、環境教育教材についてパネル本体やモニターを教材化し、市民の環境学習に役立てることにより、地球温暖化、省エネルギー、省資源などへの意識を高めることができると。さらに地元企業の雇用創生が図られます。

そこで、市で負担することなく図書館や公民館等、公共施設に太陽光発電設備が設置されることを期待をしておりました。しかし、市は自治体ソーラー導入民活プロジェクトについて取り組んでおりません。ここで、プロジェクトの提案を受け入れられなかった理由についてお伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 議員ご質問の自治体ソーラー導入民活プロジェクトにつきましてはPFI方式、いわゆる民間資金を利用した整備手法で進める事業でございますけれども、市としましては議員の提案を受けまして昨年5月29日に同じような取り組みをしてまいりました鹿嶋市を訪問し、市役所、体育館等の公共施設の設置状況について視察してまいりました。議員ご指摘のとおり、設備投資について市の財政負担がなく、さらに維持管理の必要もなく、電気は通常よりも安く提供を受けることができるということからメリットがあると

いうことでありましたが、市といたしましては太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用に当たり、国の補助予算による新たな補助事業制度でございます再生可能エネルギー導入促進事業を活用し、公共施設に太陽光発電設備を設置することを検討していたため、議員ご提案のプロジェクトについては具体的な導入には至りませんでした。しかしながら太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの推進に当たりましては、今後とも民間資本を活用したいろいろな手法を利用し推進して行くことが必要であると考えております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 民間の民活プロジェクトの提案時において本庁舎の屋根は丸いので設置は難しいと。そこで、一ノ関調節地に設置すると。また図書館や公民館については、問題なく設置できると説明されました。そこで、市長は鹿嶋市を視察されておりますが、視察されたことに対しては評価をいたします。しかし、その後関係部署の職員5人が同じく鹿嶋市を視察したにもかかわらず、国の補助事業制度を活用して発電設備を設置すると答弁されましたが、例えば補助率が100%で設置されても維持管理費は対象外でございますので、将来にわたり財政負担は避けられないなど、市の対応のあり方に問題があると考えております。

次に、PPSについて伺います。

欧米では1990年代から電力会社間の競争と消費者の選択肢を広げる電力自由化が進み、消費者は再生可能エネルギーで発電する電力会社を選択することができるようになっております。国際的にはチェルノブイリ事故後、過酷事故に対して各国がさまざまな対策を講じてきました。しかし、日本では安全神話のもとにこの対策を怠り、現状に至っているという経緯があります。このような中、鹿嶋市は市内35の公共施設の電力購入先を東京電力から特定規模電気事業者に切りかえております。35の施設の年間電気料は従来契約のままでは1億2,310万円となるが、PPSに切りかえたことにより1億1,160万円と1,150万円節減できたと。また、かすみがうら市は公共施設48全てを切りかえております。その結果、約680万円削減されております。小美玉市は市庁舎などの36の公共施設で切りかえ年間約800万円の削減、日立市は24年度中に79施設すべてでPPSに切りかえ2,300万円の削減、大子町は17施設で切りかえたことにより210万円を削減、つくば市は本庁舎と大穂庁舎の2施設を切りかえ約540万円の削減、土浦市は本庁舎など44の公共施設を切りかえております。年間約870万円削減されております。一方、水戸市は市内48小中学校で昨年度1年間に使った電気料金が約1億2,700万円で、PPSに切りかえることにより約900万円削減できると試算しております。本市においても電気料金値上げによる財政負担増を軽減するため17の小中学校や保育所については東京ガスなどが出資する電力会社エネットと、また那珂総合公園やコミセン等6カ所については日本ロジテック協同組合に切りかえ、さらには那珂市支払以外の施設であるしどりの湯保養センターも日本ロジテックに切りかえております。

ここで2点ほど伺います。

まず1点目ですが、土浦市や本市等において小中学校等についてはエネットと、また庁舎や体育施設等については日本ロジテックと契約されておりますが、なぜ学校等がエネットで庁舎等が日本ロジテックなのか、契約に至る経緯について。

2点目は公共施設について早急なPPS切りかえが求められておりますが、今後の切りかえ計画等について伺います。

○副議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

現在のPPS事業者との契約に至る経緯でございますが、これは昨年PPS事業者から市の施設に対しまして供給可能という回答があった業者から見積りを徴しまして比較検討した結果、それぞれの事業者と電力需給契約を締結したところでございます。

また、契約期間につきましては単年度契約であります。25年度も同じように見積りを徴取した結果、最低見積り事業者の株式会社エネットと23施設について契約を締結したところでございます。

今後の切りかえ等でございますが、現在東京電力から電力供給を受けている市の施設は20施設でございます。その理由としましては、本庁舎についてはこの深夜電力利用による蓄熱調整割引や排水機場等の農業用施設の割引など東京電力独自の割引制度もございまして、そちらの方が有利となりますのでPPS事業者と契約するよりも東京電力と契約したほうが有利ということで電力供給を継続しております。したがって、東京電力から電力供給を受けている市の21施設につきましては、現在のところPPS事業者への切りかえの計画は今のところ持っておりません。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） その件については了解をいたしました。

次に、LED支援事業について伺います。

本市においては再生可能エネルギー導入事業について太陽光発電、蓄電池、それからLED、ソーラー街路灯を中央公民館、総合センターらぼーる、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよこぼり等の4カ所に設置するための予算化を計上しております。

このような中、1月5日の新聞報道によると夜間の常時点灯している道路照明の電力消費を減らすために、環境省は人口10万人以下の自治体を対象にLED照明の導入計画案を募集。その中から50自治体の提案を採択し、LED照明の取り付け工事費の一部を負担するとしており、本年度の補正予算案に11億5,000万円を盛り込む方針だと述べております。同じく4月25日の新聞報道によると、環境省は人口15万人未満の地方公共団体が街路灯をLED照明に更新する事業費の補助金交付の受け付けを開始したと。補助対象は導入のための調査、計画策定を行う地方公共団体で、締め切りは5月17日であります。本市においては導入計画案を提出されたのか伺います。

○副議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 議員ご指摘の補助制度でございますけれども、補助内容を検討しまして、リース方式により従来型の街路灯からLED照明に切りかえる補助の内容でございます。まして、第1段階として計画策定の費用の一部が補助され、第2段階としてLED照明導入に必要な経費のうち取り付け工事費の4分の1を補助するというもので、補助対象外の費用が膨大なため、今回この補助制度に手を上げることはしませんでした。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 補助額について取り付け工事に要する経費の4分の1、まあ25%。交換費用等が膨大になると、そういう事情で導入計画を提出されなかったということでございます。まあ前段での民活プロジェクトとの対応との違い、今回は担当課においては採算性の問題等について精査された結果だと。それもやむを得ないのかなというふうに思っております。

次に、木質チップ燃料について伺います。

県は新規事業として木質バイオマス利用促進事業を立ち上げております。25年度予算額は3億310万円で、うち森林湖沼環境基金が1,450万円、事業内容は間伐材等を利活用促進に係る木質バイオマス事業計画を策定するとともに、利用促進、施設の整備等に対し助成して県北地域に3カ所の施設を設ける計画であります。

チップは県北にある公共の温浴施設等に販売し、燃料として活用すると。現在温浴施設の多くが重油を燃料としているが、チップを併用するための焼却炉の改修なども補助して利用促進を図ると述べております。さらに、木質バイオマス発電所の燃料としての活用も見込んでおり、県北地域の工業団地内などの発電事業所にチップを販売する計画を進めております。

しかし、本市における温浴施設はしどりの湯だけであります。しどりの湯については、昨年12月議会において寺門議員の質問に対し、当面運営を継続とすることとしたが、平成25年度中に将来の事業廃止も視野に入れ、費用対効果や必要性等を検討し最終的には行政評価推進本部会議において決定すると答弁されております。仮に、推進本部会議において決定すると、継続すると決定された場合、私は重油を木材チップに変更し燃料費の削減を図るべきではないかと思っております。

それでは、資料5をごらんください。

重油代については幾つかの疑問を抱いております。まず、重油代の単価ですが、21年4月にはリッター当たり60.9円ですが、20年4月には128円058銭と単価には大きな変動がみられます。また、128円058銭とは何なんでしょうか。このような単価が随所にあります。さらに、給油量についても、毎月なぜか3,000リットルか6,000リットルであります。なぜ4,000リットルとか5,000リットルという給油量がないのか。また、この年間の重油代は、この3年間以外にも約400万円あります。

このような観点から、木質チップを使用するなど森林資源を活用し地球環境保全に貢献すべきだと思っておりますが、いかがなものかお伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えをいたします。

まず、重油代がなぜこのように大きく変動するのかというようなことだと思いますけれども、これにつきましては購入の年月日によって大きな差が生ずるということはその時々を生産量、それから為替の変動等というものが原油の価格への大きなものではないかと考えております。この単価については、市の財政課のほうで、毎月市の石油組合と契約をしている単価を準用しているということをお聞きしております。

それから、なぜ貯留タンクの中が4,000とか5,000リットルがないのかということもございますけれども、貯留タンクの容量自体が4,000リットルということもございます。それで、約1,000リットルを残した時点で補給をするということもございますので、1回の補給量は満タンにすれば3,000リットルということになりますので、夏場と冬場では消費量が異なるということから月に2回補給する場合もあるということも補給量については3,000リットルまたはその倍の数字ということが表れるということもございます。

それから、しどりの湯に木質チップを利用したらということでもございますけれども、しどりの湯の運営につきましては、ただいま議員がおっしゃるとおりの内容でございます、仮に継続するというようになった場合につきましては、議員がいろいろおっしゃいましたけれども地球温暖化対策の環境保全にも考慮をすると。それから、燃料費の削減効果とボイラー施設等の改良費などさまざまありますので、それら経済性、効果等を調査していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 了解しましたけれども、従来の単価等については私ども民間の者についてはちょっと考えられないところであります。

次に、天然ガス及び小規模水力発電について伺います。

経済産業省は天然ガスのパイプライン構築を行い、各地でガス調達をやすくし、新規事業者によるガス発電所などの建設を促す方向で、仙台から新潟さらには横浜経由など3大都市圏を通り北九州まで結ぶ4ルートを整備すると述べております。

本件においても東京ガスが低炭素社会の実現と地域経済のさらなる活性化を目指して天然ガスインフラ整備を実施しております。このような中、過日東京ビックサイトにおいて東京ガスのガスによる自家ガス発電等のクリーンモデルフェアを視察してまいりました。ここで資料4をごらんいただきたいと思います。

この装置は家庭用燃料電池エネファーム、都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電するものであります。発電の際に発生する熱で水道水を温め、風呂や台

所に給湯することもできます。エネファームは東京ガスなど全国のガス会社が2009年度に販売を開始し、東日本大震災をきっかけに電力会社からの電力供給への不安で利用者が急増したと説明されておりました。また、原子力発電や水力発電などのエネルギーが家庭に届く割合はわずか37%。エネファームなら電力と給湯を合わせて81%と無駄が少ないと効率の良さを強調しておりました。さらに購入者には国の補助金が支給されます。

本市においては、第2次那珂市環境基本計画が作成されました。計画によると省エネルギー化、再資源化の推進について、家庭で使用するエネルギーの量を削減できるよう情報提供や普及啓発に取り組みます。また、再生可能エネルギーの導入推進については、家庭や事業者における再生可能エネルギー導入の推進の普及啓発を行いますと述べておられますが、どのような手法を持って普及啓発を図るのか。また、計画の対象期間は10年間で実施することとあります。私は10年間にこだわらず早急に取り組むべきと考えておりますが、いかなるものかお伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

地球規模の環境問題は、市、市民、事業者などがみずからの課題として認識し、協働で環境負荷の軽減に努めることが大切だと考えております。これまでの取り組みの実証を踏まえ、環境をめぐる社会経済状況の変化や、市の新たな課題を見据え、地球環境問題へのさらなる啓発を推進しながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 積極的な取り組みをお願いします。

次に、小規模水力発電について伺います。

水力発電については、現在県北の花園川や花貫川、大北川、十王川、里川流域について、10カ所以上の水力発電が明治、大正、昭和にかけて整備され、現在も発電を続けております。

このような中、3月20日に新聞で、また翌日の21日にはNHK昼のニュースで常陸太田市大菅町における里美河鹿沢小水力発電が報道されました。そこで、過日マイクロ水力発電会社の秋元社長と私の事務所でお会いし、水力発電装置の開発と製造販売に関する件について、説明及び資料等をいただきました。

説明によりますと10キロワットの小水力発電は設置費を含め1,500万円ですが、1日の発電量は240キロワットですので1年間で8万7,600キロワット発電されます。売電料金は35.7円ですので1年間の売電料金が313万円となりますので、設置費用については5年間で回収されます。また、今後の製造販売についてお伺いしたところ、国内においては大分県別府市の元市長が視察に訪れたそうでございます。また、熱海市や大子町、矢祭町も検討していると。さらに海外においては中国やカンボジア、タイ、ミャンマー等においても導入を計画しているとのことでございます。

水力発電は再生可能エネルギーの中でも最も安定的かつ大量に電力を得ることができます。そのため、総発電量の大半を水力発電で賄っているブラジルやカナダのような国もあります。中でもノルウェーは100%近く水力発電で発電しております。河川開発の進んだ日本でも、現在さらなる発電資源として地域で利用できる小規模な発電が注目されております。小規模水力発電は渇水の影響を受けやすいものの、余り場所を選ばず自然環境への影響も少なく維持管理も容易であります。また、小規模発電は用水路などの小さな落差でも発電することができます。秋元社長によりますと、那珂市における河川等においても小規模発電の可能性はあるのではないかと申しておりました。

そこで、本市においても小規模発電の導入展開を図るなど再生可能エネルギーの推進に取り組むべきではないかと思いますが、いかがなものかお伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

第2次環境基本計画におきましては環境目標として、資源を有効活用した環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進め、低炭素社会づくりの推進を掲げてございます。

那珂市の再生可能エネルギーの導入に関しましては、まだ始まったばかりですので用途や目的などに応じた方策を見定めながら進めてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 今回は再生可能エネルギーについて質問をいたしました。最後に講演会や現地視察をした点について紹介をさせていただきまして、参考になればという思いで紹介をさせていただきますということでもあります。

去る5月30日に茨城大学水戸キャンパスにおいて「再生可能エネルギーと地域のサステナビリティ」について、講演会が開催されましたので参加をいたしました。

プログラム1において、市民の意思あるお金で取り組む自然エネルギーの普及促進については、長野県飯田市における取り組みをお伺いしました。この長野県においては、現在全国から視察等の申し込みが殺到しており、なかなか受け入れていただくということが難しいというようなお話も聞きました。また、2においてはドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換について、一橋大学の自然資源経済論プロジェクトによる調査結果が報告されました。

また、過日先ほども、前例でも申しましたけれども常陸太田市の河鹿沢水力発電所の視察を行いまして、秋元社長から説明を受けた後にひたちなか市の会社に設置されている循環型水力発電装置についても説明をいただきましたので紹介をさせていただきます。資料7をごらんいただきたいと思います。

この写真でございますけれども、スチール製の物置の中に、400リットル入りの水槽と揚水ポンプ発電機等が設置されております。発電するときは、最初だけ外部の電力で揚水ポンプを稼働させることにより、水槽の水が循環し発電機が毎時最大6キロワット発電します。

また、発電した電気で揚水ポンプを稼働させますので、定期点検と申しますか、それ以外には一度稼働させれば外部の電気を使用しなくても無限に発電を続けることができます。これは、事業所や公共施設などの避難所には今後導入が期待できるのではないかと述べておりました。

いずれにしましても、執行部におかれましては今後とも再生可能エネルギーについて積極的な取り組みをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（君嶋寿男君） 以上で、通告5番、石川利秋議員の質問を終ります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を15時05分といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時05分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（福田耕四郎君） 通告6番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 行政組織活性化について。2. 活力ある農業の振興について。3. 公共下水道整備進捗状況について。

寺門 厚議員登壇願います。

寺門 厚議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） それでは、議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、行政組織活性化についてでございますが、この件については組織を構成する一人一人の意識改革と、それから教育研修とこの2点に的を絞ってお聞きをしてみたいと思います。

第1次総合計画後期編の中で6番目の方針、行財政運営の効率化による自立したまちづくり施策の第1で、効果的・効率的な行政運営を行うというふうにございますが、市民の満足度を向上させるには行政ニーズは複雑、高度、多様化する中で、職員の資質向上により職員の能力向上は行政の効率的な運営を図るために不可欠であり、また組織体制の見直しや強化は必要になってまいります。ここで伺いますが、行政が行う効率的・効果的なサービスとは

具体的にどのようなものでございますか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

最少の費用で最大限の効果を上げ、行財政改革などにより計画的に事業の選別やスクラップアンドビルドを行い、限られた予算の中でより大きな成果を上げ、市民サービスの向上を図ることが効率的・効果的な行政サービスの提供であると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 最少の予算でより大きな効果を上げることが市民サービスの向上を図り効率的・効果的な行政サービスの提供であるということでございますが、その行政サービスの提供が市民の満足度の向上につながっているのでしょうか。後期総合計画の行政サービスに対する市民満足度向上についての目標は、平成23年度49.6%。これを平成29年度には80%にするとうたっておりますけれども、具体的に何をどのようにして満足度を上げていくのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

行政サービスにおける市民満足度の向上を図るには、効果的・効率的な行財政運営が必須であります。そのためには行財政改革の確実な推進、自主財源の確保、効率的な組織運営、権限移譲等の多様な事務に対応できる人材の育成などが必要であると考えております。

まずそれには、何よりも職員が質の高い行政サービスを提供し、市民の満足度を高めていくという共通認識、高い目標意識を常に持ち続けることが一番重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今答弁にありましたように、高い目的意識と、それから常にそれを持ち続けることが一番重要ではないかというお答えでございましたが、現実はどうかということていくつか事例を申し上げますと、平成23年度市民アンケート結果、問41番ですね、「那珂市の窓口サービスは充実していますか」という問いに対しまして、お答えは「どちらかといえば充実していません」という回答の中で、職員の対応が悪いというのが52.63%ございました。また、これは実際にある話でございましたが、あることである部門へ電話をされた方がおります。問い合わせをしたんですけれども「担当者が休みのためわかりません」ということの一点張りです。問い合わせた市民はかちんときてしまったということをしてまいりました。また、電話に出るのが遅いとかですね、担当者が話し中ですと外の電話が鳴っても取らないという姿を見かけたり、市民の来客があっても窓口カウンターは接客で忙しいんですが、その奥にいらっしゃる方々は知らんぷりといった姿もまだ見受けられます。

さらに、人事ローテーションで課長補佐、課長と2人代ってしまい、後任の方が来たんですけども、なかなかその新しい部門のことについて対応がうまくできていないということもございます。そして、これは若い方のお話ですけども、新しい事業提案や改善事項、一生懸命提案するんですけども、私が部門長でいるときは新しいことは何もしなくていいよと。それを一言で一蹴されたという声も寄せられております。このような状況で、より質の高いサービスが提供できるという環境とは私は言い難いと思います。

そこで、確認ですけども、より高い行政サービスを市民に提供するには職員の意識改革や専門家としての知識能力の向上、これはもちろん必要でございますが、現在までにどのような教育研修が実施されていて、その効果はどのようなものだったかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

今やっている職員の研修といたしましては、階層別研修、それと特別研修、その外茨城県自治研修所、または市町村アカデミー、自治大学校などの専門機関への派遣、それと茨城県への実務研修などの派遣研修でございます。その外、通信教育等の助成事業を行っているところでございます。

研修の効果につきましては、階層別研修につきましては終了後受講のアンケートを実施しまして、その効果を確認し次年度の研修内容の改善に努めているところでございます。また、講師養成研修とか自治大学校、茨城県等への派遣者につきましては、職員研修の講師として活用しまして研修成果の職員への還元を図っているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま答弁いただきましたけれども、階層別研修は多数種類もありたくさんやっている、またフィードバックもされていることとございますが、階層別とは異なりますその職能別、いわゆるその意識改革ですとか、その職員のスキルアップのための研修、これが不足しているように思われます。

先ほど申しあげました市民からの苦言の内容からしますと、基本的な市民のための行政サービス、この精神、意識がまだまだ浸透されてはいないように感じられますし、行政組織としても市民のための仕事というか、まあ市庁舎内部の方向に向いて仕事をしているのではないかとこのように感じられます。

では、市民のための行政サービスが提供できる組織の活性化への教育研修というのはどのように実施されているのか、また課題は何かお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

職員研修につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり市役所で行う市研修、それと外部機関へ派遣する派遣研修、それと自主研修支援ということの3本立てで実施をしておると

ころでございます。その特に中でもこの派遣研修につきましては長期間となる研修もありますが、専門的なノウハウを習得できるとともに同時に人的ネットワーク拡大の貴重な機会にもなりますので、職員のスキルアップ、専門知識の伝達等も含め職場の改善、活性化に大きな効果があるものと考えております。

また、昨年度は新たな取り組みといたしまして、臨時職員を含めました接遇研修を実施したところでございます。このように研修対象者のすそ野を広げ全職員への意識改革を浸透させていくことも職場の活性化、市民サービスの向上につながるのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいまご答弁いただきましたけれども、職員研修それから階層別の研修ともに一生懸命やられておるといのはよくわかりました。課題は職員減の中の派遣ですとどうやってだれを派遣するかと非常に悩んでいるという点と、昨年はその接遇研修ということで新たな取り組みをされていると。これは非常に大事な研修でありますし、どんどん広げて行っていただきたいと思います。課題は全職員の実施ということを上げられておりますので、ぜひとも多くの方が受けられるようにしていただければなというふうに思います。

市民のための行政サービス向上の組織活性化への今後の計画的な教育研修、それから重点施策、どのようにやっていくのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

職員研修につきましては、今後も市の研修体系に基づきながら実施してまいりたいと思っておりますが、その中でも民間企業の理念、考え方に触れる研修、施設での職場体験等の実地研修を引き続き継続的に行っていく、時代のニーズに応じた研修を随時導入し、職員の意識改革、資質向上を図ってまいりたいと考えております。

また、重点政策等の推進につきましては、今年度から特に産業部で実施します農業活性化のための将来像を策定する「元気ナカむらづくり塾」、それと観光活性化、地域振興策の検討委員会であります、「那珂いいね発見隊フレッシュヤーズ」などに柔軟な発想を持つ若手職員を登用しましてワーキングチームを組織するという新たな試みも生まれてございます。

いずれにいたしましても、市の施策の最終目的は「市民のためにいかに質の高い行政サービスを提供するか」でございます。そのために、職員全員が共通意識と常に高い使命感を持って職員の底上げを図りながら、業務に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今後、民間企業では職場体験研修など時代、ニーズに応じた研修の導

入を進めているということですので、どしどし採用のほう、実施のほうをお願いしたいと思います。

それと、「元気ナカむらづくり塾」の重点施策ということで、これは農政課のほうになるんですかね。それと観光活性化策として「那珂いいね発見隊フレッシューズ」ですか、こちらの策定ワーキングチームにも若手を登用して、柔軟な発想でワーキングチームで一生懸命仕事をやっていくというふうにされているということなので、今後も若手の方をどんどん活用されていっていただきたいなというふうに希望するところでございます。

組織活性化には今もありましたけれども、やはり組織に所属している一人一人の方が市民のための仕事をするためになること。市民側からすると一生懸命やっているね、よくやってくれているねという評価を得、そういう仕事をすると、そういう気持ちを持って仕事をするというのが必要になると思います。それを養うのはやはり基本は挨拶と朝礼だと思います。これは、民間企業でもどこでも中学校、小学校でも一緒だと思います。ぜひとも朝礼を全部門で実施してはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

職場のコミュニケーションツールでもある挨拶の励行につきましては、市長から常日頃口を酸っぱくなるほどこの部分については言われておりますので、各所属長や職員研修でも日頃から、また指導を行って周知を図っているところでございます。各職場で、市民に対して高い比率で実践されているのかなと思っているところでございます。

朝礼につきましては、窓口部門等各職場の勤務体制の違いもあってなかなか実施できていないのが現状のかなとっております。課内ミーティングについては随時課内で開催している部署は多いのかなと思っているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり職場の進行管理、職員の健康管理の面でも声掛け、朝礼それとかミーティング等に取り組むというのは非常に重要であると認識しておりますので、管理職研修等におきまして今後人事管理の取り組みについての指導は行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 挨拶については市長はじめ皆さん各所属長のご指導の賜物ということもありまして、最近私廊下ですれ違う職員の方、毎週1回ぐらいは最低来ていますので、結構お会いするんですけども、本当に挨拶なしという方はたまに、きょう珍しいねというぐらいに私は今感じています。これはやはり成果があったということだと思いますので今後も続けていただきたいと思います。

それと、朝礼についてはまだ全部門でされていないということなんですが、ぜひとも実施をしていただいて職場の活性化へつなげていただきたいと思います。そのための組織活性化

の研修の提案でございますが、先ほど民間企業を利用するというようなお話もありました。やはり民間企業の現場体験、特にサービス精神を養うのにはうってつけの場でございます。ですから、市内外ではそういう会社、百貨店、スーパーとかいろいろありますけれども、利用して今後とも実施をしていただきたいというのと、その研修で得たスキル、こちらを部門に持ち帰って職場内で生かしていくということも、生かせるそういったフォローアップシステム、これもしっかりと構築していく必要があると思います。この辺はいかがお考えでございますか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

現在職員研修の中で、この異業種での体験研修としまして福祉施設での実習、それとか消防訓練札式などは実施をしております。その外、今年度は自衛隊における施設体験学習を計画をしているところでございます。

民間での体験学習、体験実習というのは今までのところ実施をしておりませんが、毎年度内容を検討しておりますので、ご指摘いただきました体験学習をはじめ、職員のスキルアップ、意識改革が図れるようこのプログラムを今後も取り入れてまいりたいと考えております。

また、派遣研修で専門の知識を習得した職員につきましては、積極的に庁内講師に登用しております。また、処遇の反映でございますが、現在試行中の人事評価制度、この中で将来的に職員の資質向上、人材育成支援のツールとしてこの制度を有効に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひとも民間企業での現場体験研修、これを数多く実行されて、より高い市民のための行政サービスの提供をぜひとも実行していただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いいたします。

行政サービスの提供のための現場体験研修の提案ですが、那珂市の全国へのPR効果が大きく、環境政策の充実や市役所全員が取り組むことによって、職員のベクトルの一本化や品質、能力の向上を図れる環境自治体会議、これ那珂市も会員になっております。目的は環境問題が複雑化、多様化する中、互いの情報、政策を共有しあい環境自治体づくりを目指している、基礎自治体のネットワークでございます。茨城県においては古河市、ひたちなか市、本市ですね、あと東海村が加盟しております。この加盟自治体との災害時の相互支援協定も昨年13自治体と結んでおります。全国では53地方自治体が所属しておりますので、この環境自治体の会議については1998年5月、これは古河市で開催、2005年5月にはお隣東海村でも開催をされております。こういった会議を、早くとも5年後ぐらいにはぜひとも那珂市で開催されてはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

議員ご承知のように、環境自治体会議は現在那珂市も含めて規模や地域性が異なる53の自治体が加入する全国組織でありまして、環境政策の推進、それから環境に関するネットワークづくり、環境事業の推進、社会的アピールの場の創出を目標として活動を行っている団体でございます。

ご提案がありました全国大会を開いてはどうかということなのですが、こうした全国規模のイベントの開催は、確かに環境政策の充実、それから市のPRや活性化、職員と市民の一体感の醸成等に寄与する効果があるのではないかと考えております。実際、実施自治体の首長もその効果は絶大であるというふうに話しておりました。

当市の場合は1,000人規模のそのコンベンション会場や交通アクセスの問題もあります。それからハード面でクリアしなければならない課題も多く、宿泊施設も市内での確保となりますとなかなか難しいということでございます。また、市への経済効果も余り期待できないのではないかと思います。現実的には実はあと1年半しか私いないものですから、もう一回やらないと5年後という約束ができないということもあります。それから、加えて特徴のある環境政策を展開しなければならないということもありますので、そうした状況がクリア、展開できるようになれば積極的にやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 会場は宿泊施設、学校等々いくつかの課題はございますけれども、やはり環境政策で那珂市としてもひかりもの、これを発見、磨きをかけるための絶好のチャンスだと思います。ぜひとも早い段階で、この那珂市で開催をされるよう切にお願いいたしまして行政組織の活性化についての質問を終わります。

次に、2番目になりますが、活力ある農業の振興についてお伺いをします。

那珂市においては恵まれた自然環境があり、広大な田園が広がっております。その田園でございますが、田畑地帯の農地、これは耕作放棄地や荒れ地が増加し、農業の担い手は不足しており、またTPP参加による農業農産物への被害も大きなものが予想され、決め手になる農業振興策が見当たらない、農業の後継者不足も含め那珂市の産業の根幹をなす農業そのものが現在危機に瀕しております。那珂市の農業の現状を抱える危機とその対策、これから那珂市の農業をどのように導いていくのか、また那珂市の農業が名実ともに基幹産業としての揺るぎない位置を確保できる方策を明らかにしていきたいという強い思いで質問してまいりたいと思います。

初めに、那珂市の農業の現状はどのようになっているのか、那珂市の農業生産額、農家戸数、従業者数、遊休農地を含む農地面積、戸別所得補償制度の実績、それから認定農業者数等についてお伺いをします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、農業の産出額でございますけれども、直近のものとしては2005年のものしかありませんけれども、農林業センサスによりますと約45億8,000万円、総農家数は2010年のセンサスによりますけれども2,986戸、基幹的農業従業者数は2,259人、農地の耕地面積が約4,260ヘクタール。なお遊休農地面積につきましては農業委員会におきまして2011年に調査をしまして、それによりますと203ヘクタールとなっております。

次に、戸別所得補償制度の実績でございますけれども、実施面積が1,514ヘクタール、補助額につきましては約2億8,700万円でございます。認定農業者数は2012年現在で84人となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま平成22年度の実績ということでご紹介をいただきましたが、これを平成12年度と比較しますと農業生産額、平成12年は57億7,000万円、これで計算しますと現在は農業生産額が11億9,000万円ほど大きく減少しております。総農家戸数が平成12年は3,789戸ですから、この10年間で総農家戸数も803戸、大きく減少をしているのがよくわかります。

また、その生産額45億8,000万円というのを今お答えがありました、これを先ほど出ました総農家戸数、農業従事者数で割りますと1戸当たり年生産額でいうと153万円、1人当たり202万円と。実に生産性が低く、これでは到底経営が成り立ちいかないということがよくわかります。経営が成り立っているのは、その農業認定者84名とありましたけれども、この方々だけではないかなというのはよくわかると思います。

次に、那珂市農業の現状の課題、これは何かをお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

現在市のほうとしては、まず65歳以上の高齢者層の農業就業者数が62%近くになっているということで、かなりの高齢化が進んでいると。それと同時に若者の農業離れに歯止めがかからず、全体的にも農業就業者数が減少傾向にあると。新規就農者も少なく、後継者や担い手不足が課題となっております。これに伴いまして耕作放棄地の増加というものが懸念材料となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 高齢化による後継者や担い手が不足していると。後継者の養成、それから担い手の養成、新規就農者の安定確保、耕作放棄地の解消、これは深刻な問題であるということですが、これはもちろんのこと、さらにやはり経営できていない状態、農

業生産額の大きな減少ということがありますので、これは米、大豆、カボチャ、ブロッコリー、ナス、いろんな農産物もございしますが、やはり1件当たりの栽培面積も限定されており、機械代それから肥料代を含めると農業では経営が成り立たない現状がございします。やはりもうかる農業への転換が大きな課題ではないかと言えます。

では、その販売先の確保も含めまして、もうかる農業への対策、これはどのように講じていくのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

農業につきましては、福島原発事故の影響による出荷停止それから風評被害というものが、まだまだ払拭されていないというのが現状でございまして、さらに今後についてはTPP参加による影響ということで、現状としては先の読めない不安定な状況にあります。

このような状況の中で安定して出荷販売をするということには、安心な農産物を安定供給するというそのような単なるうたい文句だけでは現状を維持するのは難しいと考えております。そのため、農産物の独自品質保証やブランド化、6次産業化による付加価値をつけて農商連携による販売先の確保を保ちながら高価販売ができるような対策を講じる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいまご答弁いただきましたが、東日本大震災による福島第一原発事故災害による影響はいまだに残っております。また、最近J-PARCで、東海のJ-PARCですね、放射能漏れの問題も発生しました。これは、さらに風評被害を再燃させる気配も出てきております。また、TPP参加による影響もあるので、やはり安心・安全の品質保証シール、これなどを貼って地道な那珂市の農産物は安全ですよといったPRをやっていくことが非常に大切なことだと思います。ぜひとも継続をしていていただきたいと思えます。さらに農産物のブランド化、6次産業化による加工品の高付加価値商品、これをつくりだして売っていくということが大事になりますので、これも具体的な事業をどんどん進めていていただけたらというふうに考えます。

先ほどの答弁で、TPPによる影響とありましたが、安倍政権は参加表明をしております。TPP参加は避けて通れない状況にございします。安倍政権のもくろみで言いますと、自動車産業で4兆円黒字ですね、農業、医療、保険その他で8兆円の赤字が出る、差引マイナス4兆円。結局、参加して日本の経済状況というのは厳しくなるというような状況にございします。

当市那珂市では農業、基幹産業で45億円の生産額がございします。それでは、TPP参加によりこの那珂市農業への損害、デメリットはどれぐらいになるのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

TPPにつきましては、参加国との交渉内容にもよるということで現時点で私のほうからお答えするのは甚だ難しい話でありまして、しかしながら当市の農産物の品目としては、やはり米が一番影響を受けるのではないかと考えております。国の試算方法に基づいて本市の農産物全体への影響額を試算しますと、率で53.4%程度減額になるということから約25億円の減になるということで見通しを立ててございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 25億円で45億円の53.4%、これが損失をこうむるということでございます。米だけで言うと24億円の半分、約12億円がこの那珂市で損失をこうむるという、那珂市農業生産額の半分以上がだめになってしまうと。いわゆる農業存亡の危機が訪れるということになります。

それでは、こういった損失の危機にどうやって対抗するか、那珂市でもやはり手を打っていかなければなりません。国策を待っていても、この米だけでも12億円、多大な損害をこうむりますので、具体的にどう対策を打っていくのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

市としましては、現状として農業施策において担い手の育成、それから新規就農者への助成などさまざまな対策を講じておりますけれども、国において持続可能な力強い農業を育てるためにということで「農林水産業・地域の活力創造本部」というものが設置されたということを受けておりますので、今後の国の動向を注視しながら施策を展開すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 那珂市では現状でき得ることは全て対策として講じていくというお話でございます。さらに、国の政策として「農林水産業・地域の活力創造本部」、これを設置をされておりますので、そこから打ち出される対策事業、これは取りこぼしがあってはなりません。最大限の活用促進をお願いしたいと思います。

TPPではもう一件影響が予想されるものがございます。農産物ばかりではなく農薬とか遺伝子組み換え食品、こういったもの。農薬は使用許容の違いがございます。遺伝子組み換え品については、それを使っていますよという表示は今度一切不要に、撤廃されてしまいます。そうしますと、食の安全大きく脅かされます。これについても、国策ということではなく、那珂市としてどのように安全を確保していくのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

今議員がおっしゃられることのように、いろいろ懸念される場所があります。WTO世

界貿易機関においても食品の安全に対する処置をとる権利が各国に認められているということで、国においても守るべきところは守るということをしておりますので、今後注視していきたいと考えております。

那珂市としましては那珂市産品の農作物については表示を明示するということで、市産品の特色を打ち出して持久力の向上や販売力の強化、それから地産地消のさらなる促進を図るということで、消費者の皆さまには安全・安心な農産物を食していただくよう啓発に努めながら推進をしていくということが必要であると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） WTOという世界貿易機関ですね、こちらに加盟しているということで安心と言えば安心ですけれども、中国の農産物の例もございます。やはり那珂市でできる自衛の農業対策はぜひとも講じるべきだと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

TPP参加による影響がどうあれ、那珂市の農業が基幹産業としての存亡の危機を迎えている今、あらゆる手立てを尽くしてこれから進行していく途中ということですが、どの方向へどうしていけばということが皆目わからない状態でございます。ただ、農業の基本は食料食材の生産供給基地であること、自給率を高めていくということ、安全な食料の提供、緑豊かな自然環境の保護、自治体の経営基盤等になっているということについては、これはいつの時代でも農業というなりわいの変わらぬ使命ではないかと思ひます。

そこで市長にお伺ひしますが、今後那珂市の農業をどういうふうに導いていくのか、那珂市農業の将来ビジョン、どのようなものか、また那珂市農業をどのように振興発展させていくのかお伺ひをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） 本市の基幹産業であります農業の振興につきましては、農業経営の安定化や安全な食料の安定供給を目指すとともに、農業担い手の確保及び耕作放棄地の解消対策として農地の有効活用や基盤整備などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在取り組んでいる「元気ナカむらづくり事業」において、農業者を含む地域の皆さまと農業や農村の魅力ある将来ビジョンについてともに研究していきたいと考えております。具体的には面積拡大による競争力の強化ばかりではなく、大型機械、要するに資本投入を余りしなくとも済む、そして健康志向で収益の高い農産物の導入や、よく言われている6次産業、生産・加工・販売などを積極的に展開していきたいというふうに思っております。

また、TPPにつきましては、これ導入しますと、少なくとも米につきましては完全に壊滅すると思ひます。と言ひますのは、10何年前、大前研一のレポートを見ました。これは1キロの米をつくるのにオーストラリアは20円でできるんですね。日本では多分今1キロいくらぐらいしているかわからないんですけど、400円ぐらいしているんですか。ですから、こういったものが関税なしで入ってきますと、おいしいお米は残るんでしょうけれども大半

はそちらの安いお米にいくということです。これは国策でありますので、国のほうでは食料を、自分たちの食うものを確保するというのは国の安全保障から言えば絶対やらなくてはならないことですので、国としてもそう愚かではないと思いますので保護をしてそういった主食米を確保する政策を今後展開していくのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 答弁ありがとうございます。

今のお答えですと「元気ナカむらづくり事業」で農業者を含む地域の皆さまと一緒になるとともに研究していくということでした。できるだけ早い時期に那珂市はこうするといったものをお知らせ、明示していただければありがたいと思います。

やはり、この間環境自治体会議に私も参加してきましたが、こちらの会員の宮崎県の綾町、これは人口7,000人でございますが、綾町は「有機肥料で安全・安心の農産品を提供し自立していくこと」これを掲げ町長みずからトップセールスをやって20年綾町を引っ張ってきました。結果、綾ブランドの確立もされ、自治体経営も安定しているという先進事例もございます。

将来、那珂市の農業はどうしていけばいいのか。混迷を極める今だからこそ明確にこうだとの旗印をやはり掲げることが必要ではないかと私は強く感じております。

最後のほうでの質問になりますが、市地域農業マスタープラン、これはどういうものかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

「地域マスタープラン」というのは人、農地の問題を抱える地域、その5年後、10年後の将来展望を見通して今後中心となる個人、法人などの経営体をどこにするのか、どのようにしてこれら経営体に農地を集積していくのかなどを地区ごとに計画をするというものでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 5年、10年先を見通した各地域ごとで経営できる農業をやっていこうと、そういうことだということはよくわかりました。できれば具体的にその取り組みを展開をしていただければありがたいなというふうに感じます。

以上で2番目の質問については終わります。

次に、3番目ですが、公共下水道整備進捗状況についてお伺いをしております。

昨年一般質問で同じ質問をさせていただきました。そのときには平成34年以降未整備地区について、終わるのは30年かかるよと。お金も300億円は超えますよという答弁をいただきました。実に気の遠くなる話であり、私なんかもそのときは生きていないなというふうに思

いましたけれど、実にこれも大変重い問題でございますけれども、そのときに29年度に公共下水道審議会を開催して平成34年以降どうやって整備をしていくのかということを決めるといふふうに答申をいただいております。私は29年度までに何が何でも公共下水道ではなくて市町村型合併処理浄化槽、これですとお金も安く済むし期間も短くて済むということで提案をさせていただいております。調査の状況、進展状況についてお伺いをしてまいります。

平成24年度末までに公共下水道の整備進捗状況はどのようになっているかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

平成24年度末の公共下水道事業の整備状況でございますが、全体計画面積3,257.8ヘクタールに対しまして供用開始面積が1,180.9ヘクタールでございます。整備率は36.3%でございます。また、供用開始区域内の人口につきましては2万6,748人で行政人口に対する人口率は47.8%となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今、平成24年度末までの進行状況ということでお答えいただきましたけれども、平成23年、1年前ですね全体では73%の進捗率と。これは総合の整備率でございますが、1年で0.9%の進捗、それしか進んでいないという状況です。そうしますと、やはりまた去年30年という話を聞いて今年もいやもったかかるなという感触を持ちました。非常にショックを受けております。

次に、下水道を使用開始した方、農業集落排水も一緒ですけども、そういった方々からはやはり下水道料金がちょっと高いのではないかという声が私の方にも寄せられております。

そこで、那珂市の公共下水道の使用料、これは他市町村に比べて安いのか高いのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

本市の下水道使用料につきましては、1カ月の基本料金使用料で10立法メートル当たり1,470円をご負担いただいております。那珂久慈流域関連の他市町村の使用料と比較いたしますと、安いところで1,155円、高いところで1,575円となっております。本市の使用料につきましてはほぼ平均的な単価ということが言えるかと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 安いところは確かこれ東海村だと思いますね。高いのは常陸太田市か。その中間をとって1,470円という設定をしたというふうに感じられます。

しかし、この下水道使用料は受益者負担ということで使用者が払っておりますけれども、

実際は一般会計からの繰入金で経営が成り立っているというのが実情ではないかと思えます。これは笹島議員のほうからもありました。と言いますと、本体である一般会計、こちらも税収が少なくなっていく少子高齢化ということと言いますと、今後ますます財政が厳しくなる。では、このままずっと一般会計から繰り入れのままでいいのかという問題が出てきます。やはり自立経営、自主経営ですね。経営安定のためには自主財源の確保が急務であるというふうに考えます。自主財源確保の見通しはあるのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

公共下水道や農業集落排水整備事業の財源につきましては、国からの交付金、事業債、一般会計からの繰入金、そして受益者からの使用料等で賄われております。将来議員のご指摘のとおり財源が不足するといったことも当然予測されますので、まずは事務事業の効率化やコスト縮減等の対策を図ることによりまして歳出を抑えること、さらに使用料の収納率向上や水洗化率の向上等による歳入の確保に努めてまいりたいと考えてございます。その上で自主財源を確保することが厳しいといった場合におきましては、使用料等の改定をお願いすることになるかと考えてございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） やはりいろいろ事務事業の効率化、それからコスト縮減ということをやってまいりますけれども、最終的には使用料の改定というところになるということですが、現在公共下水道事業費の歳出の中で那珂久慈流域下水道維持管理負担金、これ毎年、多い時で2億8,000万円、昨年、今年予算で2億4,000万円だったですかね、負担しております。この負担金の見直しはされているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

那珂久慈流域下水道維持管理負担金につきましては、流域に属します9市町村で構成されます那珂久慈流域下水道整備推進協議会におきまして、平成22年度に値下げ改定の要望書を県のほうに提出をしております。この要望につきましては県議会で承認を受けまして使用負担金の単価が1立方メートル当たり66円から53円に値下げされまして、本市の平成23年度以降の負担金につきましては、平成22年度と比較いたしまして約4,000万円ほど減額となっております。今後も那珂久慈流域下水道事業の収支決算状況等を見ながら推進協議会の中で負担金の値下げ要望活動を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 交渉の結果4,000万円年間で削減できたということですので、ぜひともその自主財源確保策として今後も負担金軽減要望を粘り強く継続実施のほどをお願い

いたします。

それで、先ほどの自主財源確保策での答弁の中でございますが、万策尽きれば使用料改定で値上げはやむを得ないということではございました。公共下水道使用料の値上げ等の見直し計画はあるのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

現時点におきましては使用料改定の予定はございませんが、平成26年4月より消費税率改定に伴いまして消費税分の改定は予定はしてございます。また、今後は少子高齢化や人口減少に伴いまして使用料の収入が減少傾向に向かうといった中で、施設のほうにおきましては老朽化の進行に伴いまして維持管理費の増加が見込まれるということで、議員ご指摘のとおり収支バランスを欠いた経営状態が想定されてございます。このため、受益者負担金の負担の適正化を図るという観点から、そしてまた長期に安定した下水道事業の経営を行うためにも自主財源の確保が必要不可欠ということが考えられます。そういった意味では使用料の見直し等を検討する時期が来るということは想定はしてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 使用料金の改定でございますが、来年は消費税率が上がるので改定をしますということではございます。その外には将来的には値上げせざるを得ないというようなお話ですが、やはり一般会計からの繰り入れが続くということは那珂市民全体が要するに下水道使用料を負担しているというような、下水道事業の経営について負担をしているということにもなりますので、特に未整備地区の方は負担を強いられているというような不公平さを感じられる。この辺の不公平さも解消していただけるよう慎重なる見直しを期待いたします。

ちょっと時間も迫ってまいりました。

最後に、平成34年度以降の整備計画、これについて平成29年度の審議会で決定をしていくということではございますが、ではその平成34年度以降未整備地区が全体でどれだけ残っているのかと、いくらかかるのか、それと整備計画が明確になっているのか、これをお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（岡崎 隆君） お答えいたします。

平成34年以降の面積でございますが、1,874.3ヘクタール、事業費にいたしまして概算で480億円と推計してございます。なお、34年以降の整備計画でございますが、今後の公共下水道審議会の中で決定されるということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番(寺門 厚君) 時間の都合でちょっと一部、市町村型合併処理浄化槽の進行状況、調査の進行状況と、これは2つ質問していますが、これはちょっと飛ばせていただいて、先ほど答弁にありましたように平成29年度を待たずに公共下水道未整備地区、こちらへやはり市町村型合併処理浄化槽、この導入を展開するべきではないかなと私は考えております。

しかも、先ほど未整備地区の完全な完了までの整備計画がないと。公共下水道と市町村型合併処理浄化槽、こちらのそれぞれのメリット、デメリット、これを市民に公開していただいて、480億円ですか、これから整備にかけるのは。それをかけるべきか、またもう一つ衛生上の水質の汚染という問題もございます、環境の保護ですね。これらも合せてもう一度市民に意見、意向を聞くべきではないかなというふうに考えます。それを受けて平成29年の見直しの前に市町村型合併処理浄化槽での展開が可能かどうかお伺いをいたします。

○議長(福田耕四郎君) 上下水道部長。

○上下水道部長(岡崎 隆君) お答えいたします。

本市におきまして市町村設置型合併浄化槽を実施するためには那珂久慈流域におけます下水道計画区域からの除外協議、事業手法変更に係る受益者の意向調査と同意、当該事業を実施する上での財源の確保、また分担金や使用料の設定等条例の制定準備等、さまざまな課題を検証した上で下水道審議会のほうにお諮りをしなければなりません。早めに住民意向調査等を進めることについてのご提案でございますが、事前協議や事業計画等の課題につきまして、ある程度の検証結果が出ていなければ、意向確認作業等を進めることは現在では難しいと考えてございます。現時点ではもう少しお時間をいただければと思いますが、少しでも早い時期に検討に入ることが出来ますよう調査検証のほうは進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(福田耕四郎君) 寺門議員。

○2番(寺門 厚君) わかりました。早急なる住民意向調査を実施していただいて一日でも早く下水道整備が完了するよう期待をするものであります。

最後の質問でございますが、今合併浄化槽で一部排水をしているところがございます。自己敷地内が原則になりますけれども、排水場所がない場合には道路の側溝、それから自分の敷地でないともう合併浄化槽も設置できないといった状況にございます。やはり生活道路が未整備、これもあって流末の確保というのが大きな問題になっています。これについて下水道課と土木課が共同して対策を何か取れないものかお伺いをいたします。

○議長(福田耕四郎君) 建設部長。

○建設部長(小林正博君) お答えいたします。

生活道路の整備に当たっては、雨水の流末先が確保できる場合には排水構造物等の敷設も検討し道路整備を進めております。側溝がつけば当然このことにより合併浄化槽による整備の促進につながるものと考えておりますが、しかしながら本市の場合には地形的に平坦地

が多く整備された水路等が少ないことから流末排水路の確保、これが課題となっております。
以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひとも下水道課、土木課とは部門は異なりますけれども、垣根をなくしていただいてお互い連携共同により流末排水路確保についても有効なる打開策を見出し
ていただくことを大いに期待いたしまして私の質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告6番、寺門 厚議員の質問を終了をいたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日は議事の都合によりこれにて終了をし、残余の一般質問は明日
7日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、この後ただちに議会運営委員会を開催いたしますので、議員及び執行部においては
ただちに第2委員会室にご参集を願います。ご苦労さまです。

散会 午後 4時05分

平成25年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月7日）

平成25年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年6月7日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の委員会付託
- 報告第 4号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 6号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 7号 平成24年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 8号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 平成24年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第11号 平成24年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第12号 平成24年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第13号 平成24年度那珂市水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 那珂市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第46号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)

 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

 出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	企画部次長	関根芳則君
総務部次長	川崎薫君	市民生活部次長	中山悦男君
保健福祉部次長	小田倉正美君	産業部次長	倉持和彦君
建設部次長	助川保彦君	上下水道部次長	樫村悦雄君
教育部次長	会沢直君	消防次長	萩野谷孝君

議会議務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めたものの職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程については、別紙のとおり、お手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 助 川 則 夫 君

○議長（福田耕四郎君） 通告7番、助川則夫議員。

質問事項 1. 自然環境保全について。2. 遊休農地拡大防止施策について。

助川則夫議員、登壇を願います。

助川議員。

〔13番 助川則夫君 登壇〕

○13番（助川則夫君） 改めまして、おはようございます。

議席番号13番、助川則夫でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨今の気象状況は、地球温暖化傾向が要因からなのか、地球規模で世界各国、各地で異常

気象による自然災害が、異常低温、異常高温、そして局地的なゲリラ豪雨などによる大洪水、さらには異常干ばつ、竜巻等、大規模かつ想定外の地域で甚大な被害を被る気象案件が、メディアを通じて今日頻繁に報道されているのは周知のとおりでございます。

国では、このような事態の時代に鑑み、自然環境の崩壊を危惧し、農地・水保全管理事業、いわゆる水とみどりを守る会事業として、政策として事業の取り組みを狙ったものだと考えるわけでございます。

私も自然環境の保全、国土保全に関しては、安心・安全を確保し、未来への後世の代に引き継がねばならないことが、今生きている者の責務であると考えているわけでございます。そのような観点から質問をさせていただきます。

初めに、水とみどりを守る会、正式には農地・水保全管理事業として市では整理をされておられます。農地・水保全管理事業の情報の最初の発信元はどこなのか、お伺いをまずいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず最初に、茨城県土地改良事業団体連合会が窓口となっておりますので、そこからの発信ということになります。

また、総会などにおいて各土地改良区に事業内容については説明をしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 市内におきましては、3地区で事業の指定をされ事業を展開されておるわけでありますが、事業地域とそれぞれの総面積は、国が2分の1、県が4分の1、市が2分の1の負担で行っておりますが、事業費はそのような組み立ての配分のもとに行っておりますが、市の今年度の助成金総額は、どれくらいの金額になるのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、現在、事業を展開している地区でございますけれども、門部鹿島地区、それから田崎地区、瓜連地区の3地区でございます。

各地区の総面積と今年度の補助金ということでございますけれども、門部鹿島地区につきましては、面積が76.13ヘクタールで約121万円でございます。田崎地区につきましては、30.23ヘクタール、約57万円、瓜連地区につきましては20.72ヘクタールで約40万円でございます。合計でございますけれども、面積127.08ヘクタールで、補助金合計は約218万円でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） この事業の事業費の積算根拠であります、これは水田が10アール

当たり4,400円、そして畑が2,800円でしたか。そのような10アール当たりの単価のもとに積算をされ、事業が展開されておるわけでありますが、この事業に関しての指定をするにあたって市において上限が限定されるというようなことは、国のほうから、あるいは県のほうから通達を受けておるのかどうかということをお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

上限については、現状のところありませんので、そのようなことはございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 事業指定は、それぞれ再指定を、昨年の平成24年度から受けられまして、平成28年度までと、それぞれの事業、地域が受け継がれており、現在進行中であると思いますが、それは今年度、どのくらいの金額なのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

平成24年度から平成28年度までのそれぞれの補助金総額ということでございますけれども、門部鹿島地区につきましては605万円、それから田崎地区につきましては285万円、瓜連地区につきましては約200万円となる見込みでございます。合計につきましては、約1,090万円でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 市の総額が1,090万円でありますので、国・県合せますと総額4,360万円という金額になるわけでありまして、さらに5年間ありますので、この事業の重みというのが、大変重い事業になると感じております。

それぞれの地区は、既に初回の指定が終わり再指定を受けて、既に25年度は7年目に入っているわけですが、この事業により、今日までどのような成果があらわれているのか、それぞれの地区ごとの効果をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、各地区共通するということでございますけれども、草刈り、泥上げなどの共同活動によって、農地、農業用水路等の保全に役立ち、農業用水施設の将来にわたる機能維持の効果というものがああります。

各地区の特徴が出ている効果といたしましては、非農業者、農業に携わっていない方も、この事業に参画するということから、景観、それから生態系など地球環境向上等に効果があると思われております。

各地区の内容でございますけれども、門部鹿島地区におきましては、夏休みにため池の水

を抜いて生物を採集し、生態系調査を行っております。田崎地区につきましては、子供たちと地域景観の保全として、花壇の手入れなど啓発・普及活動を行っております。また、瓜連地区におきましては、伝統的な農法の保全実施といたしまして、子供たちと田植えや稲刈りを手作業にて行い、おだかけなどの実施、それから餅つきを行うということを行っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） この事業によりまして、事業指定がされておらない隣接の地域のところとの用水にしても、あるいは排水にしても、事業展開されておるところとつながって、用水、排水の場合は、上流から下流に行くわけですから、結局、ハード面の施設に関してはつながっておる形であるわけでありまして、これの指定をされていない地域、これとの格差が出てしまっておるといようなことで、隣接の地域の地権者の方々から、この格差解消にあたって、市のほうとしての施策は、その事業展開されていないところの対応はどのように考えられているんですかというようなことが私どもに寄せられておりますので、その辺のところの見解をお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

良好な農地・水環境保全を推進して、隣接地域等の地域間の格差をなくすという点については、まさしく議員のおっしゃることはもっともであると思います。

しかしながら、この事業を推進するに当たりましては、指定された地域の皆様方のご協力というものが欠かせないということになります。そういうこともありますけれども、市としても、都市改良区との連携のもとPR活動を行いながら、各農村集落の皆様のご協力を得られるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 隣接しているハード面の排水等におきましては、地域の要望ということで自治会さん、会長さんが取りまとめられて、市のほうに整備の要望ということで出されておる案件が、私自身も伺っているわけでありまして、そういう対応に関しての処理ですね、これは市全体の要望を見ながら、そして優先順位を決めなければならないというような、市側の担当部所管においては、そういう作業をされるわけでありまして、スピード感が見えないということを指摘されることを私どもに寄せられますけれども、そういう対応に関しての市の対処の仕方は、どのように今までやっておられたのか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

今議員からお話がありましたように、かなりの件数で、やはり各地区から要望等は出ております。大変申しわけないんですけども、予算的なものというものが、どうしても出てまいりますので、優先順位というのは、当然、その出されてきた順位ということばかりではなくて、その各地区の状況等も考慮しながら決めるということもありますけれども、やはりその中には、地元の皆様が協力をしながらやっているというところに対しては、やはり優先順位というものは、若干ほかの地区よりはその努力というか、そういうものも含めながら考慮するということはあると思います。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 当然、要望する側は、そのつながっている部分に関して指定を受けたエリアで切られますから、その部分までは整備されて、指定されていないところは、要望しているにもかかわらず放っておかれる状況というようなことが、私どもに寄せられますので、その対応を、優先順位もあるでしょうけれども、さらにまた予算内での優先順位を決めなくてはならないということもあるわけでございますが、その隣接されている地域で、この事業に加われない事情は、それぞれの自治会ごとに、さまざまな事情のもとに、個人はその事業に加えていただきたいと思いつながら、自治会の関係で加われないということもありますので、その辺のところも考慮されまして隣接、あるいは接続している部分に関しては、優先順位の点で、しっかりと説明をいただくなり、さらには、遅れる場合には、そういう要望のところにご納得いただくような説明責任も果たしていただきたいと思うわけがあります。

再指定の場合は、国の補助率が25%カットされると伺っております。国のほうでも、新たな地区での推進をされているのではないかと背景的には考えるわけですが、市の考えをお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

国においてはということですが、議員のおっしゃるように、国においては、積極的にこの事業については推進をしております。なお、市においてですけれども、再指定の地域におきましては、農地、農業用水等の日常の保全管理活動については、これまでの取り組みにより定着しておることから、より効果的な取り組みが可能と考えることから、共同活動支援の継続地区については、従前の75%を上限としております。市といたしましても、新規地区については、3地区のこれまでの実績を踏まえた上で推進をしていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） この事業に関して再指定、今まで指定を受けていたところに関して

だけに限っては、75%で25%カットということのようですが、加えられた部分に関しては100%というようなふうに二本立ての事業費の積算になっていくわけですか。新たに加わった部分に関しては。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） 期間的には若干違う面もあるかもしれませんが、今おっしゃられたように、新たにやるところについては100%やるということですので、実施時期をよく確認してやられたほうが、より有利な事業になるかなとは考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 市は、地域の要望等にしっかりと、今の隣接する部分等も配慮されまして、この事業の指定地域を決定されることを望むわけでありますが、一番有効なのは、やはり事業がしかけられております、継続しております地域の拡大が一番ハード面の整備につながるわけでありますので、その辺のところもしっかり考慮され、市の担当のほうでは自治会の役員さん方、あるいは土地改良さん等の連携をされまして、PR等をしっかりお願いしたいと思いますけれども、今後の市の考え方をお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

従来、農地・農業用水等につきましては、集落における共同活動により保全管理がされてまいったと考えております。しかし、近年の高齢化等によって集落機能の低下というものが顕著になってきたというようなことから、適切な保全管理が困難化しておるとというのが現状ではないかなと思います。このような状況を踏まえまして、市では地域との協力のもとに今後も、ただいま議員のおっしゃるような事業も含めて、土地改良事業については進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 那珂市内では田崎地区、瓜連地区、門部地区と3地区で事業展開されておるわけでありますが、昨日は、都市計画税をお支払いしながら生活インフラ等々、さまざまご不満のある地域の笹島議員が質問をされておりましたけれども、農振地域である私どもの地域におきましては、こういった農地を保有するものを利用して、地域の活力を生み出すという一つの手法があるわけでありますので、市としましても、そういった農振地域に関しましては、保有する農地保全の観点から、このような事業展開をしていただければ、活力の一つにつながる農地と、それから水の保全事業が展開されれば、地域の活力の一つに、あるいはまた遊休農地等に、この次に質問しますが、遊休農地等の拡大につながる大きな役割を果たすのではないかなと思いますので、今後、市のほうにおきましては、自治会等を通じPRにはしっかりと努めていただきたいということをお願いを申し上げまして、

この項の質問を終わります。

続きまして、次に、遊休農地拡大防止施策についてお伺いをいたします。

まず、市の農地面積の水田、そして畑地、それぞれの面積はどのくらいであり、そのうち作付されていない面積は、それぞれどのくらいになっているのか。そしてまた、過去10年ぐらい前と比較すると、どのような傾向になっているのかを、最初にお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、世界農林業センサスの調査結果というものを参考にさせていただきますけれども、2010年の耕地面積につきましては、田が2,050ヘクタール、畑が2,210ヘクタール、合計4,260ヘクタールとなっております。

そのうち、耕作されていない面積でございますけれども、713ヘクタールでございます、その2005年のセンサスということで申しわけございませんけれども、その結果では204ヘクタールでございます。それによって、509ヘクタール増加をしているということになると思います。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） また、市におかれましては、農業委員会さんにより、平成22年、23年、24年と市内農地利用状況ということで調査をされたようでありますが、どのような数値になっているのかをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

農業委員会による調査ということでございますけれども、農地利用状況調査というものを行いまして、遊休農地でございますけれども、平成22年度につきましては、234ヘクタール、23年度につきましては、203ヘクタール、24年度につきましては、197ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 2010年のセンサスでは、耕作されていない面積は713ヘクタール、市農業委員会の利用状況調査では234ヘクタールと、数字的に3倍のセンサスのほうでは、そういう数値が示されておりますが、この数値の乖離に関して、基準が違うんだと思うんですが、その辺は、どのようにしているのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） この差が違うということでございますけれども、これにつきましては、まず調査の方法というものが異なるものではないかと思えます。

センサスにつきましては、農家の自己申告ということでございますので、たとえば管理をし

でも、耕作をしていなければ、不耕作地として本人が申請をするという可能性がかなりあるのではないかということと、農地の利用状況調査につきましては、農業委員会の委員さんが現地の調査を行います。その面積でございますので、管理された農地はカウントしないということになりますので、この面積の乖離というものがあると思われまして、この状況につきましては、近隣の市町村についても同様の結果になるということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 市で行われました、農業委員会さんが行われました平成22年度から24年度までの利用状況の調査の数値だけを見ますと、遊休農地の対策の努力が数値的にあらわれているかなど。地権者の皆様方と農業法人さんの間に立たれて、農業委員会さんがご努力された数値かなど。平成22年度から24年度では、234ヘクタールあったのが、197ヘクタールになっておりますので、37ヘクタールほど遊休農地の縮小にはなっておるようですが、今後ですね、今後というよりも、現時点で既に農業者の就業年齢は大変高齢化しております。そういう観点から、農業委員会さん等におかれましても、さらなるご努力をお願いをせざるを得ないというふうに感じておるところでございます。

次の、農業法人の今年度の水田、それから畑地の耕作面積は、どのくらいの面積になっておるのかをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

今議員のおっしゃられた水田、それから畑地の耕作面積はどのくらいなのかということでございますけれども、水田につきましては約4.3ヘクタール、畑が約43.8ヘクタールでございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 現在、那珂市における農家の方々の就業平均年齢は、何歳ぐらいになっておられるのかお伺いします。

また、今後さらなる農業法人さんの参入、これは見込めるのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、基幹的農業従業者でございますけれども、平均年齢につきましては、農林業センサスをもとにということでございますけれども、2005年のセンサスにおいては69歳、2010年の時点では71歳となっております。

また、農業生産法人設立に向けて協議している団体もあり、今後も参入は見込めるというふうに判断をしているということ、農業委員会のほうからは聞いております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 農業就業者の市内8地区、それぞれ地区別に分けてみた場合、私どもの戸田地区をざっと見ますと、もう既に70歳代後半に近い方々が平均年齢になって頑張っておられるのかなということを感じておるわけでございます。

そのような実情を見ますと、さらなる遊休農地の拡大対策の必要性が、緊急の課題であると考えられるわけでございます。市といたしましては、農業法人さんが手がけられない比較的作業効率の悪いところなどの遊休農地に対して、どのようにして拡大防止の施策を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） まず、認定農業者に対しては、農業生産法人並びに新規就農者等に対しまして、情報を提供し活用してもらえるように働きかけを促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 答弁をいただきました認定農業者、さらには農業生産法人、さらには新規就農者等への情報提供をされ、活用していただけるよう働きかけを促進していきたいということは、既に今までにやってこられた施策であると思っておるわけございまして、それでも農地利用が追いつかないで、根本的な遊休農地拡大には歯止めがかかっておらないのが現実であると思っております。さらなる英知をお絞りいただいて、遊休農地拡大防止対策をお考えいただきたいと思うわけでありますが、市長は、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 産業効率の悪い比較的面積の狭い農地については、これから深刻な課題であると認識をしております。昨日の寺門議員の答弁と同じになりますけれども、大型の農業機械を必要としない果樹栽培とか、それから薬事効果の高い、収益の高い農作物、そういったものを導入して、零細農家とか高齢者が参入できる農業環境を醸成しなければならないというふうに考えております。そのためにも先進事例の視察とか、それから農業研究機関、こういったところに出向きまして情報収集に努めていきたいというふうに考えております。また、その指示も現在しているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 遊休農地の拡大の防止に関しては、私が思いますのには、農業生産法人さんは逐次規制の緩和等により、やりやすいところ、手がけやすいところは、それでカバーできるという想定は私なりに感じておるわけでありまして、実は、一番の根本的な遊休農地拡大防止の問題点は、田んぼでしたならば山間の谷津田というんですか、そういうところ

るとか、あるいは畑地でしたら、住宅地の住宅と住宅の間とか、あるいは宅地に隣接している個人の敷地内とはっきりわかるような地域とか、そういうところが、農業生産法人さんがやりづらい、あるいは作業効率が悪いというようなことから、なかなかその契約の時点で、契約に立ち行かないというのが、一番の遊休農地の根本解消にならない部分であると思うわけでございます。その辺の施策を、市として、そういう場所に対して、何か特効薬をお考えいただければと思うわけでありまして、そのような点の考えは、市長、何かお考えを持ち合わせておりますか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど答弁したような内容で、例えば私の親父は実は89歳で、まだ農業をやっています。畑で4反歩以上あると思います。水田が5反歩ぐらいあるんですけども、水田はなかなかできないんですよ、大型機械を必要とするものですから。ただ、畑のほうでブルーベリーを栽培したり、それから自給用の野菜をつくったり、あるいは親戚に送る野菜とか、そういったものをつくっています。小さいオートカルチぐらいでできるものもありますので、そういった農業のやり方を、健康でなければなかなかできないですけども、皆さん、これから団塊の世代がだんだんと、昨日も質問に出ていましたけれども、そういった方に、そういった畑をつくってもらうとか、田舎暮らしをしていただく、そういった働きかけなども必要なというふうには思っておりますけれども、ちょっと山間部と違って景観が余り、中心部以外のところに行きますとありますけれども、なかなか中心部あたりでは、そういった景観も必要な要因となりますので、そう働きかけは、これからやっていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 助川議員。

○13番（助川則夫君） 日本全国、この問題は地方の最大の問題であるわけでありまして、ぜひアンテナを高くしていただいて、当那珂市に合った施策を打ち出せるかなというものがありましたら、少しでも、その解消、遊休農地拡大につながらない方向に、方向づけできるものがあれば、一つ一つ地道に取り組まなければならないという感じがいたしますので、その姿勢をお持ちいただきながら当たっていただければと思います。

一昨日も、安倍総理も3本目の矢であるということで、農業政策の成長戦略の一つとして、農業経営は6次産業への移行、さらには農地集約のために、仮称であります「農地中間管理機構」を設立するというような施策も打ち出すようでありまして、その辺の情報等もしっかりとお取りいただいて、中心から離れた効率が悪い地域が草原になってしまうような事態を食いとめるためにも、しっかきとお取り組みをいただければと思うわけでございます。農地にいたしましても、市の財産でありますので、個人の持ち物であっても、それを有効に少しでも活用することによって、地方の活力が、市全体の活力の一つになるわけでありまして、しっかきとお取り組みをいただくことをご期待を申し上げまして、私の質問を終わら

せていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告7番、助川則夫議員の質問を終わります。

それでは10分間休憩をいたしまして、再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（福田耕四郎君） 引き続きまして一般質問を行います。

通告8番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 空き家対策について。

遠藤 実議員、登壇を願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。前はトップバッターでしたが、今回はラストということで、しっかり頑張って務めたいと思います。執行部におかれましても市民に向けて、ぜひ真摯で前向きなご答弁をお願いいたします。

今回は、空き家対策について伺います。今まで、質問途中で終わってしまったこともあったものですから、今回はテーマを1つに絞りまして、じっくり議論をさせていただきたいというふうに思います。また、今回、同僚の笹島議員と項目が重複してしまいました。ご配慮をいただきまして、質問をさせていただきます。

空き家対策。実は、全国的にも大きな課題になってきております。ライフスタイルの多様化による核家族化や、単独世帯化の進展などに加え、人口減少を伴う少子高齢化が加速したことにより、近年空き家が増加しております。その中には、老朽、危険、空き家の倒壊などによる住民への具体的危険が発生しております。今後、高齢夫婦のみや、高齢者のひとり暮らし世帯がさらに増加することにより、さまざまな問題が数多く発生することが懸念されています。

例えば、防災の観点からすれば、建屋の倒壊や外壁の落下などの恐れがあります。特に大震災の後だけに、老朽化している家屋は非常に危険です。また、防犯の観点からすれば、よ

からぬものが入り込み、犯罪の温床になりかねず、不審火の心配もあります。さらに、環境衛生上の観点からすれば、ネズミなどの小動物の大量発生や、ゴミの不法投棄の対象にもなります。また、景観上からしても、このような空き家を多数放置することによって、まちのイメージが低下します。このように、さまざまな観点から、空き家をふやさないようにしなければなりません。

実際、私の地元であるかしま台のような団地においては、一斉に同世代が入居しましたから、全体的に高齢化が進み、空き家対策は非常に深刻な問題になりつつあります。現在でも270余りの戸数のうち、8件ぐらいは空き家と見られる状態です。これが、これからもふえていく傾向にあると思われます。地元のパトロール隊の総会でも、この点が指摘され、今後、どのような対策を考えていくかが課題だという声が上がっていました。市内における他の団地でも、同様の心配がありますし、それが実はもう団地だけの問題ではなくなっているというのが、市内の現状だと思います。

そこで、空き家対策を考えるに当たっては、なんといいましても所有者による適正な管理が基本ですので、まず適正な管理を意識・啓発をするべきです。そして同時に、空き家の実態把握が大切です。そして、その把握したデータの中から、利活用できる空き家への対策と、既に利活用できずに老朽化して危険な空き家への対策を分けて考える必要があります。これらを、那珂市の現状を踏まえて、警鐘するために質問してまいります。

まず、那珂市では、現在どのような状態なのかということですが、空き家はどのくらいありますか。また、それは近年、どのような傾向にありますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

市内の住宅棟数は1万6,363棟でございますが、このうち空き家として把握している件数は、本年2月現在、約190棟でございます。22年度が約140軒、23年度が約180軒でありますので、増加傾向にあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 市内1万6,000戸数のうち、190ですね。1%以上、1.1、2%ふえているという傾向です。それは、どこが、どのように調査して出してきたデータですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） このデータでございますが、消防本部が、火災予防調査の一環として、目視と聞き取りで行ったデータでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、その軒数の中で、震災を経て老朽化して危険な状態になっている空き家、これはどれくらいありますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） ただいまも申し上げましたように、消防本部のほうでは、空き家の軒数という名目で調査しておりますので、地域の隅々までの中で、危険な箇所はどこかということまでは把握してございませんけれども、ある程度、地域に点在する危険な箇所は承知しているところでございますが、総数については把握してございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 空き家の調査をしているわけですから、その建屋の老朽度合いも一緒に調査できるはずですよ。それくらいの情報は、市として得ておくべきではないでしょうか。今回ご答弁いただいた調査は、消防本部によるものということです。火災予防の観点からのみの調査だと思いますが、実数は、本当はもっと多いんじゃないでしょうか。

この調査方法としては、国の、いわゆる国土交通省の住宅局から出ている手引き、これは地方公共団体における空き家調査の手引きというんですが、これが参考になると思います。この調査では、空き家の特定と外観調査、空き家所有者の特定、空き家所有者への実態意向調査と段階がありまして、住民への聞き取りとか、住宅地図、公図への落とし込みによる特定、また行政の各部局、自治会、各種団体、不動産業界などとも連携した取り組みを推奨しています。今は消防本部だけということでございますけれども、今後、このような調査方法も大いに参考にさせていただきたいと思います。

では、現在老朽化して危険になっている空き家に対して、現在はどのように対応しているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 空き家の管理につきましては、周辺住民の方から苦情があった場合は、所有者等を確認の上、現在、現地を調査しまして、適正に管理するよう文書等でお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 文書等でお願いをしている。お願いをしているということですが、お願いをきちんと聞いてくださる方はいいですよ、全く問題はありません。ただ、なかなか実際そういう方ばかりではないと思います。また、いろんな方、事情はそれぞれですから、すぐに動いていただける状況ばかりではありませんね。そういう方に対して、どうふうに今後対応していくかというのが大切になります。ちなみに、そのように行政からお願いをした結果、それらの物件というのは、どうなっているんですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 管理をお願いしました結果、適正に管理されるようになった物件もございましてけれども、相続等で所有者等が確定していない場合もあり、具体的な措置

を講ずることができない場合もございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 所有者が特定できていない場合もありましょうし、聞いていただけない方もいるんじゃないかなというふうに思います。では、その結果、具体的な措置を講ずることができないということは、それは、そのままになっているということなんですよ。周辺住民の心配にも対応できないということですから、非常に悩ましい問題です。先ほどの答弁にあったように、空き家自体は増加傾向ですから、これに対して、なんらかの対策を考える必要があるのではないのでしょうか。これを放置することは、行政の不作为とみなされても仕方ありませんね。そうしているうちに、空き家が倒壊、もしくは火事ということにもなりかねません。

そこで、「空き家の適正管理に関する条例」を制定することによって、倒壊などの事故、犯罪や火災を防止して、安心して暮らせる地域社会をつくることが必要だと考えます。この条例は、全国的にも実はかなりふえていまして、今回も議長から許可をいただきまして、皆さんに資料を配付させていただきました。お手元の資料1、こちらでございますけれども、のようになっています。これは今年の1月1日時点で施行済みの全国の条例の例です。非常に多いですね。施行年月日、内容と、これ書いてあるとおりでございます。

ひっくり返していただきまして、この合計は1県、137市区町村ということになっております。皆さん、見ていただいておりますのとおり、施行年月日を見ますと、古いものもありますけれども、やはり最近ですね。ここ最近の傾向がつかめると思います。非常に、どの市町村も同じような課題に今あって、それをなんとかしようというのが、この結果です。

この条例の内容ですけれども、内容としては、必要に応じて市は立入調査をまずすることができる。そして、助言や指導を行うことができまして、勧告もできます。それでも所有者が応じないときは命令、それでも従わないときは、その旨を公表、場合によっては代執行もできると。その取り壊しもできることを明記しています。これによって、理念だけじゃなくて、行政が実効性を持つことによって、災害や事故を未然に防ぐという、こういう内容なんです。ぜひ、このような条例を制定していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

議員ご指摘の空き家対策の条例制定につきましては、今議員ご説明のように、他の自治体で既に条例化しているということでございますが、今朝の新聞でも、常陸太田市が今6月議会に出すようなニュースが入っておりましたけれども、そうした先進地の条例を参考にしながら、本市にふさわしい案を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君）　そうですね、昨日の新聞に太田市の例が載っていました。そういうことで、那珂市へふさわしい案を検討していきたいということでございます。前向きに捉えていただけるかなというふうに思います。

ただ、検討しているだけではだめでして、実際、先ほどのように、今に崩れてしまいそうな空き家があった場合、どうするんですかということなんです。周辺住民が本当に不安で困っている場合、どうしますか。市として、お願いをしても、さっきも言ったように文書でのお願いだけですから、それで応じていただけない方に対しては、どう対応するんですかということなんです。もう一度、お聞きします。

○議長（福田耕四郎君）　市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君）　お答えします。

空き家といえども、所有者がいて所有権があるわけでございます。条例化するとなれば、行政指導、勧告、命令、あるいは公表、そういった強制力を持つことになりますので、条例化にあたっては、いろいろな角度、と申しますのは、現状、課題、あるいは関係法令解釈、あるいは市としての対策、手続、そういったいろいろな角度から慎重に検討する必要があるということで考えていますので、ある程度の期間が必要だというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君）　遠藤議員。

○16番（遠藤 実君）　そうですね。期間は必要です。今、部長がおっしゃったように、所有権は、所有者にありますね。ただ、ここが悩ましいところではあるんですけれども、それが著しく公共の福祉に反しているとすれば、これはなにかしらやらなきゃいけないわけなんです。

では、条例をつくらないという場合、現行法上、現在の法令上でどこまでできるかというのを検証します。

例えば、災害対策基本法では、災害による応急措置の実施が公費負担で認められていますけれども、これは危険を防ぐ緊急避難措置として必要な場合に行われるものということに限定されておりまして、倒壊の恐れがある空き家について、予防的に家屋自体の撤去を行うことまでは認められていないんですね。

また、消防法では、火災予防上の所有者等の行為の把握、また空き家物件の状況の把握。これは先ほどの調査にもあったとおり、これをしますけれども、この法律に基づく措置命令というのは、火災予防に必要な最小限の範囲における物件の除去等に限定されてしまうんです。そう簡単に、消防法だけでは動けない。

さらに、廃棄物処理法によっても、これがまた面倒なんです。空き家が、まず廃棄物と認定されなければならない。さらに、その状況が生活環境の保安上の支障が生じ、または生ずる恐れがあると認められなければならないんです。これによっても、簡単には手を出せません。

ですから、このように現在の法令では対処できる限界がありまして、法律にそれがないので、条例で制定するしかないんです。那珂市も、ぜひ市民の安心・安全のため、条例を制定していただきたい。これは、市長はいかがですか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） 反問権でよろしいでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長からの反問権ということで、これを許可をいたします。

なお、一般質問の時間、これには含みませんので、ご了承を願いたいと思います。時間をとめていただけますか。

どうぞ。

○市長（海野 徹君） 条例を制定するにあたっては、いろいろ要件を決めなくちゃいけない。まず第1に、空き家という定義、これをまず1点目にお聞かせいただきたい。

それから、不適正管理、いわゆる不良状態とは、どういうものなのかということをお聞かせいただきたい。

それから、先ほど不良状態解消のための行政手法はいろいろあるよとおっしゃいましたが、どういった行政手法を使った条例を望んでいるのか。

それと、もう一つは、その実効性を確保するために、どういう手段をとるんですかという、その4点をお聞かせいただきたいんです。

○議長（福田耕四郎君） 以上ですか。

○市長（海野 徹君） とりあえず。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 急に、4つ出てきましたから、いきなりお答えすぐできるかあれですけれども、まずは、空き家の定義。

空き家の定義というのは、現在使用されていない家屋です。これは、将来賃貸される、将来売却される、そういったものも含みます。これは、いろんな定義が実はありまして、これは先ほども申し上げた国土交通省の住宅局から出ている空き家調査の手引きに、こういったものが分類として載っております。それを、ぜひご参照いただければと思います。

2番目は、何でしたっけ。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 規制管理、いわゆる不良状態とはどういう状態をいうのか。どこまでの部分を、条例で縛っていくかと。縛るのね、なかなか大変ですよ。ですから、その縛る範囲をよく規定しておかないと、いわゆる憲法29条1項で、財産権を侵害してはならないという憲法の規定があります。だから、むやみに、先ほど議員がおっしゃったように、むやみに私有財産を侵害するということは、憲法上制限されているわけですから、その辺も、よく考慮しながら、どの辺までを縛るんですかということも、お聞かせいただきたい。

それともう一つ、先ほど空き家の定義の中で、使用されていないというふうなお話があっ

たんですが、実は、私の友人とか知人で、確かにここには家があって空き家になっているんです。人は、いわゆる不現住、人が住んでいない。ただ、東京にマンションを買って、こちらをどういう状況で使っているかという、倉庫として使っている、倉庫として。そうすると、それは空き家とはいえないんじゃないかというような感じもするわけですね。ですから、その辺もよく縛っていかないと、むやみに条例で縛ってっちゃうと、切りがないんじゃないですか。行く行くは憲法で、財産権の侵害をしてはならないということが定められていますから。

そもそも条例って、あれでしょ。法律を超えちゃいけないんですよ。法律以上のことを決めちゃいけないんですよ。条例というのは法律以上のことをやっちゃいけないんです。例えば、罰金だって100万円以下とかね、懲役なんかもありますよ。その法律を超えちゃいけないということがありますから、条例は、多分間違っていないと思うので今話しているんですけども、だから法律を超えることをやっちゃいけない、条例というのはね。そういうふうに法的に多分定められているんじゃないかと思いますよ。後でお調べになって、もし私が間違っていたら謝罪しますけれども。そういうことで、2番目は、そういうことです。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ご丁寧なご説明をいただきました。むやみに縛ると私は言っているわけではありませんが、空き家が適正に管理されていない状態のままになっている。ずっと誰も住んでいないままになっている。草木が伸びている。誰かが、不審なものが入っている可能性がある。もしかしたら、焚火の跡がある。そういったことの状態、なにも今できないんだと。条例がないとできない状態の中で、この条例を制定すれば、先ほども申しあげましたよね。まずは、調査ができますね。助言ができます。指導ができます。そこで先ほど市長がおっしゃったような案件は、この助言や指導のレベルで、ちゃんと対応してくださるのではないかと思うわけですね。それは、最初から代執行をやってくださいなんて、私、ひと言も言っていないですね。縛れとは言っていないんです。当然、先ほども申しあげているように、所有権は所有者にあります。ただ、適正に管理されていないので、しっかり管理してくださいよということ是可以するわけですね。ただ、お願いのレベルで聞いてくださる方は、それで結構です。しかし、お願いだけでは済まない場合は、ちょっとやってくださいよと、もう少しきちんと管理してくださいねというような指導に入って行くわけですね。これができるということで、こういう段階があるんです。段階を経ていく中で、どうしてもだめな場合は、最終的に縛るといえるか、これは行政の法によって、ある意味、目の前のものを除去しなければいけない最終手段になるかもしれません。しかし、そこに行くまで過程が条例にもきちんと書いてあって、縛るという考えではありません。

それと、先ほど法律の話ですけども、条例というのは、法律をさらに縛るものです。法律よりもさらに縛るのが条例なんです。これは調べてください。そういうふうなことでありますから。

3番目は、どういう内容かというのは、この話をしたとおりです。勧告、命令、公表、罰則、代執行までを含めた内容で考えたらどうですかという話はさせていただきました。

4番目、何でしたっけ。実効性を確保するための手段。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ありがとうございます。最後の、どうやって実効性を担保するかということですが、ちょっとよくわかりません。もう少し、質問の意味を解説してください。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 今、私が聞きたいことは……。

○議長（福田耕四郎君） 市長、大きな声でお願いをいたします。

○市長（海野 徹君） 今、大体のことはお聞きしたんですけれども、要するに実効性というのは、今、この表にありますよね。勧告、命令、公表、罰則、代執行と、これどこまでを考えているんですかということですが、遠藤議員が。

実際、空き地の適正等に関する条例、これは罰則規定がないんですよ。良心的な人はやってくれる。外はやらないというのが実情。だから、悪質なものに対しては、そういったものもつけるのが実効性があるのかなというふうには思いますけれども、いずれにしても、どこまでつけるんですかということをお聞きしたい。

それと、もう一つ、これは先ほどの、法律を条例で縛るんですよというお話がありましたけれども、法律を超えちゃいけないんです。これは、あの。

○16番（遠藤 実君） そうじゃないんだよ、それは。はい、はい。

○市長（海野 徹君） よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 法理論の話ですね。違いますよ。法律は法律であるんですけれども、法律というのは、日本全国の中で共通して、こうしなければいけないんですよというのが、法律なんです。ただ、地域によって、その地域の実情に応じて、もうちょっと、この法律はあるけれども、それをさらに縛る必要があるよという、これが条例なんですよ。だから、法律を超えちゃいけないじゃなくて、だから調べてください、条例というのは、もっと法律より厳しくなっていますからね。これが基本ですから、これが基本です。

それで、ごめんなさい、ちょっと熱くなってしまいました。法律の問題だと、こういうこ

となんです。あとは、私は罰則までは、正直、想定していません。ただ、代執行までないと、実効性がないというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） これで、反問権はよろしいですか。

市長、反問でございますか。

反問を認めます。

○市長（海野 徹君） 代執行をやる場合、市が持つんです、お金をね。かわりに執行するわけですよ、解体とかね。その費用は、結局税金で投入されると。最終的には、これは先方に請求できるんですけども、所有者が判明していない、未相続のやつとかいろいろありますよね、難しい案件。多分皆、難しい案件だと思うんですよ。所有者が明確になっていて、やるというときに、なかなか話が通じない所有者というか、所有者不明という物件が多いと思うんですね。そういった場合、代執行の費用がとれなかった場合は、やはり市の危険性を排除するという意味では、必要だということ。罰則はつけなくていいというふうに思っているんですね。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今の市長のご心配は、ごもっともな話だと思います。

ただ、これが実際に、どれくらい代執行まで行くかということですよ。これは、全国の条例を見ていただいておりますとおわかりのとおり、まだ制定して、そんなに間がないから、前例が余りないかと思っておりますけれども、私が想定するに、代執行に行くまでに、助言、指導、勧告、命令、公表まで、たくさんあるわけです。この段階で、ある程度のところは話がつく部分も、結構あるのではないかとこのように思っております。

何といたっても、私が考えているのは、そういうふうな危険な家屋をそのままにして、隣の人が、地域の人が不安に思っている状態を解消しなきゃいけないと、私は思っているんです。ですから、その条例を制定することによって、あらかじめ片づくのではないかとと思っておりますが、それでも代執行しなければいけない場合、これは、所有者がわからない場合と、あとは特定されていないという部分があるんですよ。

例えば、今、市長がおっしゃったような相続なんかで、法定相続人はいても分割協議が進んでいなくて、誰に相続されるかわからない場合のものがああります。ただ、これというのは、相続の部分の案件は、協議が済むまでは相続人の共有物というふうにみなされますから、全員に対して出していいんです。誰に対して出してもいいんです。それで、相続が進んだらば、それができるといいますから、それはやり方があると思います。

ただ、本当に所有者がわからない場合、これはまれなケースだと思います。こういう場合は、代執行して物件を撤去して、どこから金とれるか、これは確かに悩ましいです。ただ、それは本当にレアケース、最後の最後までレアケースになると思っております。そこに行くまでに、いくらでも打つ手があるだろうと。今は打つ手がないんです。条例を制定するこ

とによって、打つ手が相当出てくる。そういうふうな期待を込めて、私は今回提言をさせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 終了ですか。

反問権は、以上で終了をいたします。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 答弁途中ですね。

○議長（福田耕四郎君） 答弁あるんですか。

市長。

○市長（海野 徹君） 実は、議員もご承知かと思うんですけれども、ひばりヶ丘地内で何軒かありますね、非常に危険なのがあるんです。それで、この件については、行政のほうでしっかり所有者を、ちゃんとした所有者に書きかえたり、それから解体をするように言っているんです。やってくれるということだったんですけれども、まだやっていないんでね。こういう条例ができれば、いろんな意味で、そういった問題が加速するかなというふうに思っておりますので、今、部長が答弁したように、条例制定に向けて、ただ那珂市に合った、この地域に合った条例を検討していきたいと。

そのために、まず空き家の定義とか、さっきいろいろ議論させてもらいましたけれども、そういったものを、ちゃんと明確にしておかないと、これ執行するときに、いろんな事象が出てきますので、訴えられた場合にも、どういうふうに対抗していくかということも考えながら、法制のほうもよく研究してやっていきたいというふうに思っています。ですから、前向きに今執行部が言ったようなことをございますので、ご了承をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 非常に前向きなご答弁をいただいたというふうなことでいいんでしょうかね。制定していただく直前の答弁というふうに私は捉えましたけれども、そういうことでよろしいかなと思います。これ、実際に制定しないデメリットって、ないんですよ。ないんです。なので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

では続きまして、ちょっと時間が大変恐縮でございます。老朽、危険とまではいかないけれども、利活用が可能な空き家というのもあると思うんですよ。これに対応するための仕組みも必要じゃないかなということで、全国的な事例を見ますと、これは、市が、移住とか定住希望者の住宅確保を支援するために「空き家バンク」という制度を活用しているところが多いようです。

お手元の資料2をごらんください。

こちらは、県内の利根町の空き家バンクの仕組みです。これも、いろんなところでやっています。このように、まず市内にある空き家というのを、所有者の方から登録していただく。この情報を利用希望者に提供すると。それを知った利用希望者が申し込んで、市や提携して

いる業者団体があっせんする。こういう内容なんです。

これは、いろんなところで、空き家利用者に対しては、定住していただくとか、そういう要件はつけているようではすけれども、いずれにしても、市内でふえている空き家と、通勤通学に便利な那珂市に移り住みたいという方、またはマイホームを購入する余裕のない若者層などの間を取り持つという、こういう仕組みでありまして、非常によい制度ではないかと思えます。県内でも、実は大子町や大洗町、潮来市、行方市などでも取り入れています。那珂市でも、このような空き家バンクを始めてはどうかと思えますが、いかがですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

空き家問題は那珂市でも、今まで認識していなかった新たな課題でございます。現在、調査を行っている状況でございます。先進地の事例を見ますと、定住促進を図る地域活性化、あるいは少子化対策などに関連した事業を、空き家バンクとして実施している自治体もありますので、今後、制度について庁内で十分議論を重ねて、さらなる調査研究をしていく必要があると、このように考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、調査・研究を進めてください。やる方向で、ぜひ進めてください。これも、お金がかかる話じゃありません。

また、実際に空き家に住むにあたって、リフォームしなければならないこともあると思います。その改修にあたる費用を助成している自治体も多いんです。これは、改修だけではなくて、空き家を購入する場合、賃貸する場合、さらには取り壊す場合に当たっても、その経費の3分の1とか2分の1などを助成するケースがあります。この助成の上限は、20万円とか30万円とか、そういうところが多いようですが、空き家を活用した定住促進に当たって、このような助成制度をつくっていただきたいと思えますが、どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

個人の空き家に対する助成につきましては実施してございませんが、店舗の賃貸について、自治活動の拠点としての集会施設で自治活動施設建設費等補助事業の補助要件に該当すれば、支援を行うことができると考えておりますけれども、ただ先進地の事例を見ますと、空き家の改修等に対する経費の助成は、空き家バンクへの登録に関連した制度となっておりますので、地域活性化の施策と捉えて、これも庁内で十分議論する必要があるというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この助成も、空き家バンクとセットにしているところが多いですね。

ぜひ、前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

また、この助成制度に関しては、利根町なんかは、子育て世代の支援策としても導入しているということです。当然、中学生以下の子供がいるとか、税金の滞納がないとか、自治会に加入するという、こういう要件はありますけれども、ぜひ前向きに検討してください。

では次に、利活用できる空き家に関して、特に自然豊かな地域での空き家というのは、体験型宿泊施設として活用できないかというご提言をしたいと思います。これは、どちらかというところ、できればいいねという話なんです。これは地域にもよりますし、限定的かもしれませんが、都心から宿泊客を呼び込むための施設として、新たに立派な施設を建設するのではなくて、既にある建屋を活用して、多少リフォームをして、小ざっぱりした古民家を提供するということによって、経済効果を生むことは考えられませんか。

那珂市は、やはり何といてもインターがありますし、都心からも1時間ほどで来られる利便性があります。私も余り意識をしてはいなかったんですが、実は那珂市というのは、カブトムシとかクワガタをとるのに非常にいいところだと、県南の方から聞いたこともあります。

また、那珂市には、県立の植物園とか県民の森といった、他にないものがあるわけです。こういう自然豊かな地域一帯で皆でバーベキューできるような、こういう施設があるといいですね。こういう施設とか地域資源を生かしまして、那珂市というのは一風変わったことをしているね、という特色を持った売り出し方が何かできないでしょうか。

ここで伺いますけれども、現状ですね、市内の宿泊施設というのは、どういったものがありますか。また、市外からの宿泊客の誘致策というのは、現在どういうふうになっていますか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、市内の宿泊施設ということでございますけれども、静のゴルフ場に併設しております静ヒルズホテル、それから同じく瓜連の常福寺の近くにございます割烹旅館満喜葉という2つの旅館、宿泊施設がございますけれども、そのほかに上菅谷の近くにございますけれども、宿泊が可能という入浴施設、なか健康センター、これを含めると3施設ということになります。

また、市外からの宿泊客の誘致ということでございますけれども、市の観光協会のホームページにおいて、市内の宿泊施設の紹介はしているというところがございますけれども、本市の観光施設、それからイベント等の紹介とともに、本市には、このような魅力ある宿泊施設がありますと、ぜひご利用くださいというところまでの利用促進については、していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 現状は、利用促進はしていないということですよ。でも、それは、これからもそれでいくと。那珂市は、ほかからのお客ははなから考えていないよと。そういうことじゃないと思うんですよ。ただ、どういうふうに活性化していくか、これは真剣にこれから一緒に考えていきたい、議論していきたいというふうに思うんです。これは、今できるかどうかという視点じゃなくて、これができたらいいねという視点で、前向きにやっぱりやっていただきたいし、我々もそういうような提言をできればいいかなというふうに思っております。

その発想の一例として、水戸の偕楽園で、ここ数年開催しているイベントで、夜梅祭りというのがあるんです。お聞きになった方もいらっしゃるかと思いますが、これは水戸の青年会議所J Cが仕かけたイベントですけれども、偕楽園をライトアップして、幻想的な雰囲気をつくって観光客を呼び込もうと。この発想も、そもそもは、水戸への観光客というのは、なかなか泊まってくれない。泊まってもらうために、夜のイベントを仕かけていこうというのが、そもそもの発想でした。

私も当時会員でしたから、一緒に運営をやりましたけれども、少しずつ、そういうのが広がってきているかなというふうに思います。今はJ Cだけじゃなくて、商工会議所とか観光協会とか、基本では実行委員会形式にして広げているということですが、こういう考え方が大事であって、これも行政としても、水戸市としても、積極的に支援をしているんですよ。このまま那珂市にも同じようにというわけにはいかないですけれども、少なくとも宿泊客の誘致を考えていないということは、やっぱり発想の停滞ですから、何かしら考えていく必要がある。

その一案として、例えば、空いている空き家なんかを活用できないかというのが今回の趣旨ですけれども、空き家を改修して民泊施設にして農業体験ができる、そんなことを考えてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） 一つには、本市においては静峰ふるさと公園に隣接した、先ほど申しあげましたように静のヒルズホテルで、家族やグループ向けにゴルフのほかに、自然の中でバーベキューなどを体験できるなどの、そういったものを組み合わせて、ゴルフ場と宿泊施設の活用促進を図っているというような施設もあります。季節的にはなるかもしれませんが、先ほど議員がおっしゃったように、近くには静峰ふるさと公園、それから県民の森、植物園というようなものもありますので、今後ホテルのほうと話し合いということもあるかもしれませんが、そのような施設での宿泊客の利用増というものを見込めるというものはあるかなと思っております。

しかし、空き家の利活用ということでございますけれども、これにつきましては現状では、那珂市におきましては旅館業法、それから都市計画法等、法令上の問題、それから常時お客が呼べるかどうかといったところもあり、費用対効果というような課題もございますので、

今後新たな観光資源の発掘などを、これから行うという予定になっておりますので、その中で調査も含め考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 実際、今考えるとすれば、結構難しいという話ではあるんですが、これがやはり発想の転換でして、今やろうと思ったら、できるかできないかだったら、できないんですよ。ただ、こういったことで、いろいろとできたらいいねということでやり始めることでして、民間なんか、やっぱりそういうふうに皆しているわけです。会社を起こすときなんか、やれるかどうかじゃないんです。もうやろうと思って起こすわけですよ。それから業績を上げていくということでした、やっぱり発想の転換、行政経営というのは、そういうことなんじゃないかなというふうに思いますので、ただ、それを運用する、もしくは、その仕組みを少し壊していくにあたっては、皆さんは行政のプロですから、法律のプロですので、何かそんな仕組みを変えられる、考えられるんじゃないかなという、そういったところは、ぜひ、ご尽力いただきたいというふうに思います。ただ、観光に関しては、これから観光振興計画をつくって進めていくんですよ。その中で、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

また、観光だけじゃなくて、実は、あるスポーツ指導員の方から、こういうことを伺ったことがあります。スポーツ団体の合宿所としての宿泊施設があれば、那珂市は便利で、ほかからの団体も呼びやすいんだと。そういうふうな声もあるんですが、ただ、そういう宿泊所とか、巨額の予算を投じてなかなか難しいとは思いますが、そういう場合にも、民家とはいわないですけども、ちょっと大きな建築物で、これから使われていないものなんか有効活用できないかというふうに思います。これは、ご答弁はいりませんが、そういう発想も、これから必要かなと。

では、最後の案件で、交流人口をふやすという観点とは別にして、空き家を市が借り受けて改修した後に、市営住宅として希望者に貸し出すということはどうでしょうか。市営住宅の需要は、まだまだかなり多いというふうに思いますが、今後、市が多額の予算を投入して市営住宅をつくることは、非常に厳しい経済状態だと考えます。

ここでお聞きしますが、現在の市営住宅に対する需要はどのようになっていて、また、そのような希望者に対して、市は今後どのように対応をしていく予定でしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

市営住宅は、募集の戸数も少ないことから、おのずと倍率は高倍率になっております。平成23年度におきましては3.29倍、平成24年度が3.36倍と、3.3倍前後で推移しております。公営住宅の施策は、市営住宅のみで捉えるものではなくて、近隣の市町村の公営住宅及び県営住宅等、広域的に水戸・勝田県内で考える必要があるんじゃないかというふうに思ってお

ります。県営住宅におきましては、常時募集のところもございまして、全体におきましては、供給が過剰な状態にあるという状況でございます。

このようなことから、本市において、新たな住宅施策を展開するということではなくて、近隣の県営住宅等、現在空き家になっている住宅をあっせんしていくというような対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 現状をお知らせいただきました。広域で考えれば、そういうことだという話です。水戸・勝田地域のほうでは、空いている公営住宅もあると、そういうことなのかもしれません。

しかし、那珂市の市営住宅に応募してこられる方々というのは、那珂市在住の方々、もしくは那珂市に勤務しておられる市外の方ということでありまして、那珂市に住みたくて応募してくるんですね。その方々は、ご自身の生活環境を考えて応募してこられるのですから、ほかの地域の公営住宅が空いているから、そちらへどうぞというわけにはいかないですね。那珂市の市営住宅が、現在、そういったほかで見られるような空き家というのは、ほとんどありません。いっぱいです。今の話、公募の倍率にしても、現状は大体3.3倍ということですから、ほかの地域はいざ知らず、ここ那珂市においては、市営住宅の需要は、決して少なくはないということですね。何らかの対応を考えなくてはなりません。

そこで、空き家の利活用が考えられないかと思えます。低所得者向けに、住む人がいなくなった空き家を、市営住宅として貸し出すことは、ある意味合理的な考え方ではないでしょうか。そうすれば、市も巨額の予算を投じて建設しなくても済みますし、空き家の建物を風化させないようにすることもできると思えます。

実際、宮崎県の綾町、昨日も寺門議員の話にも出ましたが、綾町というところで、平成23年度から空き家再生事業として、このような運用を開始しています。町は、空き家を所有者から5年間借り受け、リニューアル後に、町有住宅として希望者に賃貸しています。このリフォームは、やっぱり平均して150万円くらいかかるそうですが、これは国の社会資本整備交付金というのがあるそうでした、この交付金を活用し、45%の補助をいただいているということです。このように、やり方を工夫すれば、市営住宅でも活用できないかと考えますが、どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 空き家対策として、市が直接借り上げ、市営住宅として活用する場合、点在する住宅の管理の難しさ、ほかに内外装の改修費、そのほか必要に応じて耐震補強等の工事が必要になってきます。諸費用や借地借家料などの支出に対しまして、収入となります家賃は、低廉な額に設定しなくちゃならないと、公営住宅の趣旨からですね。それを考えますと、市で相当金額負担せざるを得ない状況になると思えます。市営住宅としての活

用は、以上のような内容から、難しいのではないかと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私も、それ相応の負担を市がしなければいけないということは想定できます。しかし、何遍も言いますけれども、新たに建設するよりは負担を軽減できるんじゃないかなというふうに思うんです。それに、綾町のように交付金を活用することも含めて検討していただいて、ぜひ前向きに考えていただければと思います。

また、市内の市営住宅というの、ところによってはかなり老朽化していますよね。現在、市営住宅というのは、全部で280戸ありまして、ちょっとお聞きすると、そのうちなんと82戸が老朽化していると。280のうち82戸が老朽化しているというふうな現状のようです。実に全体の3割に及ぶんですよ。震災後ということもございます。非常に悩ましい問題でございますが、この82戸にお住まいの方々は、今後さらに老朽化していく住宅に、どれくらい住み続けられるのか、不安ですね。場合によっては、ここ数年で住めなくなってしまうのではないのでしょうか。これを、今後どのように管理していくのかを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 市営住宅全体で考えますと、議員のおっしゃるとおり、280戸のうち82戸が老朽化しているということで、ばらの住宅の建てかえの計画があったときに、今後、公営住宅はどうあるべきかという議論をさせていただきました。そういう中で、総務省統計局の調査といいますか、予測人口曲線から鑑みまして、90年後には人口が半分になってしまうというような予測線が出ております。そのような中で、公営住宅は徐々に減らしていかなくちゃならないと。90年後には、今の戸数の2分の1にしていかなくちゃならないんじゃないかということで、ばらの住宅の建設を取りやめたという経緯がございます。

そういう中で、老朽化した住宅も随時取り壊していくという方針を固めたわけですが、現在老朽化している上宿西、かしま台、中宿、額田第二住宅ですね。これらに関しては、その後建てた住宅と比べますと、家賃が非常に低廉なものでございます。家賃は、最低家賃で4,400円から6,000円という値段で設定がでございます。それ以外の住宅は、2万円前後の家賃となっております。実際住んでいる方の状況を見ますと、年金生活者の単身の方と、この方たちは2万円前後の家賃のところはなかなか難しいという状況にありますので、その辺の実情を調査した上で、今後、老朽化した4つの住宅、これをリフォームして、さらに使えるようにするのかどうかというのを、政策的に判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 担当部としては、非常に悩ましい問題だと思います。本当に、今後、そういう低所得者の方というのは、今後日本の、今アベノミクスということでございますが、今後だんだん二極化していく可能性もありまして、低所得者の方というのが、今後また減っ

ていくというのは、なかなか考えずらい、今後またふえていく可能性があるのかなど。生活保護受給者の方々も、やっぱりふえている。そういうことを考えていくと、やっぱりそういう一定の方々に対しての施策というのは、本当に大事だなというふうに思います。一方でまた、そういう事情もございますから、非常に検討をいろいろとしていただきたいというふうに思います。今回私の提案は、新しく建てるんじゃなくて、今あるものを有効活用してほしいという部分で考えられるようであれば、再度、そういう観点で訴えたいというふうに思います。

今回は、空き家対策ということで、現状を踏まえまして、今後、対策を早急にとっていただく必要性というのを訴えさせていただきました。空き家がふえていくまちというのは、活力のあるまちではありません。これからの那珂市の発展を考えていく中で、これらの対策をしっかりと位置づけていただきますよう執行部へ提言させていただきました。私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告8番、遠藤 実議員の質問を終わります。

◎議案等の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 引き続き行きます。

日程第2、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第7号から報告第10号までの4件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告事項、報告第11号については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告事項、報告第12号については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告事項、報告第13号については、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告事項となっておりますので、以上7件は報告をもって終了といたします。

続きまして、報告第4号から報告第6号までの3件並びに議案第38号から議案第47号までの10件、以上13件については、お手元に配付してあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今定例会に報告されますことを望みます。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了をいたしました。
本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時52分

平成25年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月18日）

平成25年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成25年6月18日(火曜日)

- 日程第 1 教育厚生常任委員会調査事項
より良い教育環境の整備について
- 日程第 2 発議第 2号 原子力安全対策特別委員会調査事項
- 日程第 3 発議第 3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項
- 日程第 4 発議第 5号 議会改革特別委員会調査事項
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
報告第 5号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
報告第 6号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 39号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 40号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議案第 41号 那珂市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 議案第 42号 那珂市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 43号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 44号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 45号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第 46号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 47号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第 48号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 7 同意第 4号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	企画部次長	関根芳則君
総務部次長	川崎薫君	市民生活部長次	中山悦男君
保健福祉部次	小田倉正美君	産業部次長	倉持和彦君
建設部次長	助川保彦君	上下水道部長次	樫村悦雄君
教育部次長	会沢直君	消防次長	萩野谷孝君

議会事務局職員

事務局長 城宝信保君
次長補佐 渡辺莊一君
書記 萩谷将司君

事務局次長 深谷忍君
書記 二方尚美君

開議 午前10時25分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承を願います。本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎議案の訂正及び差しかえ

○議長（福田耕四郎君） 会議に先立ちまして、執行部から議案の修正及び差しかえの申し出がありましたので、これを許します。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） まことに申しわけございませんが、議案書15ページの差しかえをお願い申し上げます。

議案書15ページ、専決処分書本文1行目「那珂市国民健康保険条例」と記載してありますが、「那珂市国民健康保険税条例」が正しいものであります。「保険」と「条例」の間に「税」の字が脱落してしまいました。おわび申し上げ、謹んでご訂正いたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 部長の報告のとおりであります。差しかえを願います。

◎教育厚生常任委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、教育厚生常任委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会、遠藤 実委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（遠藤 実君） おはようございます。

教育厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、調査事件、1、市内保育園でのノロウイルス感染について、2、より良い教育環境の整備について。

2、結果、1、市内保育園でのノロウイルス感染については、調査完了とすべきもの。2、より良い教育環境の整備については、継続調査とすべきもの。

3、理由、市内保育園でのノロウイルス感染については、5月にゆたか保育園で発生した集団感染について調査したものです。

委員より、発生から通報までの連絡がおくれたことについて質疑が出され、執行部より、保育園においては風邪や溶連菌が流行していたため、ノロウイルスではないだろうと判断の誤りがあったこと、そのために非常に強力な感染力を持つウイルスだが、吐瀉物等の処理が適切ではなく感染が広がったと見られると答弁がありました。

県で作成している感染症対応のマニュアルの遵守と、もし事態が発生したときは速やかに各施設から執行部へ連絡する報告義務を徹底すること、また感染拡大を早急に阻止するために、県や保健所と連携をとり合って今後とも進めていただきたいと委員より意見が出され、本件については調査完了とすべきものと決定いたしました。

より良い教育環境の整備については、5月9日と6月13日の2回にわたり調査を行いました。

5月9日は、執行部より、スクールカウンセラーや心の教室相談員、教育支援センターなど、悩みの相談を受け付ける体制と、相談の件数や傾向などを中心に説明を受けました。

委員より、児童生徒や保護者に対し、相談窓口があることについて広報を徹底したほうがよいという意見が出されました。相談に行けない子供たちへの対応についての質疑には、相談できる子は氷山の一角であり、学期ごとの個別面談やアンケートの実施などで子供たちの把握に努めていると答弁がありました。

また、いじめや不登校などの原因をつくらないために、先生方は休み時間に子供と一緒に遊ぶなど、信頼関係を築く必要があるのではと質疑が出され、休み時間は学力向上のためにおこなっている子供を指導している時間でもあると答弁がありました。委員より、子供たちと向き合うために、教職員の負担軽減を図ってほしいとの意見が出されました。

6月13日は、いじめ防止に関する条例など、他市の先進事例をもとに、第三者的な事実や解決策を相談できるような特別な機関があってもいいなどの意見を出し合いました。

また、発達障害児への対応について質疑があり、執行部より各学校に特別支援コーディネーターがいるほか、障害児学習指導員を配置して、そういう子のいる学級を回って指導していると答弁がありました。

以上のことから、内容についてさらに調査が必要と考えられ、採決の結果、全員異議なく継続調査とすべきものと決定しました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、会議規則第56条の規定により、委員長報告に対する質疑の回数は、1人3回までといたします。

質疑ございますか。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、教育厚生常任委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定いたしました。

◎発議第2号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、発議第2号 原子力安全対策特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

原子力安全対策特別委員会、須藤 博委員長、登壇を願います。

〔原子力安全対策特別委員会委員長 須藤 博君 登壇〕

○原子力安全対策特別委員会委員長（須藤 博君） 原子力安全対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会の調査事項については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件、発議第2号 原子力安全対策特別委員会調査事項。1. 住民の安全確保に関する事項、2. 周辺の環境保全に関する事項、3. 原子力安全協定に関する事項、4. 核

融合研究施設に関する事項、5. その他関連する事項。

結果としまして、継続調査とすべきもの。

理由、5月15日に開催した本委員会は、三菱マテリアル株式会社、三菱原子燃料株式会社、那珂核融合研究所及び日本原子力発電株式会社の年間主要事業計画について説明を求め、審議をしました。

執行部より提出された原子力事業所の気体廃棄物の放出状況については、全ての事業所において、放出管理目標値を下回っていたことを確認しました。

また、6月10日には、東海村の日本原子力研究開発機構へ行き、5月23日にJ-PARCで起きた放射性物質の漏えい事故について調査を行いました。この施設では、エネルギーのような直接的に何かを生み出すという研究ではなく、宇宙はなぜそこに存在するかなど、もう少し奥深い人類の物理を目指しているとのことでございます。

委員より、事故の通報がおくれたことに対し、日本原子力研究開発機構と大学共同利用機関法人の2人の所長の了解がなければできなかつたのかと質疑があり、事業者より、機関の了解は必要なく、全ての人気づいたときに通報できるが、今回はその場にいた人に通報すべき事象であるとの意識がなかつたためおくれた。加速器の中でこういった事案が起こり得るという意識がなく、マニュアルも不備だったと言わざるを得ない、抜本的に見直して、二度とこのようなことがないようにしていきたいと答弁がありました。

また、建屋内の放射線量について質疑があり、最大で1.7ミリシーベルトで、年間の許容値以下で、飛行機に1回乗って浴びるくらいではあるが、行為としてはあつてはならないことだと反省をしていると答弁がありました。

事故についてはビーム照射の際に、通常なら2秒間一定のところ、1,000分の5秒、瞬間に電圧がかかったことがわかりましたが、なぜそうなつたかについてはこれから解析するとの答弁でした。

危機管理体制の強化は最優先とし、地域住民の安心・安全を徹底してほしい、調査の結果をきちんと早目に報告してほしいとの意見が出されました。

以上のことから、発議第2号については、住民の生命及び財産を守るという観点から、引き続き調査研究を行うとともに、原子力施設への監視を続けていく必要があり、継続して調査をしていきます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（福田耕四郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

笹島議員。

○12番（笹島 猛君） これちょっと読んでみると、このJ-PARCというのは、私は次世代の高エネルギーの政策だと思つていたんですけども、2ページを見てみると、なぜそこに宇宙があつてとか、奥深い人類の物理を目指しているということなんですけれども、

我々市民も放射線が出るということも知らせておらず、ましてその J-PARC 自体が、我々自体が次世代の高エネルギー政策だと思っていたんですけれども、この今言っていた、宇宙はなぜあるのかとか、人類の物理を目指しているとか、全くとんちんかんちんなんですけれども、これはどういう意味なんですか、ちょっと伺います。

○議長（福田耕四郎君） 須藤委員長。

○原子力安全対策特別委員会委員長（須藤 博君） これは委員のほうからもそういう質問がございましたけれども、そこの研究施設においては、原子力のエネルギーというようなことではなくて、先行けばそういう可能性もあるかもしれないということで、全然違った研究をされているということで、放射能が出たということに対しては、これから深く解析していかなければならない、こういうような答弁でございましたので、全然違ったということでした。

○議長（福田耕四郎君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、原子力安全対策特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定いたしました。

◎発議第3号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、発議第3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

那珂市活性化対策特別委員会、加藤直行委員長、登壇願います。

[那珂市活性化対策特別委員会委員長 加藤直行君 登壇]

○那珂市活性化対策特別委員会委員長（加藤直行君） 那珂市活性化対策特別委員会報告。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

記。

1. 調査事件、発議第3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項。1. 産業の活性化に関する事項、2. 観光の振興に関する事項、3. 企業誘致に関する事項、4. 土地活用に関する事項、5. 再生可能エネルギーに関する事項、6. 環境・防災対策に関する事項、7.

震災復旧・復興に関する事項、8. その他関連する事項。

2、調査の結果、継続調査とすべきもの。

3、理由、総合的な地域活性化対策について、引き続き調査研究を行う必要があり、継続して調査をします。

なお、主な調査内容は、調査事項の再生可能エネルギーに関する事項で、執行部から、前回の委員会で説明を受けた庁舎裏側の市有地「一の関調節池」にソーラー発電の事業者を公募して遊休地の利活用を図る事業の状況及び今後の計画について説明を受けた後、委員から、事業者との協定書の内容や設備に係る経費について質疑があり、早急な経費の算出と、設置における市の負担を軽減する交渉をすべきであるとの意見が出されました。

市内公共施設の太陽光発電設備については、執行部から、拠点避難所を優先して予算化されており、それ以外の施設は現在方針が定まっていないとの説明がありました。

当委員会としては、再生可能エネルギーに関する事項についての調査を終了し、次回から産業の活性化に関する事項について調査していくことを全会一致で決定をいたしました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、那珂市活性化対策特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎発議第5号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、発議第5号 議会改革特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会、君嶋寿男委員長、登壇を願います。

〔議会改革特別委員会委員長 君嶋寿男君 登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（君嶋寿男君） 議会改革特別委員会報告。

本委員会の調査事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件、発議第5号 議会改革特別委員会調査事項。1. 議会基本条例の制定に関する事項、2. その他議会改革に関する事項。

2、結果、継続調査とすべきもの。

3、理由、当委員会では、議会基本条例制定に向けて審議しており、審議経過は別紙のとおりであります。今後も議会基本条例の素案作成や議会改革を進めていくため、多くの課題を検討していくことが必要であります。

以上の理由により、今後も継続調査とすべきものと決定いたしました。

なお、当委員会では、その他議会改革に関する事項として、議場のマイク、カメラの改修と、執行部の議会出席者見直しについて、市長に申し入れをすることといたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 開かれた議会、非常に進めていって敬意を表します。この議会改革の本丸である議員の定数とか議員の報酬とかはどのような形で進めていくのか、ちょっと伺います。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋委員長。

○議会改革特別委員会委員長（君嶋寿男君） 今後、議会改革特別委員会の中で、定数、報酬については調査をしていくということで話を進めているところです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 時期的なもの等は、いつまでというピリオドみたいなことは考えているのか、ちょっと伺います。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋委員長。

○議会改革特別委員会委員長（君嶋寿男君） まだ期間については決定しておりません。今後調査させていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 外にありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、本件は委員長報告のとおり継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎報告第4号～議案第47号の各委員会審査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、報告第4号から議案第47号まで、以上13件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、中崎政長委員長、登壇を願います。

〔総務生活常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（中崎政長君） 総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件、報告第4号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、報告第5号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例でございます。続きまして、議案第39号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第40号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例、議案第41号 那珂市災害対策本部条例の一部を改正する条例、議案第45号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

2、結果、全て全会一致で、原案のとおり承認、可決すべきものとする。

3、理由、報告第4号と報告第5号は、地方税法の改正により、税条例と都市計画税条例の所要部分を改正したものです。

議案第38号は、原子力発電施設等立地地域における特例措置法により、製造業などの固定資産税の減額期間を平成27年3月31日まで延長するものです。

議案第39号は、固定資産税の前納報奨金を平成26年4月に廃止すること、地方税法の改正により、軽自動車税の追加分への対応、ふるさと寄附金控除制度の変更、延滞金や還付加算金の利率引き下げ、住宅ローン控除の変更などです。

議案第40号は、都市計画区域変更による中里工業専用地域の都市計画税免除規定の廃止、地方税法などの法律改正による経過措置の適用などです。

議案第41号は、地域防災計画修正による災害対策本部組織の見直しであります。

議案第45号のうち、当委員会所管部分、歳入は、歳出予算に関連した国や県補助金の増額

など、歳出は、公債費の繰上償還分の増加によるものです。

以上、報告をいたします。

○議長（福田耕四郎君） ただいま委員長から報告がありました議案第39号、見出しが「那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」、いわゆる続いて議案第39号の間に入るのが正しいと思われまので、訂正を願いたいと思います。

引き続きまして、産業建設常任委員会、中庭正一委員長、登壇を願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中庭正一君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中庭正一君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

記。

1、付託事件、議案第42号 那珂市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 那珂市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例、議案第44号 那珂市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第45号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、議案第46号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）。

2、結果、全て全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由、議案第42号は、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」設立及び「株式会社企業再生支援機構」の「株式会社地域経済活性化支援機構」への改組に対応するための改正です。

議案第43号は、一の関調節池の太陽光発電設置に当たり、法定外公共物管理条例の別表に規定されていない施設等の設置や使用の際に、使用料を徴収できるよう「その他のもの」を追加するものです。

議案第44号は、再生可能エネルギー導入に当たり、行政財産使用料徴収条例において準用される道路占用料徴収条例の別表に規定されていない施設等の設置や使用の際に、使用料を徴収できるよう「その他のもの」を追加するものです。

議案第45号は、商工費のがんばる商店街支援事業において、商業者団体等に対する商業活性化のための事業費補助金の歳出200万円を追加するものです。

議案第46号は、公債費の特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰上償還分の追加と、それに関連した繰越金、市債の増額により、歳入歳出それぞれ3億8,189万2,000円を追加するものです。

議案第47号は、公債費の特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰上償還分の追加と、それに関連した繰越金、市債の増額により、歳入歳出それぞれ7,201万5,000円を追加するも

のです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、教育厚生常任委員会、遠藤 実委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（遠藤 実君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件、報告第6号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第45号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

2、結果、全て全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由、報告第6号は、地方税法等の改正により、条例の一部を改正するものです。

議案第45号の平成25年度那珂市一般会計補正予算（第1号）は、妥当なものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、会議規則第56条の規定により、委員長報告に対する質疑の回数は、1人3回までといたします。ご了承を願います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、今定例会において議案等についての討論の通告はありませんでした。

これより報告第4号から報告第6号まで、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号から報告第6号まで、以上3件は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第38号から議案第47号まで、以上10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第47号は委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第6、議案第48号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第48号 人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

那珂市中里139番地、木内仁一郎さん、昭和24年6月11日生まれ。

那珂市門部3692番地、勝山 栄さん、昭和27年1月13日生まれ。

平成25年6月18日、那珂市長、海野 徹。

提案理由につきましては、人権擁護委員のうち小笠原純生委員及び海野 崇委員は、平成25年9月30日をもって任期満了を迎えるに当たり、水戸地方法務局長から人権擁護委員の候補者の推薦について依頼があったため、後任者を推薦するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） これより議案第48号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号はこれに同意することに決定をいたしました。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第7、同意第4号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第4号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を那珂市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

那珂市鴻巣1346番地2、吉野四郎さん、昭和11年12月10日生まれ。

平成25年6月18日提出、那珂市長、海野 徹。

提案理由につきましては、那珂市固定資産評価審査委員会の吉野四郎委員が、平成25年6月29日をもって任期満了となるため、再任をするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより同意第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号はこれに同意することに決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（福田耕四郎君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第9、委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続（調査・審査）の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、これを承認することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本会議に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成25年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする12件の議案等につきまして慎重なご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただきました。まことにありがとうございます。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり平成25年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案の外、各種の報告案件につきましても熱心にご審議をいただき、また貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員各位に対しまして重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては参議院選挙や茨城県知事選挙が間近にあり、大変ご多忙の日々を迎えられると思いますが、ご健康には十分に留意されましてお過ごしいただきたいと思います。また、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のために今後ともご健勝でご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

長期間にわたり、本当にありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） これで平成25年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会議員 須藤 博

那珂市議会議員 加藤 直行

那珂市議会議員 石川 利秋